平成27年第3回西郷村議会定例会

議事日程(5号)

平成27年9月30日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第60号 西郷村特定個人情報保護条例
- 日程第 2 議案第61号 西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第62号 西郷村保育園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第63号 財産の無償譲渡について
- 日程第 5 議案第64号 除染対策事業平成26・27年度債務負担行為北部仮置場造成工事(第1工区)請負変更契約について
- 日程第 6 議案第65号 福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)平成27年度 施工西郷村民プール給排水衛生設備工事請負契約について
- 日程第 7 議案第66号 福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)平成27年度 施工西郷村民プール電気設備工事請負契約について
- 日程第 8 議案第67号 福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)平成27年度 施工西郷村民プール杭打ち工事請負契約について
- 日程第 9 議案第68号 福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)平成27年度 施工西郷村民プール建築本体工事請負契約について
- 日程第10 議案第69号 平成26年度西郷村歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第70号 平成26年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認 定について
- 日程第12 議案第71号 平成27年度西郷村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第72号 平成27年度西郷村墓地特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第73号 平成27年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第74号 平成27年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算(第2 号)
- 日程第16 議案第75号 平成27年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2号)
- 日程第17 議案第76号 平成27年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 報告第 3号 平成26年度西郷村財政健全化判断比率の報告について
- 日程第19 報告第 4号 平成26年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告につい て
- 日程第20 議案第77号 社会資本整備総合交付金事業 平成27年度施工西郷高原大橋長寿命化修繕工事請負契約に ついて
- 日程第21 西郷村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の件
- 追加日程第1 議案第78号 西郷村教育委員会教育長の任命について

追加日程第2 議案第79号 西郷村監査委員の選任について

追加日程第3 議案第80号 西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第22 請願・陳情に対する委員長報告

総務常任委員会

請願第 3号 安全保障関連法案に反対する意見書の提出を求める請願書

追加日程第5 発議第 7号 安全保障関連法に反対する意見書の提出について

日程第23 議員派遣の件

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第25 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第26 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第27 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第28 西郷村選挙管理委員会委員及び補充員選考委員会の閉会中の事務調査の件

日程第29 閉会

- 出席議員(16名)
 - 3番 真船正康君 1番 松田隆志君 2番 髙橋廣志君 4番 鈴木勝久君 5番 佐藤厚潮君 6番 南舘かつえ君 7番 藤田節夫君 8番 金田裕二君 9番 秋山和男君 10番 矢 吹 利 夫 君 11番 上田秀人君 12番後藤 功君 13番 佐藤富男君 14番 大石雪雄君 15番 真船正晃君
- 16番 白岩征治君
- ・欠席議員 なし
- ・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大 倉 修 君
教 育 長	加藤征男君	会計管理者兼 会 計 室 長	芳賀盛男君
参 事 兼 総 務 課 長	山崎 昇君	参 事 兼 税 務 課 長	金田昭二君
参 事 兼 住民生活課長	相川博君	参 事 兼 放射能対策 課 長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	伊藤秀雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
参 事 兼 上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会事務局長	近藤伸男君
代表監査委員	居川孝男君		

黒 須 賢 博

・本会議に出席した事務局職員

次 長 兼 議 事 係 長 兼 監査委員書記 議会事務局長 兼監查委員主任書記 藤田哲夫 庶 務 係 長 相川佐江子

◎開議の宣告

○議長(白岩征治君) おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日 の会議を開きます。

(午前10時00分)

- ◎追加議案の一括上程(議案第78号~議案第80号、諮問第 1号)
- ○議長(白岩征治君) ここで、議案3件、諮問1件が追加提案されました。議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- ○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。
 - ◎休憩の宣告
- ○議長(白岩征治君) それでは、議案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

(午前10時00分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午前10時02分)

○議長(白岩征治君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) それでは、追加提案されました議案3件、諮問1件につきまして、 日程第21の次に追加日程第1、議案第78号、追加日程第2、議案第79号、追加 日程第3、議案第80号、追加日程第4、諮問1号にすることに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1、議案第78号から追加日程第4、諮問第1号まで一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。

(事務局長、議案書により朗読)

- ○議長(白岩征治君) 議案の朗読が終わりました。
 - ◎提案理由の説明
- ○議長(白岩征治君) 続いて、議案第78号、議案第79号、議案第80号及び諮問第 1号に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長(佐藤正博君) 本日追加提案いたしますのは、議案第78号「西郷村教育委員会 教育長の任命について」のほか人事に関する議案が2件、計3議案と諮問第1号「人 権擁護委員候補者の推薦について」の1件でございます。

まず、議案第78号の「西郷村教育委員会教育長の任命について」のご説明を申し上げます。

現教育長、西郷村教育委員会委員加藤征男から、平成27年10月31日付をもっ

て辞職される旨の申し出があり、教育委員会及び当職においてこれに同意いたしました。まことに、これまでのご精励に対してありがたく、厚く感謝を申し上げるところでございます。ほんとうにありがとうございました。

後任として、新たな教育委員会制度における教育長として、鈴木且雪氏を任命いた したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議 会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定によりまして3年間でございます。

鈴木且雪氏の経歴につきましては、追加議案2ページの略歴書に記載のとおり、昭和53年3月に大学を卒業後、同年6月、西郷村立羽太小学校に助教諭として教職につかれて以来、37年間の長きにわたり児童・生徒の指導に当たられ、村立川谷小学校長、村立小田倉小学校長をはじめ、管内の小学校の教頭、校長を歴任されました。また、この間、白河市教育委員会学校教育課指導主事や学校教育課長としての教育行政にも携わり、その職責を果たされてまいりました。

人格が高潔であり、これらの実績、豊富な経験から本村教育行政に関してもすぐれた識見を有されておりますので、本村の教育行政のさらなる進展にご尽力いただけるものと考え、提案するものでございます。

次に、議案第79号「西郷村監査委員の選任について」でありますが、地方自治法の規定により監査委員の定数2名のうち、議員の中から選任される監査委員につきましては、前任の高木信嘉元議員の議員任期満了に伴い空席となっておりますので、後任に髙橋廣志を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

髙橋廣志氏は、高潔、温厚、誠実な人格であり、豊富な経験と行政運営に関してすぐれた識見を有しており、村民の代表者として公正な観点で監査委員の職責を果たされるものと考え、提案するものでございます。

次に、議案第80号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」でありますが、現在3名の固定資産評価審査委員会委員を選任しておりますが、有賀春雄氏は、本日9月30日をもって任期満了となるため、再度委員に選任いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

有賀春雄氏は、平成24年10月から、村の固定資産評価審査委員を務められております。その職責の重大さを認識されており、今後とも公平かつ公正な立場で識見を生かしていただけるものと確信し、委員として再度選任いたしたく提案するものでございます。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」でありますが、現在、本村においては6名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、菅野美代子氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますので、再度候補者として推薦いたしたく、議会の意見をお願いするものでございます。

菅野美代子氏は、平成25年1月から人権擁護委員を務められております。長年の 幼児教育者としての経験があり、人権擁護に対する深い理解と熱意を有しておられま すので、再度候補者として推薦いたしたく、意見を求めるものでございます。

以上、本日追加提案いたしました議案、諮問につきましてご説明を申し上げました。 ご審議の上、ご同意、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(白岩征治君) 提案理由の説明が終わりました。
 - ◎議案第60号に対する質疑
- ○議長(白岩征治君) それでは、本日の日程に入ります。 日程第1、議案第60号に対する質疑を許します。 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) 11番。議案第60号に対して質疑を行いたいと思います。 まずはじめに、西郷村特定個人情報保護条例についてということで質疑をしたいと 思いますけれども、まず目的の第1条としまして、村の関係機関における特定個人情 報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し云々とありますけれども、適正な収集、 特定個人情報の適正な収集というのは何をもって適正なのか。昨今、マスコミ、テレ ビ等々でいろんな報道がされております。どういうものが適正な収集の対象になるの か、その部分をまずお示しいただきたいなというふうに思います。
- ○議長(白岩征治君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) 上田議員のご質疑にお答え申し上げます。

適正な収集とはどういうことかというご質疑でございますが、特定個人情報、マイナンバー、その収集に関しましては、本人確認、それから何の情報として収集するのか、そういったことを確認しまして、相手の同意を得て情報を収集するということで、適正な情報の収集ということを進めていくことを目的として、条例を制定しようとするものでございます。

- ○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) 11番。ただいま答弁をいただいたわけですけれども、マイナンバー制度における適正な個人情報、了解をいただいての収集をしていく内容だということなんですけれども、収集する、じゃ内容なんですよね、その次に保管、利用及び提供を確保しとなっていますよね。利用、確保ということは、じゃ何を集めて、どのような利用をして、誰に提供していくのか。この部分もやはり問題になってくるかと思います。それと保管の部分も問題になりますよね。

まず、分解して考えていきたいと思うんですけれども、どこからいきましょうか、 保管からいきますか、じゃ。村が収集したマイナンバーに伴う個人情報、これをどの ように保管をしていくのか。この条例の中で保管という言葉を使われていますけれど も、どのように保管をされていくのか、まずそこも、じゃお聞かせください。

- ○議長(白岩征治君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) お答えいたします。

保管に関しましては、現在も住基情報、一般的なネットとつながる情報系として扱っておりませんで、独立した形で扱っております。コンピューターの回線等も別口で 運用しておりまして、その保管は担当職員を決めておりまして、その担当職員以外に は入れないような形で、コンピューターの中では保管されております。

それとペーパーであるものに関しましては、鍵のあるロッカーとか、そういうところで保管する形となっております。

- ○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) 今、ネットでは接続されていないという答えだったんですけれ ども、これは本当に間違いなく接続されていないですか伺います、いかがですか。
- ○議長(白岩征治君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) お答えいたします。

情報系幾つかございまして、住基、それから税務、それから福祉、あるいは介護といったものがそれぞれ独立した形でシステムを組んでおります。それを一般のコンピューターで扱って転記して表などをつくった場合、それに関しましては、もちろんそのシステムから外れることもございますが、根本的にはそのシステムの中での運用ということで、現在、そういうやり方をしております。

- ○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) 専門的な話になってきているんですけれども、私そのものは、個人的には個人4情報ありますよね、まず住基のね、あと税情報とか、いろんな情報を村は持ちますよね。その部分は、庁舎内の専用LANで組む分には、私は住民サービスにつながることだと考えて、その部分は賛成をするんですよ。

しかしながら、今回の特定個人情報、この根本にあるのはマイナンバー制度の部分ですよね。これですと、結局専用回線を使って国なり、県なりに情報を提供したり、利用したりする部分が出てきますよね。そこが本当に大丈夫なのかという部分なんです。

その部分で保管をするということなんですけれども、その専用回線には絶対に入られる可能性がある、100%入れるというふうに言い切る人間もいます。コンピューターの世界ではいつも申し上げるように、そのぐらいネット上の絶対はあり得ないということなんですよ。そういった世界の中に本当にさまざまな情報を村は保管して守り切ることができるのかということなんです。

この条例の中をずっと読み解いていくと、安全確保の措置ということで第7条なんかも出てきますよね。先ほど専門の職員がどうのこうのとお話ございましたけれども、第7条の実施機関はということで、こういう特定個人情報の漏えい、遺失、または云々と書いてありますよね、第1項が必要な措置を講じなければならないというふうな書き方なんですよね。これは、いわゆる読み方からすれば、努力義務でしかないんですよ。ということは、本当にこれで保管し切れるのか、守り切れるのかという疑問を持つんですけれども、そういう部分は、じゃいかがお考えになりますか、伺います。

- ○議長(白岩征治君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) お答えいたします。

それが保管といいますか、守り切れるかどうかということになりますと、手続とは 別の話になりますが、人間のつくったものは必ず人間の手によって破られるという事 実もございます。イタチごっこの状況でもございます。しかし、それが守れるかどうか、この場で私が私感を述べるのも適切ではないのではないかと思いますので、守れるかどうかに関しましてはちょっとコメントを差し控えますが、極力の努力をしていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) 確かにそのとおりです。今、課長が答弁されるとおりなんですよ。その第2項には、特定個人情報の取り扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用するという項目ありますよね。これが今、課長がさきに答弁された内容だと思うんです。いわゆる委託を受けた者が受託した業務を行う場合については、さきの第7条の第1項の部分が絡んできますよということだと思うんですよね。

これを逆から考えちゃえば、いわゆる委託を受けた者、これが委託を受けなければ 情報がどうなろうがそれは関係ありませんよということにもなるんですよ。村は責任 問われないですよということになりかねないんです。以前にもこれ指摘しましたけれ ども、そういう危険性がありますよということを私、指摘をしている。これは多分国 から来たものを準じてこの条例を多分策定していったと思うんです。ですから、その ぐらいこれ無責任なものだというふうに私、思うんです。

第9条のほうに移っていけば、これ実施機関は人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合にあって本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報をみずから利用することができるという、これだけ読んでいたらおかしいと思いませんか。同意を得なければなりませんよ。でも、同意を得ることが困難であるときには、別に使ってもいいですよ。利用目的以外のためにも、例えばその方の生命、身体及び財産の保護のために必要だというふうなものであれば、使ってもいいですよということなんですよ。これも拡大解釈していけば、どんどんできるわけです。

どこかの総理が言いましたよね。総理が言ったんですから、間違いないですよ、信じてくださいよなんて言いましたによね。でも、その時々の長の判断によって大きく変わってしまうんじゃないんですかって、そういうことの危険性がありますよということを言いたいんです。そのことについては、どのようにお考えになりますか。

- ○議長(白岩征治君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) お答えいたします。

もちろんこの中で縛ってある、先ほど申し上げました生命、財産を守るためやむを 得ない緊急の場合、そういう場合が想定されて、条例がつくり込んであるわけなんで すけれども、その範囲、きっちりどこで線引きをするかという問題になろうかと思い ますが、極力そこは厳格な運用を図っていくよう各課に指導していきたいと思います ので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) 11番。また戻りまして、第1条の特定個人情報の適正な収集、 保管、利用及び提供をとありますよね。適正な収集ということと、あと利用、これは

並行していきたいと思うんですけれども、いわゆるマイナンバー制度でどのような利便性が図れるんだということで伺ったこともございます。それと、その利用者にはどのような利便性があるんだということで聞いたことがございます。

まず、利便性に関しては行政手続が簡単になりますよということですよね。それがまず大きなうたいでしたよね。なぜこれを実施するんだということなんですけれども、いわゆる年金の不正受給、生活保護の不正受給を防ぐためにということでしたよね。確かに正義の刀を振り回すような感じなんです。しかしながら、この中身よく調べていきますと、利用範囲の中で、年金の資格取得確認、給付を受ける際の利用ということでありますけれども、そして雇用保険等の資格取得確認、給付を受ける際に利用する、ハローワークの事務等に利用、この中にまた細かくいろいろ規定されています。

さらには、医療保険等の保険料徴収の医療保険者における手続、福祉分野の給付、 生活保護の実施等、低所得者対策の事務に利用ということで大きな項目がうたっています。この中にも児童福祉手当から母子及び寡婦福祉法、母子家庭自立支援給付金だの障害者だのいろいろなことがございます。介護保険、国民健康保険とか、高齢者医療保険制度についてもうたっていますよね。あとは、奨学金制度もありますよね。日本学生支援機構による、いわゆる学資の貸与ですよね、これに関する事務。あと公営住宅に関することも出てくる。そして、国民が税務当局に提供する確定申告、届け出書・調書に記載、これ税金の申告関係ですよね。あともう一つ、被災者生活再建支援の支給に関する事務、その他地方公共団体の条例で定める事務等に利用するということ、これだけいろんな幅が書かれているんですよ。

しかしながら、我々に説明があったのは、いわゆる行政手続が楽になりますよと、 それと年金や生活保護の不正受給を防ぎますよということだけだったんです。それが、 そのさきがどんなように広がっていくのかわからない状況で、こういう条例を本当に 今、策定して本当にいいのかということになんです。もう少し国がきちんと固めてか ら内容を国民に示してから、私はこのことをやるべきではないかと思うんですけれど も、いかがお考えになりますか。

- ○議長(白岩征治君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) 今、議員おただしのように、さまざまな例示はされております。それで税情報に関しましては、来年の1月からということで、マイナンバーを利用する福祉関係とか他の例示に関しましてはそれ以降、それから条例で規定する分に関しましては、こちらの条例制定の中で規定してマイナンバーのチップの容量もございますので、そういう利用の仕方もできますよということで、国のほうから例示を受けておりますが、条例の範囲とか、そういったものに関しましてはこれからの話ということになります。

それでとりあえず1月から税のほうで制度が始まりますので、その制度が始まる前に手続、そういったものに関しましては、条例を定めておかなければならないということで、国のほうから例示と、この条例自体は国のほうからの例示はありません。それで、町村会のほうで各市町村個人情報保護条例のほうが先行しておりますので、形

としては各自治体ばらばらになっております。それで、国のほうが一律の条例案を示せなかったために、町村会のほうでそれをまとめて例示したものでございます。

その内容として、こういう形で西郷村の条例、それから個人情報保護条例等の整合を図って制定しようとするものでございますか、その先の情報の利用に関しましては、もちろん言われているとおり未定の部分ございます。それで、その辺に関しましては、今後、検討しながら適切な扱いを図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) 11番。今、課長、本当に大きな答弁されたと思うんです。国 が示せなかったと言いましたよね、条例案をね。ということは、国はじゃ、先をどう いうふうに考えているかわからないということですよ。

今、私自身も今回、個人情報を調べていって思ったのは、ようやく入り口が見えたかなという部分ですよ。その中が今どうなっているかわからない。そういうもののために、こういう条例は本当に必要なのかなと思うんですよ。本当にそれが今、適正なのかということを強く考えるわけであります。国が示せなかった、町村会のほうで示してきたものをベースにつくられたということなんですけれども、これじゃあれでしょうから、ここで終わりにしたいと思うんですけれども、そういった中で、本当にこれが西郷村民一人一人の、いわゆる特定個人情報、本当に保護できるのか、これは大きな疑義を持つと私は思いますよ。

ましてやインターネットの世界というのは、何度も申し上げていますけれども、絶対はあり得ない。絶対に入られるという覚悟でやっていく、そのぐらいじゃないと個人情報というのは守り切れない。ですから、この条例は本当にこれで正しいのかどうなのか、質疑なんで、これで本当にいいというふうにお考えになって、このまま進められるのか伺います、どうですか。

- ○議長(白岩征治君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) お答えいたします。

手続として、より一般のマイナンバーに関しては、厳格な取り扱いをしなければならないということで定めておりますので、もちろん現段階では適正な条例であると考え、上程しておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(白岩征治君) ほかに質疑ございませんか。 7番藤田節夫君。
- ○7番(藤田節夫君) 7番藤田です。議案第60号について質疑いたします。

今、議案上のことについて11番議員から質疑がありましたけれども、この運用について、村民がもともと内容がわからないと、全然周知されていないということで、私につきましてもほとんどわからない部分が多いと。これは赤ちゃんからお年寄りまで全ての国民に12桁の番号をつけ、個人情報を国が一元化管理するというものですけれども、この間、皆さんもご存じように、年金機構の個人情報の大量流出など、公的機関の個人情報管理の脆弱性と絶対安全ではないことが示されてきております。

マイナンバー制度に対しても、情報漏えいの国民の不安と不信が解消されていないままでこの10月から個人に通知カードが送られて、もう1月から実施ということになっておりますけれども、これまで西郷村が村民に対してどれだけのマイナンバー制度を通知してきたのか、まずその辺からお伺いしたいと思います。

- ○議長(白岩征治君) 住民生活課長。
- ○参事兼住民生活課長(相川 博君) 7番藤田議員のご質疑にお答えをいたします。 マイナンバー制度のこれまでの周知方法につきましてのおただしでございますが、 周知の方法につきましては、広報にしごうを利用いたしまして、8月から9、10月 号まで利用いたしまして周知を図っております。それから、西郷村のホームページ、 それから住民生活課の窓口におきまして、それから住民行政サービスセンター等におきましてチラシ等の配布、または今後ですけれども、イベント等において、それからいろ村の行事関係で高齢者等の方、そういった方たちが集まるような事業等を利用しまして広報、PRをしていく予定となっております。

以上でございます。

- ○議長(白岩征治君) 7番藤田節夫君。
- ○7番(藤田節夫君) これまで広報にしごう、これでお知らせをしてきたということですけれども、つい最近まで担当課としても内容がよくわからないというような話で来ていたことは、担当課のほうとしてもご存じだと思うんですけれども、担当課でわからないことが村民がどれだけ理解するんだということになれば、私はほとんど理解していないのかなと思うんですよ。

私にしたって、今回、この10月の広報、一番前に出ていますけれども、これだけでは何を言っているのかわからないし、住民票の住所と異なるところにお住まいの方は受け取りができない場合がありますとか、じゃどうなんだと。カード申請についても初回は無料だと、じゃ2回、3回はあるのかと。よく全然これわからない。1回で済むべきなのか、2回、3回と申請、どの場合に1回は無料だけれども、2回、3回目は手数料がかかるんでしょうけれども、そういったところも、ちょっと全然わかっていないと、広報を見てもですよ。そういった意味で、まだまだ広報が私は足りないのかなと思っているところですけれども、今後のこともいろんな場所でお話をしていくということですけれども、もう10月多分半ばには各個人に書留ということで郵送されていくと思うんですけれども、そういったもう周知する時間がないですよね、はっきり言って、もう明日から10月ですから。その中でこれが郵送されてきて、ちゃんとわかる人は中にはいるけれども、ほとんどの人がこれ、取り扱いがわからないんじゃないのかなと、一応説明文は入ってくるとは思うんですけれども。

じゃ、これもしわからない人とか、そのままになっちゃう人も多分、相当数いると 思うんですけれども、カードの申請、個人番号カードですけれども、これを申請しな い、するは自由なんでしょうか。

- ○議長(白岩征治君) 住民生活課長。
- ○参事兼住民生活課長(相川 博君) お答えいたします。

まず、10月5日現在で住所がある方につきましては、通知カード、紙ベースで各世帯ごとに配布されますが、こちらについては国のほうで無料で交付されます。その後、個人番号カードというのがこちらはプラスチック製の現在の住基カードがございますけれども、あのようなイメージをしていただければわかるかと思うんですが、そういった個人番号カード、こちらは通知カードが届いてから申請書に基づきまして、個人番号カードの申請をしていただけるようになります。申請の順に個人番号カードの作成ができましたらば、村役場のほうに届きますので、とりに来ていただくような形になりますが、個人番号カードそのものにつきましては、強制ではなく任意なんですが、先ほどからお話が出ておりますように、顔写真も添付してありますので、身分証明書と、それから、これからいろいろ手続がされる税と社会保障制度関係も使えますので、一応通知カードについては直接国のほうから通知されますが、個人番号カードについては、今のところ任意となっております。

以上でございます。

- ○議長(白岩征治君) 7番藤田節夫君。
- ○7番(藤田節夫君) 個人番号カードをつくる、つくらないは任意で強制はないという ことでしょうけれども、通知カード、個人番号カード紛失、当然する方も出てくると は思うんですけれども、そういった場合は再発行はされるんでしょうか。また、再発 行される場合は同じ番号ではないですよね、当然。じゃないとね、ほかの方がもしそ れを拾って利用するという場合もありますんで、その辺はどういう対応になるんでしょうか。
- ○議長(白岩征治君) 住民生活課長。
- ○参事兼住民生活課長(相川 博君) お答えいたします。

通知カード等を紛失、破損等をした場合には、初回の交付手数料につきましては国のほうで無料でつくっていただけますが、紛失、それからそれが壊れたとか、そういった場合の再交付手数料につきましては、本人の負担で再交付をしていただくという手順になっております。

以上でございます。(不規則発言あり)番号は、その番号が悪用されるとか、そういう状況になったときには、本人の申し出によりまして変更は可能となりますが、そちらはそういった漏れるおそれがあるとか、そういうふうに判断された場合でございますので、その辺は、今の段階ではその状況でございます。

- ○議長(白岩征治君) 7番藤田節夫君。
- ○7番(藤田節夫君) このカードは、ずっと言われておりますけれども、紛失とか、盗難とか、悪用されるとか、そういったことが今問題になっていると思うんですよ。それが紛失したりした場合、同じナンバーだと、結局それを利用されるということを考えられると思うんですけれども、そういった場合、その番号を普通銀行だったら、その届けで番号変わったりするんですけれども、そういったことが今現在ではわからないということで、そういう理解でよろしいですか。
- ○議長(白岩征治君) 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長(相川 博君) お答えいたします。

先ほど申し上げましたのは、紛失等によりましてその番号等が漏えいのおそれがあると判断される場合というふうな、今のところ示されているところでございます。

(「議長、議事進行」という声あり)

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 議長に、ここで議事進行についてお伺いいたします。

皆さんお配りの議員必携によりますと、議案に対する質疑というものは提出者に対して質疑するとなっております。これ議案第60号におきましては、提出者が佐藤村長なんですね。今、答弁は住民課長やっていらっしゃいますが、この議員必携と実際の西郷村議会の会議がちょっとずれていると思うんですね。この問題について、適正な議会運営なのかどうか、お伺いいたします。

○議長(白岩征治君) ただいま議長進行の発言について、議長より申し上げます。

今、7番藤田節夫君の質疑の議題外にわたっているものとはという議事進行でございます。それで今、13番の佐藤富男君の議事進行について、ちょっと答弁者が外れているんではないかというようなことでございます。それらについて、質問者から村長にお伺いするとか、それから担当課長にお伺いするというような明確なもので質疑をしていただければいいのかなと、そんなふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

13番佐藤富男君。

- ○13番(佐藤富男君) 今の議長の見解というものは、西郷村議会の白岩征治議長だけ の考えなんですね。地方自治法とか国の法律、またその一般的な国内でいわゆる通用 している会議規則とはまた別だと思うんですね。白岩征治個人の見解だと思うんです。 これ公式に、正式に地方自治法と整合性があるのかどうかについても確認していただ きたいと思います。
- ○議長(白岩征治君) 議事進行については議長に対しての発言でございまして、議長によって整合性があるのかというようなことでございますが、今申し上げましたように、質問者がはっきりとできれば質問に対して答弁を村長、執行者、それからまたは担当課長にお聞きしますというようなことでやっていただきたいと、そんなふうに思います。

あくまでも議長に対しての議事進行でございますので、それらについて、議長として議事進行の内容にしっかりと議会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) 重ね重ねなんですが、私は議長、勘違いしていると思うんですね。議長がそこに座っていらっしゃるのは、やはり日本国憲法で地方自治というものを認められて、そして地方自治法の中でその議会を置いて、その中に議会議長を選出するとなっていますよね。全て国の憲法、地方自治法、そしてまた村の条例、会議規則にのっとって今、議長、そこに座っていらっしゃるし、また議長はその国の憲法、

自治法、それから条例、会議規則にのっとって議会運営をする義務があるんですね。ところが、これ皆さん、議員必携といういわゆる議会運営のマニュアルがある、これ全国共通なんでしょうけれども、ありますね、この中にこうなっているんですね。間いていて、上田議員の質問もそうなんですが、答弁、全部担当課長で村長答弁ないんですね。おかしいと思って調べてみたんですが、質疑は議題に供された事件について疑義をただすものと、執行機関の所信表明、報告などに対する質疑等があるが、ここでは本会議の議題に供された事件に対する質疑に限定して述べることにするということになっていまして、質疑とは前述したとおり、議題に供された事件について疑義をただすものである。したがって、質疑は提出者に対して行うものであるから、町村長から提出されたものに対しては町村長に、議員から提出されたものは、その議員に

これについて、村長は答弁しないんであれば、これは議長が村長に対して答弁するように促すか、もしくは議員に対して答弁、村長じゃなくてこういった担当課長でよろしいですかということを伺って確認の上、やるべきだと、私は思います。

対して行うことになるとなっているんですね。そうしますと、これは村長が提出者で

そういう意味で、勝手に議長がいくら議長が議事整理権を持ったとしても、こういう議員必携によれば、そういったこと書いてありますので、それらについてもきちんと、やはり正していただきたいと思います。正常な議会運営をお願いいたします。

○議長(白岩征治君) ただいま議事進行の発言について、議長より申し上げます。

7番藤田節夫君の質疑の議題以外にわたっているものという議事進行でございます。 失礼しました。藤田節夫議員の質疑に対して村長が答弁するべきものではないのかと いうような議事進行でございます。それについて、7番藤田節夫君の質疑に対して村 長に答弁を求めるのか、それから今の担当課長に求めるのか、その辺きちっとしてい ただいて、質疑を続行していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

13番佐藤富男君。

すから、村長が答弁するべきものです。

○13番(佐藤富男君) 議長、結局議案提出されたのが9月開会日いつですか。9月のいつでしたっけ、(不規則発言あり)9月11日に開会されましてね。9月11日に議案が本会議において上程されたんです。上程されたときに村長が上程されたんです。そして、細部にわたっては担当課長が細部説明を行っているはずです。行っておりますね、実際に行っていますから、細部説明をしているんですね。その後においての本会議での質疑ですから、これについては、担当課長ではなく村長が述べるべきだと、私は思います。

村長が述べないんであれば、述べない理由なりに、それを議長が許していること自体もこれ会議規則とか、そういうことをいうと、ちょっと正常じゃないと思うんですね。やっぱりこれは村長に答弁を求めないで、担当課長でいいですよということ。村長が例えば細部にわたっては担当課長に答弁させますが、よろしいですかと議員に伺って、それでよろしいんですであれば、それはそれになりに私はいいと思うけれども、最初から一切村長が答弁に立たないというのは、これやっぱり私はちょっとまずいと

思いますね、正常な議会運営じゃないと思います。

そういうことで、会期規則、また議員の質疑というものも、これは本当に命をかけてじゃないけれども、選挙洗礼を受けて実際に壇上に立って、そして自分の信念を持って、村のために真剣に質疑しているわけですから、これに対して村長、答弁しないというのは、これはやっぱりおかしいです。それをまた議長が一向にそれを認めないというのもおかしい議会運営ですね。やはり議員のこれだけの厳しい選挙洗礼を受けて、一生懸命議案の審議を家で議案の中身を調べて、そして質疑をしているわけですから、誠意を持って真摯に村長が答弁すべきだと、私は思います。

担当課長の細部説明は9月11日に終わっていますので、よろしくお願いします。

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君の発言にお答えいたします。

今、やはり村長から答弁を求めるのが当然だろうということでございますので、村 長の答弁を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長(佐藤正博君) お答えいたします。

何かよくご理解されていないのではないかという気がいたしております。そもそも 長と議会との関係があって、もちろん提出者は全て長が行います。特殊なものを除い てですね。それついて補助機関、地方自治法で決まっております。村長は補助機関を 持っております。もちろん副村長から職員に至るまで、それを指揮して、そして事に 当たるというふうになっております。

これは、今、議長から指名されましたのでお答えしているわけですが、議案を提出する、概要については申し上げました。それから、細部説明を課長からありました。 それをなし得るために、議長から議案等に対する説明員の出席を求められております。 本日は、村長をはじめということが議長から話がされました。

同時にお答えを万全を期すために、村長はもちろん課長がここで答弁するわけでありますが、それはもちろん分担を決めて、そして村長がやるべきもの、あるいは課長があるべきもの、それは私が判断してやっております。事前にこういうこともあろうかということで、議案はちゃんと細部説明まで課長に言ってあると。

ただいまのご質問聞いておりまして、これは課長が答えるべきものというふうに私は思っております。私がお答えを申し述べるということであれば、もちろん私がお答えをいたします。それは私が決めることでございます。ぜひその点はご理解をいただきたい、これまでもそうやってきました、これからもそうです、間違いはありません。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 今、村長が村長の裁量権というか村長の勝手だと、こういうふ うにされましたね。(不規則発言あり)されました。

しかし、私はこの提出された議案に対する最高責任者というのは村長だと思うんです。提出した条例に対する責任も村長が追うべきだ、当然です。最終的には上田議員の質疑の中にも、非常に重要な問題がたくさん入っているんです。これに対して一総

務課長が答弁しただけで、いわゆる最高責任者の答弁が入ってこないんです。これはおかしいでしょう。条例というのは、村民全体に影響を及ぼす、生活に影響を及ぼす、全ての問題、例えば税条例ならば税金に及ぼす、そういった問題について、担当課長だけが説明をしている。提出している長が例えば納税の値上げにしても、何にしてもそうですけれども、そもそも先に質問に答弁しないというのは、これはおかしいです。それを当たり前だという、村長そのものもおかしい。

これはやっぱりそうであるならば、これ私が間違っているのか、村長が正しいのか これ含めて、議長、きちんと議長の裁量権とかそういう問題の次元越えていますので、 これ非常に議会の権能、議会議決権の問題も兼ねて非常に大事な問題ですから、きち んと見解をまとめていただきたいと思います。

そしてまた、ある市の総務課長が各所属長に出した通達があるんですね。議会答弁書の取り扱いの変更についてということで、議長にもお見せしますが、村長答弁が非常にいわゆる中身を逸脱している。結局、本当に簡単明瞭になっていないんです。この問題についてのマニュアル的な指導書もありますから、これも渡しますで、村長にこのことも一応ご指導していただきたいと思います。きちんと西郷村議会としての意見を集約していただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) ここで休憩したいと思いますので、これより午前11時20分まで休憩いたします。

(午前10時57分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午前11時20分)

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 先ほど、13番佐藤富男君の議事進行に当たりまして、ちょっとまだ自分の整理ができないので、もう少し時間がかかりますので、ここで11時40分まで休憩したいと思います。

(午前11時20分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午前11時40分)

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君の議事進行についてお答えいたします。

本日の会議には村長、副村長、教育長、代表監査委員のほか各担当課長が出席しておりますが、これはご承知のとおり、地方自治法121条により議長が執行部に対し議案の説明員として出席を求めた説明員であります。したがって、村長等の委任を受けて議案に関する説明員として会議に臨んでおります。

県議長会に確認をしたところ、質疑に対する答弁において、各議案について適任な ものとして各課長が答弁することには違法性がないと思われるとの確認をいたしまし た。議長は議員の質疑に対する答弁を円滑にするために、地方自治法第121条により説明員を求めておるものであります。その答弁に際して挙手に対する許可は、これは議長が与えられておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それでは引き続き……、13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) 13番ですが、いわゆる西郷村議会の議会運営そのものが今、西郷議会の議運ではなくて県の町村会のご指導を受けたと。受けたことを今ここで議長がお話しされたんですが、私は別に担当課長がしゃべったことは、説明することを違法とは私は言っていないんです。ただ、各議案についての最高責任者、提出者は村長であるから、やはり説明員でなくて、責任のある答弁はいわゆる行政執行の長である村長が答弁すべきであるんじゃないですかということを私は言っただけの話なんですよ。

その担当説明員に責任のある答弁を求めること自体が私は問題、逆にあります。あくまでも説明は説明員であって、その責任者ではないんですよね、提案者ではないんですから、提案者は村長なんですから、これはあくまでも最初の政治判断ということで、私は村長がとるべき。例えば、住民税の増税の問題があったとしても、説明は担当課長がしたとしても、その責任は上げた、増税した長にあるわけですから、長が責任のある政治的な答弁をこの議場でするべきなんですよ。それを私は言っているだけの話なんです。

それで村長がしないで、いつも答弁見ていると、目をつぶって寝ているのかどうかわからないですが、これは実際に昭和63年のいわゆる議会の議事録、鈴木平作時代ですよ、これは今たまたま大石元副議長からいただいたんですけれども、ちょっと私も本当になるほどということで、私も間違っていなかったと思うんですが、当時の鈴木平作村長は、一般会計、またいわゆる各条例、議案に対する説明が総務課長が説明した後に、例えば植木さんが説明した、例えば事務方が説明した後に、必ず村長が答弁しているんです。締めくくりとして村長が答弁しています。これは与野党限らず必ずこれ、議事録見ればわかるんですが、村長が答弁をしているんです。

なぜかというと、それは最高の責任者は村長であるので、その議案に対する責任者である村長がきちんとここで政治的な判断も含めた答弁するのが筋道なんですよ。それをやらないで、いつも目をつぶって寝て聞いて、担当課長だけがここで説明するというのは説明じゃないですもの、私から見ていると。最高の最後の判断を課長さんがやっているように私は聞こえています。逆に課長さん方も私も大変だと思いますよ。こんなことを課長さん方に質疑されたんでは。

だから、村長が答弁すべきだと思いますから、議長においては、私は歴代村長のように村長が最終的なやはり説明、またその答弁はするように私は持っていくのが議長の適切な議会の正常化を図るんであれば、それが私は正常化と思います。

それについて、村長は私に勉強不足だと、補助機関があってどうのこうのと、もちろん補助機関があって説明員はいますよ。説明員と責任者は別なんです。あくまでも 課長は説明員なんです、提案者は村長なんです。提案者がその責任を負うんです、み んな、条例についても、議案に対しても。だから、村長が最終的にやるべきじゃないですか。

そこで、議長、私は別に強要しません。どっちみち採決で10対6で数が多いから 通るんだって考え方なんでしょうけれども、別に私はそれを強制的に言ったとしても、 恐らく何も通らないと思いますからいいんですが、ただ私は正常化、正論として、正 常な議会運営するんであれば、それは村長が答弁するべきだと私は思うということを 申し述べております。

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君の議事進行についての発言がありまして、今後、 このようなことよく精査しながら、しっかりとした議事運営に努めてまいりたいと思 いますので、ご理解を賜りたいと思います。

それで、7番藤田節夫君の質疑をここで中断したことに対して、議事進行が優先だったものですから、大変申しわけなくなっております。

- ◎議案第60号に対する質疑(続行)、討論、採決
- ○議長(白岩征治君) それでは、引き続き質疑を続行いたします。 藤田節夫君。
- ○7番(藤田節夫君) 先ほどの課長の答弁の中で、紛失や盗難があった場合、マイナンバーが再発行されるのか、それと同じ番号、これは何かまだよくわからないという答弁でしたけれども、これ一番大事なことで、ほかの人に流用されたりするようになれば、その人の財産から何から全て盗まれてしまうというか、損失が損なうというようなことになってしまうんで、全くマイナンバー制度に伴う議案第60号については、もう不備な点が多過ぎてこれはもう延期かもう廃止にするというような方向で、こういう状態にこの時期になってきましたけれども、そういったことを国に求めていくべきではないのでしょうか。

それと第4節不服申し立てのところですけれども、ここにいろいろ不服申し立てとかあった場合は、西郷村個人情報保護審議会に諮問しなければならないということが書かれておりますけれども、この諮問会のメンバーとか、もう既にできているのかどうなのかということをお伺いいたします。

- ○議長(白岩征治君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) 個人情報保護条例ございまして、個人情報保護審査会は既に設置されております。それでメンバーは誰かということですので、弁護士の吉川幸雄氏、それから学識経験者として永澤裕二氏、菊池千代子氏、企業経営者として大高紀元氏、行政相談員の越前六郎氏、以上の5名でございます。
- ○議長(白岩征治君) 7番藤田節夫君。
- ○7番(藤田節夫君) 了解しました。 以上で質疑終わります。
- ○議長(白岩征治君) ほかに質疑ありませんか。 (「なし」という声あり)
- ○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

11番上田秀人君。

○11番(上田秀人君) 11番。議案第60号「西郷村特定個人情報保護条例」、この 議案に対して反対の立場から討論を行いたいと思います。

私個人的に、まず個人情報保護については、やはり厳格に行うべきであるというふうに理解をしているところでございます。しかしながら、この案件に関しては行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、この法律に基づいて、同法31条の規定に基づいてこの条例を制定しようとする内容だというふうに理解をします。

しかしながら、これまでの一般質問並びに本日の質疑の中で明らかにしましたように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、随分長い法律なんですけれども、この法律の利用の目的、利用の範囲が明確に示されていない、こういったもとの中でこの法に基づく西郷村特定個人情報保護条例、これを制定することに対しては、私は反対を投じたいと思います。

以上です。

○議長(白岩征治君) 反対討論が終わりました。

続いて、賛成討論ある方、賛成討論……。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第60号「西郷村特定個人情報保護条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

- ◎議案第61号に対する質疑、討論、採決
- ○議長(白岩征治君) 続いて、日程第2、議案第61号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第61号「西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成 議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号に対する質疑、討論、採決

- ○議長(白岩征治君) 続いて、日程第3、議案第62号に対する質疑を許します。 (「なし」という声あり)
- ○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第62号「西郷村保育園設置条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成 議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

- ◎議案第63号に対する質疑、討論、採決
- ○議長(白岩征治君) 続いて、日程第4、議案第63号に対する質疑を許します。 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) 11番。議案第63号「財産の無償譲渡について」、質疑をしたいと思います。

この議案の内容を確認をしてみますと、いわゆるみずほ保育園に関する施設等を無償で譲渡するという内容でございます。平成27年3月定例会においても、全員協議会を開催をしていただいて、ご説明をいろいろいただきました。

まず、伺いたいことは、施設関連で3億2,735万円もの施設をなぜ無償で譲渡するのか。また、この施設をつくるに当たって、当時あの場所、山だった部分を造成した記憶がございます。それの造成にかかった費用というのは大体1億円程度というふうに理解をしておりますけれども、なぜそのような大きな金額のものを無償で譲渡するのか、その理由をお示しいただきたいと思います。

- ○議長(白岩征治君) 村長、そちら向きの問題ですから。 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) まだ、何か誰が答えるなんか話ですが、これはやっぱり分担をしてやりますので、今、上田議員から村長というお話あったんですね。 (不規則発言あり) そうですか。

まず、この保育園のあり方であります。やはり現在の制度からいいますと、運営費の補助金等があって、そしてそっちのほうに道が開かれておる、これからもそうなります。そうしますと、条件が必要であります。もちろん完全に民営化をしていく、そういった中において財産も、あるいは財産を所有することにおけるリスクも少なければいいと、なるべく手間がかからない、修理費も少ない、できれば新しいものがいいというふうな条件があるわけでありまして、やはりこの条件を整える、それからなる

べく補修費がかからない、リスクを少なくする、今の段階でということで、新しい制度に移行したい、こういうことから無償譲渡するものであります。

- ○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) 11番。何というのかな、今の答弁聞いていると、ちょっとわからない部分があったんですけれども、要するに3億2,735万円プラス土地造成が約1億円ぐらいかかっているものを、土地はそのままでしょうけれども、村の所有ということで、建物と関連する施設を社会福祉協議会のほうに無償譲渡したいということで、その理由を示していただきたいということだったんですけれども、この資料の中に添付されているように村が直でやるよりも、社会福祉協議会のほうにもう完全に移行してしまったほうが年間で5,800万円程度の補助が国・県から来るよと、そのことがあるんで、村でやるよりも、保育園運営はそのほうがやりやすいので、継続してやっていけることが見込めるので、社会福祉協議会に移行するんだということで、理解してよろしいですか。
- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 全協でも説明したとおり、そのとおりでございます。
- ○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) そのとおりだということで、じゃ理解をしたいと思います。 今回示された資料の中に、この財源を活用した子育て支援策の実施が可能となると いうふうに書いてあるんですよ。この財源を活用したというこの財源というのは、じゃ、要するにどの財源を示しているのか、まずお示しください。
- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) これまでは直営、あるいは指定管理ということでやってきました。これはやはり国庫財源が入ってきません。そうしますと、その分が村から出しているというふうになります。出している分が国から入ってくるという道が開かれますので、その出す分については、これから裁量を発揮するということができるわけであります。これを原資とすれば、新たな少子化対策、あるいは保育行政に対する付加ができるというふうに見込んで財源と言っているわけでございます。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) ここで、これより午後1時まで休憩いたします。

(午後0時00分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後1時00分)

- ○議長(白岩征治君) 休憩前に引き続き、議案第63号に対する質疑を続行いたします。 11番上田秀人君の質疑を許します。
- ○11番(上田秀人君) みずほ保育園を村が直営でやるよりも、社会福祉協議会のほう に移行したほうが国・県から5,800万円程度、現在の換算では補助がいただける と、それによって、村はその5,800万円程度の浮いたお金を使って、これで示さ

れているように保育園、児童館、子育てセンターの建設、または保育料等の低減維持、あとは乳幼児医療費の助成と、またその他の関係で5,800円程度の予算を使っていけると。だから、3億2,735万円並びにその土地造成費にかかった1億円程度のものを社協のほうに無償で譲渡しますよということですよね。

これで、果たして本当にいいのかということだと思うんです。私は今、村のほうが上げてきている保育園、児童館、子育てセンターの建設、保育料等の低減維持、これは低減維持ではなくて、本議会においても一般質問で出ているように無料化という話も出ています。そのことはやはり村は責任を持ってやるべきだというふうに思いますよ。それと、もう何年前からですか、始まったのは乳幼児医療費、子ども医療費の無料化ですね、これ実際18歳までやっていますけれども、これもやはり村の責任において実施すべき内容だというふうに理解をするところでございます。しかしながら、これ以上言いますと議案から外れてしまうので、次に進めていきたいなというふうに思います。

それで、一番心配するのは、いわゆる無償譲渡した社会福祉協議会、今の社協の体制が整った状態で進んでいけば、保育行政、今以上していただけるのかなと、さらによりよい方向に持っていっていただけるのかなというふうに思うんですけれども、果たしてそれが今後どういうふうに変わっていくかわからない。そうなったときに、では、果たして村の子どもたちをじゃ、誰が責任を持ってきちんと保育をするんだという部分に言及してくる部分があると思います。

そういった中で、この資料を見てみますと、社会福祉協議会の中での雇用、処遇等の改善が期待され、保育の向上に直結すると書いてありますよね。いつも私、この介護保険の中でも言いますよね、介護職についている方の処遇改善が喫緊の業務ですよと。これはやはり保育士も同じだと思うんです。このことに関して、いわゆる村は責任を投げ出してしまうんじゃないかと、私はとれるんですよ。まさに、村が責任を持つべきものを、村が本当は村の子どもたちを育てなければならない、その責務を全て社協のほうに投げ与えてしまう。それで本当にいいのかということなんですけれども、その部分はどのような担保がしてあるのか、伺いたいと思います。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 福祉行政のうちの今の処遇の部分と社会福祉協議会の今後の対応 ということでございます。

大きな流れは、行革以降中央政府の縮小化、あるいはアウトソーシング、いろいろ 出てきましたが、その大きな流れはそうなっております。ただ、ご指摘のように、や はりきめ細やかな対応をしなければ、本来の目的が達成できるのかということは、思 いは同じくしております。

やはりそうしますと、社会福祉協議会との関係、もちろん福祉行政の最大のパートナーというふうに思いますので、その内容、あるいは運営の方法については、逐一協議を進めているところでございます。保育に関しましても、今般、そういうことになってきますので、やはり現在の組織、大きさ、あるいは専門性いろいろ考えて協議を

しているところでございます。

その中で、一つは処遇改善というのは冒頭より指定管理をする段階からやっぱり問題になっております。現在の福祉行政の一番の足らざるところ、保育についても、その他の社会福祉関係の職員の処遇ですね、この問題が他産業と比べるという問題があります。今般、このものについても十分協議をして、記載しましたような方向で進めてまいりたいということを今、考えて協議をしているところでございます。

- ○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) 11番。ただいま、いろいろな答弁をいただいたんですけれども、いわゆる行革の流れに基づいてこれは進めていくと。しかしながら、きめ細やかな対応をしなければならないということですよね。しかしながら、私は行革の流れというもので、今は保育に関することに関しては、措置制度がまだ残っている部分ございますよね。これの枠が外されてしまった場合に、本当にじゃ、村がきちんと責任を持って、これから今の村の子どもさんたち、これから生まれてくる村の子どもたちに対して、きちんと保育行政の責任をとれるのかというところなんです。このことがやはり担保されないと、私は絶対いけないと思う。

今回、いただいた資料を見ていると、協定書の締結ということをうたわれています。しかしながら、平成28年2月、移譲に関する手続の中で協定書の締結というふうにあるんですよ。今回、この資料何度も見ましたけれども、いわゆる協定書案もついていない。これはなぜなのかなというふうに思うんですよ。いわゆるここで議決をしてしまう。施設を全部社協のほうに移行してしまう。そして、もう運営も社協に行ってしまう。その後に協定書を示されても、何の対応もしようがなくなってしまうわけですよね、議会では。なぜ今回、協定書案はつけなかったのか、そのことはいかがですか。

- ○議長(白岩征治君) 福祉課長。
- ○福祉課長(中山隆男君) お答えします。

協定書の添付なんですが、前の社会福祉協議会の理事会、評議会、2回開かせていただいたときに出席させていただいて、もう2回目のときにはそれぞれお示ししまして、中身をご説明したところでございます。今回、そこまでの資料は添付していないんですが、あくまでも、今回の議会の議決というものを最重要視するものですから、それを経ての中身の精査になりますので、今回、資料的にはつけなかったというふうな理由でございます。

今考えている協定書の中身につきましても、今までご説明しました中身を網羅するのと、その児童福祉法、子ども・子育て支援法、あとは保育指針、そういう等の遵守、または法令の遵守、そういうものが主となっておりますので、今まで説明、または資料の中でつけさせてもらったものから大きく変更とか、そういうふうなものはありませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。

- ○11番(上田秀人君) 11番。議会というのは、村の最高議決機関ですよね。社協の 評議会と理事会には資料を添付しました。往々にして私も前回、会期前まで社会福祉 協議会の評議員をさせていただいてもらっていました。ですから、そのときの資料、 たまたま今、持っています。この会場に社会福祉協議会の理事何人いますか、2人で すよね。評議員何人いますか、2人です。(不規則発言あり)失礼しました、理事が 1人、幹事が1人、あと評議員が2人、4人しかいない。その4人しか、この資料持 っていないんじゃないですか。それなのに、議会で示さないということはどういうこ となんですか。そこだと思うんです、議会に対して全てを出して、こうこうこういう 協定を結ぶ案を持っていますと。それによって村の保育行政、必ず村のいい方向に持 っていきます。そういうことを示しながら、ご理解いただけませんかというのが本当 じゃないですか、なぜそれができないんですか。
- ○議長(白岩征治君) 福祉課長。
- ○福祉課長(中山隆男君) お答えします。

先ほども説明させていただいたんですが、理事会、評議会の中で、最初のときにつきましては、議員皆様にお示ししています資料等でご説明させていただいて、その後、協定書をもって説明、2回目のときにさせていただきました。

あくまでも、その協定書につきましては、9月の議会を経てということを大前提にもちろん説明させていただいたんですが、その中身につきましても、先ほど申しましたとおり、説明の中から大きく変わることとか、逸脱するようなことはありませんので、それら法令遵守、保育をしっかり正当にやっていただきたいというふうな中身ですので、それらを今まで議員の皆様に説明したものから変わるようなことはございませんので、ご了承いただきたいと思います。

- ○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) 11番。ただいま苦しい答弁をいただいたんですけれども、納得できるものじゃないんですよ。結局、措置制度が今あるがゆえに、今何となく保っていられる部分があると思うんです。この措置制度をじゃ、国が廃止してしまった場合どうするんですか。村の保育理念というのは何なんですか。そういうもの全てを盛り込んだものが協定書だと思うんです。村の子どもたちは村が全体でこういうふうに育てていくんだ、そういうものを織り込んだものが協定書だと思うんです。そういうものが示されないまま、ここで施設を無償譲渡することを認めてください、そんな虫のいい話はないと思います。

そして今回、社会福祉協議会というのは、規定上は公共的団体ってなりますよね。 村からちょっと外れますよね。いわゆる農協さんとか、そういう団体と同じ扱いになりますよね、公共的団体ということ。これに関して、じゃ村がどの程度監督できるのか。地方自治法の第157条にございます。普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができるというふうにうたっています。

じゃ、この総合調整というのは何だということで見てみますと、現行地方自治法に

こう書いてありましたけれども、総合調整とは公共団体等の行動に関し、勧告等の適当な措置はとれるが取り消しはできないというふうになっているんです、わかりますか、意味。要するに、監督はできるけれども、取り消しはできない。いわゆる経営者のほうがこういう保育方針でやりますよと決めてしまったら、もうそれでいくしかなくなってしまう。そういう危険性があるから、今回なぜ協定書を示さなかったのかということを言いたいんです。なぜですか、もう一度伺います。

- ○議長(白岩征治君) 福祉課長。
- ○福祉課長(中山隆男君) お答えします。

まず1つは、議員、村が保育のほうを丸投げしてかかわらないんじゃないかという ふうなことが1つあるかと思うんですが、児童福祉法の第24条に保育の実施の責任 は村であるというふうに規定されております。それに基づきまして、保育園につきましては、保育の募集とか、決定とか、保育料の決定、徴収等は村がやっておりますので、村が社協に投げて、まるっきり手を引くということはございません。それは、もちろんみずほ保育園ばかりじゃなくて、川谷保育園等も同じでございます。

もう一つ、社協の指導、監督的なんですが、社協につきましても、村から運営費の 補助金等も人件費で出しております。なおかつ、先ほど来出ています理事会、評議会 には、いろいろな有識者が入っておりまして、その経営とかにはつぶさに議案上程さ れたところに行って、その社協の運営についてかかわっていることから、村としては、 もちろん社協が一番安全・安心な経営の移譲先ということで考えて、今回移譲という 形になっております。

なお、社協のほうにつきましては、先ほど村長もおっしゃったとおり、いろいろな 形でもちろん補助金でも、そういうふうな保育の中身でもかかわってきますので、ご 理解をいただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 措置制度と、そもそもの太い基盤があってということであります。 ただ、それが行革、その他によって今後の法律揺らぐのでないかとご懸念であります。 今、課長が申しました市町村長の権限、責任、これは今後とも続くと、私は思いま す。なぜかというふうに、これまで一般質問ありましたですね、少子・高齢化の要諦 はどこに行くんだろうということがあります。一番はやっぱり保育と、それから意思

はどこに行くんだろうということがあります。一番はやっぱり保育と、それから育児休暇とか、具体的なところがいろいろ質問等がありますが、やはりそれを運営する職員の処遇、そういったものが人手不足、あるいはいい人材を集めると、そういったことの隘路になっているということでございますので、大きな流れを崩すことはできませんが、やはり国庫補助金を入れて、そして、そういった部分については処遇改善とか、今のような少子・高齢化の保育業務の充実化といいますか、そういった方向に国、地方公共団体挙げて進んでいかなければならないということは、もう既に宣言されているというふうに私は思っておりますので、そういった方向で私も進めていきたいというふうに思っております。

- ○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) 11番。私も本来であれば、子育て支援、保育行政、これは国が全て責任を持つべきだというふうに考えています。その部分は村長と同じ考えなんです。そのことをきちんと国にやっていただきたいという気持ちも一緒です。しかしながら、今の国のやり方を見ていると、それが十分感じられないんで、今の国の流れに行ってしまったんでは、大変なことになってしまうんじゃないんですかということを申し上げている。

いわゆる保育に関しても、保育基準どんどん変わっていますよね。それまでちょっと違いますけれども、子ども1人に対して保育士が1人とか、2人に対して3人とかって、こうありますよね、月齢に合わせた保育士の数、そういうものも変えましたよね、国はね。そして、保育に係るそのスペース、その広さも、国は基準をどんどん規制を変えましたよね。それによって、ただつけ焼き刃的なことをやってきましたよね。そのことに対して、何も国は責任持たなかったわけですよね。保育士に対する補助も出さない、施設に対する補助も出さない。そういうことが今、やられてきている中で、先ほど言ったように、措置制度が今残っているんで、保育行政、今何とか保っている部分もある、その措置制度が外されてしまったときに、大きな不安がまず発生しますよ。そして、先ほど課長が答弁の中で、非常にがっかりだったのは、私が言っているのは丸投げとか、村がかかわらないと言っているわけじゃない。かかわれなくなる可能性があるということを言っているんです。わかりますか、言っている意味が。

そして、社協に対しても、私は否定しているわけじゃない、今の社協というのは、本当に頑張ってくれているというふうに思っています。それは、評議員として何年か社協を見せてもらいました。そして、議員の立場として、何年かその社会福祉協議会を見せてもらいました。ですから、本当に頑張ってくれているというのはわかります。しかしながら、時代の流れにおいて変わる可能性がありますよということなんです。その将来を見据えて村の保育理念をもってして、きちんと社会福祉協議会との協定書を今、結ぶべきですよ。そのことがきちんとされなければ、無償譲渡するなら、ちょっとまずいんじゃないんですかということを申し上げています。このことは多分何ぼ言ってもわかっていただけないのかなというふうに思います。

協定書においても、この後の議会の中でもお示しをしていきたい、決まってしまったら、協定書を結んでも、果たして本当にどうなのかという部分がございます。今回、これを判断するのにおいて、なぜ協定書がつけられなかったのかということなんですけれども、先ほどからそういう答弁なんで、もうここで終わりにしたいと思います。

全くもって、私は西郷村の保育理念、はっきりしていない。そのことが今回、こういうふうに迷走しているというふうに考えて質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○議長(白岩征治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第63号「財産の無償譲渡について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

- ◎議案第64号に対する質疑、討論、採決
- ○議長(白岩征治君) 続いて、日程第5、議案第64号に対する質疑を許します。 (「なし」という声あり)
- ○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第64号「除染対策事業平成26・27年度債務負担行為北部仮置場造成工事 (第1工区)請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

- ◎議案第65号に対する質疑、討論、採決
- ○議長(白岩征治君) 続いて、日程第6、議案第65号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第65号「福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)平成27年度施工西郷村民プール給排水衛生設備工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

- ◎議案第66号に対する質疑、討論、採決
- ○議長(白岩征治君) 続いて、日程第7、議案第66号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第66号「福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)平成27年度施工西郷村民プール電気設備工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号に対する質疑、討論、採決

- ○議長(白岩征治君) 続いて、日程第8、議案第67号に対する質疑を許します。 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 議案第67号について、質疑したいと思います。 中身の問題なんですが、大変説明書の中で、真っ赤っ赤に杭を打つ場所が点として 出ていますけれども、実際、こんなに杭打たないといけないですかね。その辺のこと についてお伺いしたいと思います。
- ○議長(白岩征治君) 建設課長。
- ○建設課長(鈴木宏司君) 14番大石議員のご質疑にお答えいたします。

杭打ちでございますが、こちらのほうは設計のほうの構造担当のほうで計算いたしまして、杭のほうの本数関係と杭径関係を決定してございます。

以上でございます。

- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 続けて、質疑させていただきます。

昨今ですが、茨城で大変な水害があって、杭をいっぱい打った白い家が、そこだけが残されたというニュースを見るなり、雑誌を見るなり、いや、杭というのは大したものだなと、そのようにも思っておりますが、1本についてどのぐらいの予算になるのかと言っても大変でしょうから、いいです、課長。

普通の場所だと、課長も設計屋じゃないから答弁に大変苦しいところがあると思うんですが、1回崩れた場所なものだから、こんなにたくさんの杭を打たないと、もたないのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

- ○議長(白岩征治君) 建設課長。
- ○建設課長(鈴木宏司君) お答えいたします。

基礎につきましては、ボーリングのほう、地質調査のほうを5か所落としております。そちらのほうで支持層と言われている固い層までを確認いたしまして、支持層までの深さが長いものですから、一応この杭基礎という形の決定をしております。

以上でございます。

- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 先ほど言った常総、大変かわいそうだなとお見舞い申し上げたいところなんですが、そんな中で杭を打てば、確実に大丈夫だという、あれだけの水でも流されなかったという証明にはなっているんですね。結局、3・11地震で絶対丈夫なやつをつくるんだという観点のもとにたくさんの杭を打って家を建てたと、それに絡んでいるのかなと、そのように思うんですが、最初から場所、別なところにつくったらいいべという一人の議員として、こんなに杭打たなきゃなんねえところに何でつくるんだという観点もあるんですが、課長の答弁では、設計事務所の設計のものだから何とも言えないということなので、この辺で質疑は終わりたいと思います。これ以上聞いても結果は出ないと、ぜひ丈夫なものをつくってやってください。
- ○議長(白岩征治君) ほかに質疑ございませんか。
 - 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 議案第67号について質疑いたします。

今、大石議員からも質疑あったんですが、合計で94本ですか、94だっけか、全部で、94ですね、(不規則発言あり)99だっけ、99本の杭打ちをするということで工事があそこで始まるんですが、杭打ちをなぜやらなければならないかということは、村民プールをつくる場所がいわゆる軟弱地盤だということですね。結局、地盤改良しないと建てられないという、そういう非常に地盤が軟弱で、従前の村民プールも地割れして崩壊してしまったという場所なんですね。

99本を打たれるわけですけれども、セメントミルク工法ということで、いわゆる 恐らく杭打ってコンクリ流していって固めながらやるということだと思うんですが、 これが浅いところで8メートルから9メートル、深いところで15メートルですよね。 実際に確かに雨の日したとき、流れはしないんだけれども、これが例えば3・11の ような大きな地震来たときに、かなり液状化現状も含めて、中がもう水ですから、正 直言って、地盤は恐らくも学識的話を聞くと、もう豆腐のような状況だというところに今、つくるわけなんで、杭打って、地盤の下層路盤とコンクリ打ってくっつけてと いうことは、建物は動かないかもしれないけれども、コンクリート打った、その対応 の以外のところは相当な揺れによって、水によって、噴き出したり、上がったり、液状化を起こしたり、十分あると思うんですね。

これだけの15メーター、16メーターのパイルを打ちながら、そこを選定した理由というのは何なんでしょうかね、そこまでしてこだわった理由というのは、これ村長のほうから答弁お願いします。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 私は、前からずっと言っているように一貫しております。この前、 1回はちょっとできませんでしたが、やっぱり場所、総合運動公園という基本的な、 もう平成6年からあの場所を決めて、そして体育館をつくって、野球場をつくって、 それから多目的をつくって、いろいろつくってきた。いろいろ意見はありましたが、

やはり認知されている場所、あるいは将来の動線、いろんなこと見て、あそこがいい というふうに判断した。そしてつくっているわけでございます。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 非常に危険だと、要するにもうあそこに当初、場所を選定したときには、私、教育長のお話お伺いしたときに、結局国のそういう激甚災害じゃないけれども、そういったいわゆる災害によっての場所の補強ということで、かなり補助金が多くつくからその場所だというふうな形に、当初は選んだような話を聞いております。

私は、子どもたちの命が大事なのか、村長のプライドが大事なのか考えたときに、 やはり私は子どもたちの命、また村民の命が私は大事だと思います。それなら、少し でも安全な場所、危険のない場所につくるというのが、私は考えたところですね。そ れで村長、村のほうではこの場所も危険だということを恐らく一度考えて、サブグラ ウンドのほうに168万円かけて地盤調査やりましたね。結果どうだったんでしょう か。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 調べている間にお答えいたします。

子どもの命が、それから村長のプライドが、そういう比較はしていません。私はもちろん村民プールにはどこがふさわしいのか、どういう形がいいのか、それだけです。それから、安全かどうかは、もちろん専門、土質、それから設計、コンクリート構造物となりますので、それがちゃんとできるようにということで杭打ちもしているわけです。もちろん確認申請も、その他も全てクリアして大丈夫だということでやっておりますので、お知らせ申し上げます。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 今、安全だということで、確かに99本のパイルをミルク工法でやって、それで16メーター、8メーター、全部下の路盤にくっつけてやる。確かにこれは動かない、この工法を使うと、川の中でも、湖の中でも建物建てられます。しかし、地震によってその水は動くし、地盤は動くんですよ。そうすると、一番典型的ないい例、これは恐らく建設課長わかっていると思うんですが、東高山の蛇口の白岩議長の親戚だと聞いたんですが、一番南側の家、やっぱりやったんですよね、パイル法で、それで残ったんです、建物が、そこきれいに下の土は流れちゃって、あいていましたよね、知っていますよね。

結局、村民プールがもしあそこにあったとしたときに、どういう状況になったのかということですよね、問題はそこ。もし、中で子どもたちが泳いでいた、使っていたときに、ああいうふうに下の土砂が全部流れてしまうような状況の中で、本当に建物は残るけれども、子どもたちの安全どうなのかと考えると、私は支援をすることも大事かもしれないけれども、安全上、より1歩でも2歩でも安全なほうに行くというふうな形をとるのが行政側じゃないのかなと思うんですね。

それで、行政側は168万円の金をかけて、こちらよりもじゃ向こうのサブグラウ

ンドのほうはどうだということで、結局地盤調査やったと思うんですね、移せる側ということで。これも議会にご説明があって、予算をとってやっていますから、わかりますけれども、その結果としてどうだったんですか、それ、課長。

- ○議長(白岩征治君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鈴木茂和君) 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

サブグラウンドのボーリング調査というようなことで、まずあそこは2か所ボーリングを落としました。1か所は村道側ともう一か所はバックネットの裏のあたり、あそこの2か所をボーリングを落としております。それで、村道側のところなんですが、N値といいまして、十分地耐力があるというようなところまでは、そこは15メーターの深さまででございました。中の土質でございますが、4メーターあたりまでは砂まじりのシルトということでやや軟弱、8メーターから10メーターまでは砂れきと砂というふうな形で、上層部はかなりやわらかい地層というような形で、N値のほうもややゼロに近いというようなN値となっております。

次に、奥のサブグラウンド側、バックネットの裏のあたりなんですが、N値としては11メーターくらいでN値50ということで数値を得ております。その中間層としましては、村道側とほほ同じような地層となっております。

以上でございます。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) いずれにしても、あそこの場所はそういうふうに地耐力がなく て、いわゆる地盤改良をやらなければ建てられない場所なんですよね。そうすると、 なぜサブグラウンドのほうを地盤改良をすれば建てられるものを、なぜあちらのほう をやめて体育館脇に決定したんですか、その理由、説明してください。
- ○議長(白岩征治君) 教育長、加藤征男君。
- ○教育長(加藤征男君) お答えいたします。

地盤につきましては、お話しありますように、安全な場所をより安全にということが当然のことであります。そういう中で、サブグラウンドのほう、どうかということでお金をかけて地盤の調査をさせていただいたということ、これもお話のとおりであります。結果は、今お話しありましたように、杭を必要とする、そういう場所であるということも判明いたしました。

比べてみますと、同じような状況にあるということもありまして、多目的広場、サブグラウンドですね、サブグラウンドにつきましては、私たち村の事業、あるいは村民の方々、さまざまな形で使わせていただいていますが、そういう中にありまして、そういうことであれば、ぜひサブグラウンドとして多目的に使える場所にしていただきたいし、そうしていきたいというふうな思いがあったものですから、そのようなことを選んだということでございます。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) いずれにしても、両方とも地盤が悪くて同じような地盤だと、 ならば多目的広場というか、サブグラウンドのほうは使わせてほしいということでの

住民要望で、そちらじゃなくて、同じ地盤なら、じゃもともとのところにという考え 方に立ったというふうに私は理解するんですが、ただ、私が思うのは確かにああいう 川が決壊しても、あの建物のように地盤改良してくっつけておけば、確かに流れない かもしれない。建物は流れないけれども、地盤そのものはもう流れちゃっているんで すよね。

それでは、原発も爆発しました。あれももう本当に設計士も国も東電も絶対に安全だ、ある学者は地球にいわゆるいん石が落ちてくる確率よりもそのぐらい少ない、安全なんだと、完璧だということを言ってきたにもかかわらず、あれほどの1号機、2号機、3号機、4号機、全てがやっぱり爆発、炎上するような事故が起こった。

この場所においても、確かに村長は安全だと言うかもしれないけれども、もしも大震災が来て、ああいう軟弱地盤のところで揺れ動いて、そこで子どもたちが遊んだときに、建物に今度は、一応温水プールですから、石油、太陽光ですか、わからないけれども、熱を使うんですね。(不規則発言あり)電力、電気ですか、そして温水プールにする。要するに熱を使うんですね。だから、想定外のいろんなことも十分あり得ると。私たち、それをすごく心配している。ただ、村長もこれを決断して、あそこへつくるんであれば、村長が村長をやめた後に、もしも事故があった、子どもたちがもしもけがをした、亡くなったということがあったときには村長、責任をとっていただきたいと思うんですね。その責任を持ちますという答弁があれば、私は賛成します。しないときには、私は賛成できないんですよね。

だから、村長もそこまで安全だと言うんであれば、私は村長をやめた後もいかなる ことがあっても、私はその責任をとりますという、ちょっと答弁いただけないですか。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) もちろん私が提案をして、つくって、そして村民の用に供するわけです。もちろんさっき言われたとおり、何が起きるかわからない、私もそう思います。しかし、今のいろんなチェックをした段階においては、もちろん大丈夫でありますので、責任はとるということを申し上げておきたいと思います。
- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 今の答弁は、東京電力が県や国、我々に言ってきた答弁と一緒なんです。そして、事故が起きると想定外だと、これは天災だと逃げるんですよね。ただ、今回の場合は人災なんです。危険な場所にわかっていて、例えば原発も地震がある、地層があって危ないところに原発施設をつくるのと一緒ですから、理論的には。これ完全に、もし万が一あったときには人災ですから、想定外ということは許されませんよ、そこ責任持てますか。
- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 私は村長として、そしてプールの地震対策の後、考えて、よりいいものにしようということについて、いろんな技術的な要素を全部チェックして、そして県知事の許可もとって、そして国庫補助金ももらって、全部チェックを終わっている。もちろん想定外のこと起きないほうがいいですよ、私も。私が言ったとおり、

起きないことはないということもあるかもしれません。これはね。しかし、現在のあらゆる知恵を総動員してこれをつくったわけでありますので、私は自信を持っております。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 結果的には、そういう東京電力のいわゆる原発施設をつくると きの答弁と全く変わらない、結局起きたときは起きたときに、それは想定外だったと、 それは設計士が安全だと言ったから、私は信用していたとか、そういう工事事業者も 安全だということであったということになっちゃうんですね。

でも、村長がここで、例えば私が全部賠償しますよと、子どもたちがもしも事故があって亡くなったときには補償します。けががあったら、全部私が治療費見ますよということぐらいの責任持った答弁をいただかない限りは、私はこれはやっぱりちょっと賛成できないと思うし、村長そのことをもってきちんとここ答弁して、村長やめた後も、この問題については責任持ちますということで一言お願いできないですか。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 私はさっきから申し上げているとおり、村長の責任ということを 果たしているんです。それは選挙で選ばれて、そして今の法令、その他、そして技術 的なもの全てそれをクリアして、そしてここまで来たわけです。ですから、今のよう に想定外のことが起こっても、何にしてもということについては、なかなか申し上げ られません。しかし、私はさっき言ったとおりチェックをして、クリアしているわけ であります。それは自信持っているというふうに言っているわけでございます。
- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 東京電力と全く同じですね。結果として、村長がもしも村長職を退かれて、例えば5年、6年後にもしも、例えば大地震が来て、またいろんな事故があったときに、時の村長がその責任を負うわけですよ。その時に村長はもう私は村長じゃないし、もう引退していますから関係がありませんということになるんですね。これは全く東京電力の考え方と同じだし、やはり私は行政というのはそんなものかなと、ところが民間の場合は、例えば民間でやったものは、たとえ幾つになっても、責任を負うわけですよ。特に、例えば今、一般住宅つくるにしても、大工さんだって10年間の保証をしているんですよ、保険に入って。それ義務づけられているんですよ。ところが、村長の場合は村長やめれば、もうこれでさよなら、関係なし、そのときに設計士が安全だと言った、建築士さんが安全だと言った、だから責任ない。

しかし、私たちはやっぱりああいう3・11で、きちんとあそこは危険ですよって 実証があって、建物を全部壊したんでしょう、壊れて解体したじゃないですか。そして、ましてやそこに15メーターも、16メーターもパイルを99本も打ち込まなければ建物できないような危険なところにつくるわけでしょう。それについて、村長が責任を持った態度をしない限りは、私はそれをつくることに大賛成だけれども、やはり私は後世のもしも万が一、将来子どもたちに対する責任考えたときには、これはやっぱり賛成というわけにはいかないなと、そのように思います。 以上です。

○議長(白岩征治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第67号「福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)平成27年度施工西郷村民プール杭打ち工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

- ◎議案第68号に対する質疑、討論、採決
- ○議長(白岩征治君) 続いて、日程第9、議案第68号に対する質疑を許します。 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 議案第68号について質疑いたします。

この入札の相手方に対する質疑じゃなくて本体工事ということで、質疑させていただきます。

今ほど、13番の議員が村長に責任を持てるかということで質疑がありました。それと似たように、ある有識のある方が私に前回、何でプールつくらないんだと、何で反対するんだと。私は言いました、一回崩れたところに何でプールつくらなければならないの。西郷村は広いのに何でつくらなければならないんだと。家庭において、息子が崩れたところに家を建てると言ったときに反対するんじゃないかな、私はと。家庭も行政も同じだと。生命と財産と生活を守るのが行政であるというのが建前だと思います。

それで、有識のある方にそう言われたときに、最後に何言われたと思いますか、村長。どうせ崩れたころには、お前死んでいないべと、ショックでしたね、もう有識ある人もきっとあそこはまずいんだと、わかっているんですね、きっとね。だけれども、お前死んじゃっていないんだもの、かまわないと。本当にショックでした、これはね。やはり死んでも元職がつくから、議員はしっかりしなければならないぞと言われる方もおります。私もそのとおりだと思います。

ですから、今は忘れないうちに災害はやってくると。平成23年の3・11から、 あらゆるところで地震が起きて、あらゆるところで火山が爆発して、とんでもない風 が吹いて崩れないだろうという堤防が崩れて、想定外の事故がかなりあるということ を認識するときに、何年も何年もこの件について、歴代の生涯学習課の課長から始ま ってまだ結論が出ないで、やっと議案にのってきたときに質疑するのはいささか議員 としてどうなのかなと思いますけれども、今後、自分がこの議会を離れて、後から来る議員の方々に説明がつくようにだけは、議員の立場としてしておかなければならないと、そのように思っております。

そんな観点のもとに、この建物が建って、維持管理、すなわち恐らく指定管理にお任せしてやる金額が年間 4,400万円と聞いております。じゃ、ちゃぽランドの指定管理料幾らなんだと。キョロロン村の指定管理料は幾らなんだというときに、この3件の指定管理料だけで1億円、毎年かかるようになりますよね。ですから、果たして私が聞いている年間 4,400万円の指定管理料か維持費かわかりませんが、その聞いたとおりの金額がかかるのかどうか、村長にお伺いしたいと思います。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 施設をつくりますと、維持管理が必要です。そのためにはいかなる方法で適切な運営できるかということで積算して、概算出したんだろうと思います。これから運営に当たって、いかなるもっといい手があるかとか、いろんなことを模索して、そしてやっていくわけでありますが、なるべく経費は少ないほうがいいというふうに思っているところでございます。
- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 14番。再度ご質疑させていただきます。

村長、今の答弁は、家庭において女房に、お父さん、これつくって大体幾らぐらいかかるんだけれども、お父さん、これで生活していけるのというのと同じなんですよね、村長。そうしたら、こういう建物を夜間電力でプールがオープンして、4,400万円の指定管理料がかかるというものを査定して、限定して、そして置かなくて、じゃ、でき上がったけれども、どうやって、じゃその経費を減らしていくべと、これできますか、再度お伺いします。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) そのとおりです。やっぱり運営というのは金かかりますので、これをどのように財政上、担保していくかということが全体の予算編成、その他になっていくわけであります。当然、そのことは念頭に置いて、ただやり方等については、いろいろ最良のものを選びながらやっていくという方法でいるわけでございます。
- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 村長、オフレコの話で大変申しわけないんですが、決算でお聞きするかなと思っていたんですが、今回、地場産業商工祭をやらないと、そして新たな祭り事を村長は計画されていたと。ところが財政のほうから、お金ないから村長だめだよと言われて、今年は何の祭りないという中で、村長の今、答弁で財政のほうで理解できますかね、もう一度お願いします。
 - (「何の話、今の話」と村長の声あり)

だから、村長はこれから考えていくんだと、維持管理費に対しては。

ところが、決算のときに聞くかなと思ったんですが、地場産業商工祭のかわりに村 長がお祭り事を村挙げてやりたいんだという話があったと。ところが、財政のほうで そんなお金は使うものがないということで、今回、祭りを見送るという話があったそうなんです。ただこれはオフレコですから、事実か事実でないのかわからないんですが、プールの維持管理費が課のほうで4,400万円の維持管理費はかかるんだぞということがもう試算して出てきているわけです。

今、村長が言うのには、これから詰めていけば何とかなるんじゃないかというんですけれども、財政のほうとうまく協議しながら、詰めていける要素はありますかということです。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 商工課のオフレコの話は聞いておりません、わかりません、それ は。(不規則発言あり)あと、財政をうまく運営できるかということについては、ち ゃんとやりますので、大丈夫です。
- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) なぜしつこく聞くかというとね、村長、温泉プールで鏡石町ありますよね、矢吹町持っていますよね。この2つの町は温水プールにしたことによって、矢吹町は新聞紙上に出るわ、鏡石は新聞紙上に出るわ、大変混乱しているんですね。ですから、結論から言うと、屋根ついて、普通のプールで十分じゃねえかなと思うんです、私はね。そうすれば、今、村長がつくって、長い間、ここにいる方々が知らない時代になっても、ちゃぽランドのような問題が起きないで済むんじゃないのかなと、そのように思うんですね。

もう一つ、そんなに大事なプールをなぜ一中につくらないのか、その辺についても 再度お伺いいたします。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) いろいろお話しあって、そのとおりのところあります。要するに、マックスどこまで温度を上げるか、どこの期間までやるか、それによってお金がかかるわけです。そのときにやっぱり使い方、いろいろ幅があります。もちろんどの程度のレベルで4,400万円ということが詳細にまだつまびらかではありませんが、ただ、いろいろこれからは言っているとおり、矢吹とかほかのところありましたので、そういった他山の石もちゃんと参考にしながらやっていく必要があるだろうというふうに思っております。

将来にわたって、今もちゃぽランドの話がまた出ましたが、ちゃぽランドはちゃぽランドで、前あのとおり、その目的を持ってつくったと、そのことが自信を持ってクリアできたということで今やっているわけです。(不規則発言あり)もちろん今の言っていることもわかりますので、それはよく考えて、そしてさっき言った、どれが財政的にいいのかなといったことも含めた、総体的なやっぱりチェックはしなければならないというふうに思っています。

- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 簡単に再度やりたいと思います。

村長、屋根ついたプールがあるだけで十分なんです。健康増進のためにはちゃぽう

ンドに補助を出して行ってもらっているんですから、ですから、これが通れば村長、つくらなければならないですよ、もう。つくらなければならないですよ、それからじゃ、温水プールやめますよって、電気代かかるから、温水プールやめましょうと言ったって、できたものに対してやめましょうといったって、今度、電気外すわけにいかないでしょう。だから、今、この場での質疑のために、じゃその辺よく考慮しながらやっていきましょうたって、この議案通っちゃったら、もうやらざるを得ない。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) ご懸念よくわかります。ただ、今のキャパシティの問題です。そういう能力を持っている。では、それをどう使うのかという問題です。やはり屋根をつける、使用できる期間を広げていく、あるいは施設は集約していく、いろんな意味合いを持って、あるいは防災拠点、あるいは水をためるものが、例えば災害のときにどういった役割を果たすのか、いろんなことを東松島行ったり、いろんなことを見て、聞いております。そういったことをキャパシティとして持っている。使い方を言っていると思います。電気はもちろん契約の基本料金は変わりますけれども、従量制でありますので、ではどう使い回すのかといったことも含めた、いろんな管理の運営の仕方があるわけであります。もちろんご指摘の点、よくわかっているつもりでありますので、かのようにしたいと。
- ○14番(大石雪雄君) 終わります。

◎休憩の宣告

○議長(自岩征治君) ここで、2時20分まで休憩いたします。

(午後2時01分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後2時20分)

○議長(白岩征治君) ここで生涯学習課長より、先ほどの答弁で訂正の申し出がありました。

生涯学習課長。

- ○生涯学習課長(鈴木茂和君) 先ほどの13番佐藤議員のご質疑の答弁の中で、ボーリングの位置について、バックネット裏ということで申し上げましたが、バックスクリーン裏の間違いでございましたので、訂正させていただきたいと思います。申しわけありませんでした。(不規則発言あり)
- ○議長(白岩征治君) 議員の訂正は、議長において会議規則第64条において、これを 許可いたします。

休議前に引き続き、議案第68号に対する質疑を続行いたします。

12番後藤功君。(不規則発言あり)

○議長(白岩征治君) 失礼しました。先ほどのを取り消しさせていただきます。 職員の訂正を求められた場合は、職員の訂正は、議長において会議規則第64条に おいて、これを許可いたします。 休議前に引き続き、議案第68号に対する質疑を続行いたします。

12番後藤功君。

○12番(後藤 功君) 12番。議案第68号に対して質疑します。

村民プールのことでありますが、同僚議員の前段いろいろ質疑を聞いておりまして、私と大分内容が似たようなことがあります。私なりに質問しますが、村長の答弁もいろいろ言われております。最近、村長、顔色がよくなってきて、何かいいことがあったのかなと、そういうことで、村政についても積極果敢な村政を望みますが、そういうことで、この問題に対して、私は従来から村長は村長の一貫して私は推し進めたと、私はそのもののこういう体育施設を充実すると、そういうことに対して全く理解をしていなくて、そんなもの要らんと、そういう立場ではないですが、先ほどからも同僚議員が申し上げておるように、建設地、それからいろんな総合的に、要は経済、その合理性から考えた場合、どこに村民プールを建てたらより効率的に、またコストが下がるとか、そして村民プールが他のいろんな施設、あるいは西郷村のそういういろんな開発計画、村が発展するいろんなそういう要素において、そこにリンクさせて、そういう観点から私はあそこではいかがなものかなと、そういうことでいろいろ申し上げてきた経緯がございます。今回もそういう私どもの提言なり、意見というものを全く村長はしんしゃくしないで、あくまでも自分がここだということで推し進めるんだと。

私から言わせれば、やはり村長の執行権、そういうものがこれ権力者として強大なものがございます。私どもは議会が議決機関ですけれども、多数を持てば、村長よりも権力があるんです。しかし、この間の選挙において村長を支持する、いわば与党議員と、そういう圧倒的な力の前に私どもはなすすべがないというか、そういう結果において、議決においてはそういうことであります。

これは、なかなかそういうふうに割り切ってしまえば、これは身もふたもないんですね。しかし、どこに我々は整合性ある西郷村がもっとよくなると、そういう1点から申し上げるならば、結果はどうあれ、そこはやっぱり一言申し上げなければならないと、そういう立場でやっておるわけですよ。

それで私は、現在推し進めている村民プール、これは国の補助事業で、全額国が出すんだと、そういう観点からいえば、何もそんな村の持ち出しが、村民税金が1人当たり何万円取られるわけでもないんだから、そんなのどうでもいいべと、いいかげんなそういう発想に立てばどうでもいいんですよ、確かに。しかし、やはり国民の税金が7億何千万円かかっておるわけでしょう。そういう多額な金を使うからには、もっと有効的な、同じつくるにしても、場所の選定やら、いろんな西郷村の産業の位置づけとか、いろんなものを考えたら、もっともんでもんで、いろんな角度から投入して、そして結論を持っていったほうがいいんじゃないかということを私、言っていますよ。

そういう点からいえば、甚だ私はあまりにもいいかげんというか、そういうことを全く考慮しないで、先ほどありましたが、一つの村長のプライドというか、そういうことは持っていないんだと言いますが、しかし、そういうふうに言われても仕方がな

いんじゃないかと、こういうことです。

それで、安全性とか云々がありました。確かにそうです。杭やパイルを5,000本も打ち込む……、5,000本でしょう。(不規則発言あり)違う、違う、ごめんなさい、大変なことね、99本の杭を打ち込むんだと、5,500万円かかるんですね、杭に。それを西郷村、広い面積を持っているわけですよ。それで、議会としても前の議会では、まきば保育園の跡地があそこが最適じゃないかと、そういうふうにして議会として議決した経緯があるでしょう。それは、もしそういう勢力が現在も続いたら、村長、今、あそこに建てるといったってできないんだわな。しかし、情勢が変化して村長のほうに有利に働いたから、これはやっぱり突っ走ってもいいって、そういう判断でしょう、恐らくね。

私もまきばの前が最適だとは思いません。絶対なものではないと思いますよ。私、考えるのには、ここでいろいろ申し上げますが、今、甲子街道沿線網が大分商業設備、あるいはいろんな事業所ができて、またセブンイレブンの前にも薬屋さんができると、そういう商業設備ができてきました。そこに、村のやっぱりそういう農産物のいろんな販売する農政の問題ですが、そういう今、農家は非常に販売するところがなくて困っているんだと、所得を上げていくにはどうしたらいいかと、いろんなことで悩んでいるわけですよ。片や、じゃほかの自治体はどうかと、みんなもう道の駅とか直売所とか、いろんなことやっていますよ。我がこの西郷村だけが全然そういう構想があるんだか、ないんだかわからないけれども、手をつけようとしない。

私は経済的に、いろいろ政治と経済というのは密接につながっておりますから、経済的な面をすごく私は言うんですよ。学校教育、いろんなそういう面は確かに大事なことです、人材育成ということ。人間があって社会があるんですから、これは非常に私も大事ですけれども、どうもこの西郷村政はいろんなことを見てくると、入る手だてを何の施策としていないでしょう、これ。所得を上げる方法ね、ただ出すばかりの政策だけやっているでしょう、これ。あそこへ何かちょこっとつくった、ここへ、そして、先ほども大石議員が言われたとおり、ランニングコストもまた発生しちゃうと。また、村長は先ほどの答弁で、概算だけれども、つまびらかにできないと。しかし、この予算書、いろんなの見ると4,500万円はかかるだろうと、もっとかかりますよ。そういう恒常的にこれからプールがある限りずっとこれ続くわけですよね。

そういう出すことばかりが今、垂れ流しに、一体誰がそれを負担するんだと。皆さん、納税者ですよ、これ。そういうことに割と住民は今のところ敏感でないと。ただ、あそこにできるから、今度泳げるからいいなと、そういう表層的なのしか見てないですよ。税金、村民プールのために、村民1人当たり年間二千何百万円頂戴しますよとなると、いや何で俺1回も行かないのにとか、いろんなことになるんですよ。

私は、非常に今の村政は、そういった意味で、あらゆることに出すことばかりだと、 入る手だて何一つやっていないということです、政策として。隣の白河市はどうなん ですか。白河市に奉職して、あの当時は大したことなかったなんていう言い方するけ れども、今は目覚ましいこと、とにかく市長さん、どんどん企業誘致とか何とかやっ ていますね。ああいう姿を見ると、我々の西郷村は何だと、出すばかりのことじゃないかと。こういうことで私、非常に悲観的な見方をしちゃうんですよ。

ですから、村民プールにしても、もっと経済的に、合理的に西郷村の産業が発展する、いろんな意味でどこにまちの核をつくったらいいかと、そういうことで、じゃ村民プールもついでながら、そこに併設して、よりたくさんのそういうお客さんを引っ張る一つの要素とする担い手なんですよ。

ただ、ぽつんとあの山の上にやったって、誰も相乗効果ってないんですよ。スポーツ関係者はいいですよ、ああ、村長さんつくってくれた。俺らの願いがかなったと、それでは私はだめだと、やっぱり西郷村の経済力を上げるのには、それなりの7億数千万円の投資をするわけですから、国庫補助で。しかし、年々5,000万円の経常経費がかかって、固定費がかかってですよ、人件費やらで何だかで、10年たったら何億円でしょう、これ。そこにじゃ、教育と村民の健康増進のためには、そんなコストはいいんだと簡単に切り捨てるなら、これは簡単ですよ。しかし、私は政治家として、そういう立場はとりません。やはりそれだけの多額の投資をするなら、それに見合った経済効果なり、そういうことをやはり計算しなきゃ、その余地は西郷村は、いろんなところでポテンシャル、潜在能力があるでしょう、なぜそういう発想に立ってやらない。

そういうことをまずもう一度、村長にこれは自分の考えを押し通すんでしょうが、 その辺はもう一回聞きます。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) お答えします。

言っていることはよくわかります。多分同じ新聞読んで、同じ思考回路のところがあるかもしれませんね。経済優先ということが議員のベースにありますので、もちろんそのお考えの一つは、やっぱり入るをはかって出るを制すという財政論に帰結をいたします。今回の質疑は、やはり管理運営費といったものをやっぱりよく考えるべきだというふうに受けとめて聞いておりました。

もちろんその他の企業の話、財政の要諦はよくわかっているつもりです。やはり義務的経費というものを圧縮していきたいと、基本的には思っております。義務的経費の一番は、人件費、公債費といういわば固定されているもの、法令的に、あるいはこれまでの経緯、そういうことがありますが、今後、言われておりますように公共施設の管理費についても、同様の対応が必要です。

よって、今は新しいものをつくるというよりも、いわば、スクラップのほうに行くべきだという議論があるのも当然であります。

今後どうしていくのか、コンパクトシティがいいだろうとか、いろんな話がありますですね、30年たったら、人口はいかに、少子・高齢化はそれにどう連動していくのかということを含めたという、この計画があるべきだと。当然、1回つくった公共施設は少なくともコンクリート構造物ですと、相当もちますので、この間の人口と使い方はどうなるんだろうという話であります。

今、経費が四千数百万円というお話出て、結局いつまでの期間をどれまでの温度で、 そしてどれだけの空調と水温を上げていくのかということができるかどうかでありま す。これがマックスで最大年中の場合、あるいはある期間を区切って、もちろんこれ は需要と供給のことを見て、そういったことを見てやっぱりちょうどいいバランスの ところを目指そうという意思で今、いるところでございます。

ただ、施設の仕掛けにつきましては、おっしゃるとおり加温設備とか、その他ありますので、先ほどの議員のほうが取ってしまえばということもありますが、当然、それは施設として念頭としてあります。ただ、使い方については柔軟な対応をできるという前提を持って申し上げてきたわけでございます。

- ○議長(白岩征治君) 12番後藤功君。
- ○12番(後藤 功君) 村長、ただいまの答弁、私の言わんとするところが、これ今のもう既に議案として出して議決を得る、その寸前のところでそれ以上言えないかもしれないね。じゃ、そう言うんならそうするかなんて、それならいいんだけれども、そうはいかないでしょう。しかし、これはやはりそういういろんな考えも議員の中であると、村民の私も代表ですから、これは言わなければならないんですよ。何のあれもなかったのかとなっちゃう、議会。村長と全く同じような考えの者ばかりかと、いや違いますよと、ちゃんと私なら私の視点で申し上げている。

私から言わせると、抜け落ちている面は、何回も言うようですが、場所の選定ですよ。あそこが危ないからって、もちろんそこは大事なこと。前に私も指摘しました。そんな杭99本も打つところ、何でわざわざつくるんだと。いくらでも土地あるだろうと、その土地でもとんでもない土地と言っていないんです、私。

先ほど申し上げたとおり、そういう商業の一つの核となる集積するところ、そういうところにどうせならつくったらどうなのと、利便性のいい、西郷村民だけじゃなくて、そこに来た人間がついでに泳いでみるかと、そういう相乗効果が出るような施策をやってほしいということ、私が言っているのは。

そうすると、今考えている場所というのは、非常にそういった意味からいうと、期待が待てない。ただ、今後もオープンしてもそんなに利用者は来ないでしょうね。一部のマニアの暇な人は毎日毎日、自分の健康増進といって来るでしょうけれども、大多数の人は無縁だもの。結果的に銭だけ出して、そういう一部の人のための村民プールだったのね。私はやっぱり皆さんにそういうより公正公平な税負担はしているわけだから、そうすると、そこに生み出される利益というものを考えてあげたらどうですかと。

これは村の持ち出しそのもの7億何千万円じゃないんだから、しかし、それだけで 今度はランニングコストを考えた場合は、かえってそれが重荷になってくる。これは 全国のあらゆる地方自治体が今悩んでいるところですよ。いわゆる箱物行政で補助金 が幾らついたから調子に乗ってつくった、その後始末はどうするんだという問題があ ちこちで起こっているんです。これはもう火を見るより明らかですよ。

ですから、そういう単純な考えじゃなくて、これからは将来に向かってどれだけの

損益計算したら成り立つのかと、そういうものをきちっと考えた政治をやってもらわないと困っちまう。ついには財政破綻して、もう全部だめになっちゃう。いい例がこれは社会保険庁でやったグリーンピアですよ。あれも何百億円で保健事業で建てた、しかし、もうあっと言う間に破綻して、300億円で建てたのがわずか1億円、2億円でみんな競売にして、投げ売りですよ。誰が責任とるって、みんなこれ国民の保険料だから、誰も責任とらないと。これで同じことがみんなできちゃうでしょう、これ。私は、当然管理運営ということも金かかるのわかります。しかし、この数字の段階で4,500万円、5,000万円と大変な額でしょう、これ。先ほどちゃぽランドの持ち出しが5,000万円以上かかっていると。

村長は、いや今、一生懸命やっているからと、とんでもないですよ。自前でできますか、あそこ。自前でやって持ち出しがないんなら、それは立派ですよ。あくまでも、これをずっとおんぶにだっこでしょう。

ですから、今度はまた、私は村民プール、良い、悪い別にして、冷徹な目で見れば、 財政負担がもう5,000万円は、再来年から確実にこれ負担していくんだと、そう いう現実があるんですよということなんですよ。村民はわからないです。ただ、つく ってもらったら、いやいや、佐藤村長、大したものだと。政治はみんなそうでしょう。 我がつくってやった、村長が運営費出すんなら、それはかまわないけれども、そんな のはもう全然責任ないですから、ですから、私は自分の懐と同じような発想で、やっ ぱり政治も考えなければならんなと、全て今、日本の政治はそういう先送る政治で、 今さえよければいいと、将来のツケはみんな後回し、だんだん破綻してどうにもなん なくなるということなんですよ。

それで、具体的に今度はコストの面聞きますが、当然、管理運営しなければならない。管理するそういう要因は、何名考えているのか。館長さんというのを置くでしょう。その辺、まだできる、恐らくそれはもう考えている。今、予想される人員を何人で運営していくのか、それをちょっと教えてください。

- ○議長(白岩征治君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鈴木茂和君) 後藤議員のご質問にお答えいたします。

監視員の主任を1名、監視員が5名、合計6名を考えているところでございます。

- ○議長(白岩征治君) 12番後藤功君。
- ○12番(後藤 功君) ただいま、何名人員をなんだというと、主任1人の監視員が 5名だと、これは通年のプールだから、もう1年でしょう、これ、変わらないんでしょう。シーズンはまた増やすのかな、夏場とか。 (不規則発言あり)変わらない。 6人がその任に当たるということね。この辺の給料体系を教えてください、どういう ふうなあれですか、公務員にするのか、嘱託にするのか。
- ○議長(白岩征治君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鈴木茂和君) お答えいたします。

ただいま形態等ということでご質疑でございましたが、臨時職員ということで考えております。

- ○議長(白岩征治君) 12番後藤功君。
- ○12番(後藤 功君) 人件費幾らかかるかということで聞きましたが、かなりやはりコスト、人件費かかりますね。ですから、プールをつくる、つくらない云々、それをおいておいても、そういうものをつくるということは、これだけのコストがかかるんだと、それで収益とか、そういうことを考えると、村民プールは無料なんですか、有料なんですか、それちょっと。
- ○議長(白岩征治君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鈴木茂和君) お答えいたします。

検討しているところは、一般村民、あと一般入場者は有料、あと学校の授業、当然子どもたちが使う場合には無料というようなことで考えております。あと、子どもたちの一般も有料ということで、近隣の市町村にならいまして一般は、検討中でございますが、大体500円前後、子どもたちはその半額の200円前後というようなことで、ただいま検討しているところ……(不規則発言あり)1日ということですね。

- ○議長(白岩征治君) 12番後藤功君。
- ○12番(後藤 功君) 今お聞きしましたところ、有料であると、一般。金額はそんなに取れないですよね、これ。ただ、先ほど私が申し上げましたように、なおさら収益ということを、お金を取るということは、当然これはもう経済的に建設費は別として、運営する面においてとんとんにならなければいけないと。しかも赤字出さないように。それはより多くの人が利用しなきゃだめなんですよ。そうすると、計算、今していないかもしれないけれども、四千数百万、まあ5,000万円は超えるでしょう。

そうすると、年間何人の有料の客が来ると、採算に合うのかと、それ計算してくだ さい。

○議長(白岩征治君) 生涯学習課長。

(不規則発言あり)

12番後藤功君。

〇12番(後藤 功君) 相当入らないと、5,000万円の……、<math>5,000万円といったって、これ電気、水代全部です、これ。そうですよね。だから、それの……(不規則発言あり)10万人、ですから、非常に<math>10万人……、これ甲子の観光だって、年

間どのぐらい30万人ぐらいかな、来てるの。1プールだけで10万人なんていうのは当然来ないわな。私は、絶対黒字にして運営しろとは申しません。できるだけ、そういうちゃぽランドの二の舞踏まないような状態でやってほしいということですね。ということは、あそこの場所は、当然集客する、そういうのには向いていないんだという、私は結論なんです。

ですから、先ほど言ったとおり、そういう総合的な商業と組み合わせたような、そういうことでやらなければ、とてもじゃねえが持ち出しばかりでつくったというだけで、あとは税金の垂れ流しが生じると。これ居川監視委員、そういうことに監査委員は民間でいろいろ見ていらっしゃるから、当然、これは私が言っていることはわかると思うんです。事業そのもの、これ、税理士さんは会社の経営内容を見たら、あんたこんな甘っちょろいことだったら、絶対これ黒字になりませんよという指摘するんですよ。

だから、役所がやっているというのは、最初からもうそういうことを一切無視して、ただつくればいいんだと、どうやったら赤字体質じゃなくて、少なくともとんとんでやっていくとか、そういう発想が抜け落ちているんですよ。私はそれを言っているんです。非常に甘い発想である。公務員の皆さん、役所の皆さんは奉職してから、税金をいただいて食べているからわからないかもしれない。しかし、一般の自営業者なんかは、非常に経費差し引いて、その残りから生活費、そしてまた税金を納めているんですよ。そういう発想にたてばこんな事業内容になんていうのは、もう全く論外です。私はそういう意味でこれ言っているんです。

村民プール、賛成か反対する以前の問題、この事業は果たして成り立つのかなと、そして将来にわたって支払っていけるのなと。そういった観点に立てば、当然これは村長のそんなプライドとかメンツとか、そんなことは言っていられないです。ですから、私はもう少しそういう見地に立って、いろんなさまざまな納税者のことを考えたら、かたくなな気持ちでやりませんよと、これは議員の皆さんもそれはわかっているはずです。しかし、何だか村長の前にいくと、萎縮するんだか何だか知らねえけれども、村長、何かおどしかけているのか、そんなことはないだろうけれどもね。しかし、私やっぱり正直なそういう平場の議論をして、そしてつくるんだったら、もう少し、そういうことでやったらどうですかということ、当然私はこういうことでは賛成できませんけれどもね。

私から言わせれば、福島県のああいったところに何でつくるんだと。前、秋山議員があそこをもっと拡張すれば、杭打つんだって、地山の真ん中のところへできるんだと。そんなら、その案がまだいいですよ、まだましです。そして、先ほど村長が言ったキャパがどうの、キャパは増えるでしょう。そういうことも、だったら次善の策として何でそういうことを聞いてあげない。そういうこともあるんだと、その一面をとればですよ。私は賛成しかねますが、しかしながら、今の99本、五千数百万のそういう杭代を考えたら、というのは五千数百万円のあれで土地買えるでしょう。今、田んぼ、畑、1反歩幾らですか、四、五十万円で買えるでしょう。

そういうことをいろんな比較対象して、なぜ考えないのかなと。これは復興事業だからもう使っちゃわなければだめなんだ、そういう何か切迫しているものあるんだかもしれないけれども、私はそういう視点から、やっぱり物事考えてもらわないと、これは直接私らも税を負担させられるんです。また、今月、恥ずかしながら、村・県民税から健康保険税、督促来ました。払ったと思ったらまたくる、少し嫌でも納めなきゃ差し押さえだとかどうのこうのと、税金だけはね。

そういう現実を見たときに、そして実際の政治を見たとき、こんなに垂れ流して何なんだろうと、私はつくづく思う。声なき声の皆さんはそういうのを思っていても言えないし、また知ろうともしないんだか知らないけれども、ただ政治の現実にやっているんだべと、村長がその政策について、唯々諾々と従ったと、それにやはり甘えちゃだめですよ。今、国でも安倍一強体制だなんていって、やりたい放題やっていくと、安倍首相。しかし、必ず私は落とし穴あると思うんです、そういう発想では。

やはりいろんな人の意見に耳を傾けて謙虚に、そしてそういう皆さんの納税者の視点に立った政治をぜひやってもらいたいと、この点についてもう一度お伺いします。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) お答えいたします。

お話よく承って、2回か3回同じこと聞きましたですね。当初予算のときもお話、 承りました。

まず、1つ、なぜあそこか、それから2番、経済的な相乗効果、それからペイできるのか、あるいは3つ、4つありました。

まず、なぜあそこか、くどいようですが、また申し上げます。平成の始まりから、 西郷村の土地利用として公共施設、特に運動についてはどうあるべきかと。物事の重 心、かつて村民プールは、この役場の前にありました。なぜか、あれはやっぱり西郷 村の人口の重心地がここだったのですね。やはりいろいろおいでになる方の動線、計 算しますと、一番誰でも平均すると一番真ん中にあると、真ん中といいますか、中心 地にあるのがアクセスが一番いいという人数が一番多くなるからであります。

今や人口2万人に近くなって、どこに移動しているか、多分山下のほうに行っているのではないかと。やっぱり4号線、あるいは大平、それから米、あるいは折口原にずっと今、人口が集まっております。今後の展開どうなっていくかということを踏まえて、やはり中島に広域農道ができて、それから野球場、体育館、その他の整備ということが既にあった。もちろんこの話は既に皆様ご存じで、その後、震災があったわけであります。じゃ、どこにといったところで、やはり将来構想の一角、これを担うべきではないか。

もう一つあった山を切り崩して、もっと今言われたとおり、広げたらどうかという話があります。ただ、今回のいろんな国庫補助金、それから交付金、そういうことのやりとりの中で、なかなか冒険はできないと。そこまではちょっと勘弁してもらいたいということで、ただ規模は少し前の計画よりは大きくなったわけであります。

動線と、それから将来ということ、かつての計画を置いたわけであります。一番は

商業施設ベースで相乗効果でペイできる、これが実は一番いいわけであります。しかしながら、公共施設の裏にはそれが儲かるものであれば、スパリゾートハワイアンズみたいに、やはりプールでありながら娯楽施設、その他ホテル、それを集積して、そして今の復興の部分と相まって既に黒字化が、そしていろんな会議までできる、コンベンションホールもできたということになって、やはり規模の問題と、それから運営の手法によっては、ああいうこともできるんではないかというふうに思います。

ただ、公共施設は、これは村の施設でありますので、2万人近くの皆様方のご意見を集約する、そこにスポーツ、体育、あるいは健康増進、そういったものがどのようにあるべきなのか、かつていろいろ話しありました。村の施設がてんでんばらばらだと、やはり核はつくるべきではないのか、集めるべきではないのか。しかしながら、だんだん地域というのは西郷村の規模になると、1か所ではなるまいと、いろいろ福祉施設では南部、中部、北部とか、あるいは小学区単位とか、いろんなことのコミュニティーができているわけであります。ただ、村民プールはもともと一つであったわけでありますので、これをやはりどこにというふうになりますと、かつての計画に乗るべきである。いろいろスポーツ関係のご意見も聞きましたし、それも私は了といたしました。

次に、ではどのような規模で、どういう使われ方をするのかと、もちろん松島とか、いろいろ行って、先進地等を見てきたわけであります。防災拠点になったり、加温施設といったことは、やはり冬場のいろんな災害にも対応できるんじゃないかと。あるいは水の貯蔵についてもいろいろあります。そういったことも踏まえて、計画に至ったわけであります。

問題は言われておりますように、コストをいかに削減して村民の用に供しながら、 そして、コストを捻出と同時にアップ圧縮していくかという努力がこれから求められ ているわけであります。

ただいま課長から主任の監視員と人数、あるいは電気料等通年、いろいろありましたが、これは本当に通年でいいのか、お客様のニーズというのはどこら辺にあるのかというと、さらに精査をしなければ、査定になりませんので、一応ベースとして枠は申し上げましたが、今後いろいろご指摘の点を踏まえて、やっぱりいろいろ検討を加えていくという段階でございますので、やはり公共施設と、それから民間ベースを目指すべきというものには、また少し差があるということでご理解いただきたいと思います。

- ○議長(白岩征治君) 12番後藤功君。
- ○12番(後藤 功君) まあ、村長自分の構想に正当性を持たせるのにいろんなそれは言葉の言い含めはいろいろあるでしょう。しかし、基本的に村長いろいろ集約すると言ったけれども、甲子のほうに400メートルのトラックつくったでしょう。そして、今言ったそういうことに対して矛盾したって、何で高原であれだからと、そんなのいろんなあげつらったら切りはないけれども、そういう発想に立ったら、じゃ400メートルのトラックも中島につくればいいんですよ。

ですから、私は何回も言うようだけれども、そういう垂れ流し的な一度つくって、 大問題になりますよということ、もうわかり切っている。だから、先ほどある議員から責任持つのかと、持てといったって、そんなのできっこないよな、そんなの。5万、10万返せというのなら、そんなのできるけれども、だから事前にそういう十分予想されることは、やはりきちっと固く精査して、そして計算して、そしていろんなそういうどこにあるだと、そんなの村の人口の重心がどこにあるかなんて、そんなでぶがいっぱいいるところが重い重心なんですよ、この間言ったんだけれども、そんな中島がへそだからとか、私がそういう経済的とか、いろんなそういう視点から見た、そんなのは、本当に比較しようもしようがないんですよ。

そういうことじゃなくて、何度も言いますが、そこに有料なら有料、そこでどれだけとんとんになるのかと、そういう努力、計算して、またちゃぽランド同じということになるということを私は転ばぬ先のつえで心配するんです。そして、今度はもう6人もそういう要員が要るだと。そういうことを考えると、これから滞納だなんて来られても、なかなかもう納税する意欲もなえちゃうんですよ、これ。やっぱり本当に我々のためになる、そういう施策をしてくれるんならともなく、ただ何回も言うようだけれども、持ち出しして垂れ流して、何らそういう生産的なことやっていないでしょう。

私はそういうことやるなら、どんどん応援してあげたいんですよ、誰が村長なろうが。そこが皆さん、いろいろ誤解しているところで、歯がゆい思いですよ、これは、ずっと申しわけないけれども。

そういう前向きな、いかにそういう経済的な、そういう経済学者とは言わないけれども、世にいろんなそういう学説を説いて、あるいは現実の経済活動をしている人なんか、みんなやはりいろんなことを考えながら、いかに合理的にやるかでしょう。一例を挙げれば、例えば図書館つくるのだって、佐賀県の武雄市の市長が今、佐賀県知事いってお落ちちゃったけれども、樋渡さん、あの人なんか民間の本屋さんを市立の図書館に置いて、そしてカフェをつくったです。すごい人をやっぱり呼び込んじゃうわけですね。

その発想は、やはり公共だけでただつくればいいと発想じゃない。民間でできる商売は任せちゃうと、彼らはそれになりに当然利益を上げなければならないから、それなりの工夫をするんです。それで成功する。今、行政も地方行政だって、そういうものをみんな考えていますよ、成功しているところは。じゃ、老人のバスを出せばいいのかと、それもまた出したって、空の車が走る、それをいかにそういう収益に合うとか、一概には言えませんが、リンクさせて、そしてやると、工夫しなければだめですよ。

そういう知恵は、我々もそれは出しますよ。いろんなところ行ってきた。しかし、 執行者が遅々として、そういう腰を上げようとしない。申しわけないけれども、そう いう現状じゃないですか、村長。あともう任期また3年もないでしょう。もうこれ 我々選挙やって1か月以上過ぎている。たちまち任期なんて終わっちゃうんです。で すから、従来のそういう発想をまずもうご破算にして、新しい発想でぜひやってもら いたい。

こういうことを言いまして、私の質問を終わります。

- ○議長(白岩征治君) ほかに質疑ございませんか。
 - 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) 11番。時間も大分経過していますので、簡単に質疑したいと 思います。

この議案第68号「村民プールの工事請負契約について」、先ほど来の同僚議員の 質疑の内容を聞いていて、非常にいろんなことを思い出してきたんですけれども、こ のプールをつくるに当たって、その必要性というのは、私も認める部分はございます。 先ほどの質疑の中で温水プールの必要性ということでお話しございました。これに対 して村長は、そのキャパを持っている、どう使っていくのか、使い方の問題だという ことをおっしゃられました。

私、以前に全協とかの場において、この場でプールをつくるに当たって、そのプールをどういうふうに使うんだと。そのことも詰めながら進めるべきではないかというお話をしたことがございます。

この間、教育長とかの話の全協の中で教育長にも話した中で、1レーン増設をしてスロープをつけてもらった経緯がございます。これはいわゆる体がちょっと思うように動かない人も、水の中では自由に動ける。ですから、そのスロープを持ってゆっくりプールに入っていけるように、1レーン増設をしてスロープをつけてくださいということで、このことは具現化されて形がなっている、設計図から見えます。

しかしながら、その後にいろんなことを申し上げました。このプールを使って、じゃ健康の状態を保つのにどうしたらいいんですか。高齢者の方の機能を維持をするための教室はどうするんですか。私みたいなメタボに対する指導とか、どういうふうな形で進めるんですかということを言ってきたつもりなんです。そのことがどのように今回、反映されてこの計画に至ったのか、そのことをちょっとお示しください。

- ○議長(白岩征治君) 教育長、加藤征男君。
- ○教育長(加藤征男君) 上田議員のご質疑にお答えいたします。

今、お話しありましたように、議員から前にスロープのこととか、コースのこととかお話しありました。今回のプールにそういうことを継続して生かさせていただいているという話もありましたが、そのとおりでございます。実は今回のプール、緊急支援ということと同時に、子どもに対するプールということが重視されていまして、そのことが前を走っている部分がございます。

そのことを含めた補助ということが加わっていまして、その趣旨にのっとったことということで子どもプールとか、そういうことをこの中に入れさせていただいていることでございます。

そういうことからしますと、議員がおっしゃっています福祉、あるいはどう使うんだということにつきましては、プールがまずでき上がることを優先させていただきな

がら、今度そのことをどのようにでは活用できるのかということは、実際のところは 考えていくことになると思いますので、そういう検討をさせていただくということで ご理解いただければと思います。

- ○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) ただいまの答弁いただいたんですけれども、子どもに対する支援が優先されて、このプールの設計を組んでやっていくということで理解をしたいと思います。

しかしながら、物をつくることによって、先ほど来から議題に残っているランニングコスト、いわゆる経費がかかってくるということで、村長答弁の中で、義務的経費の削減という言葉が出ましたよね。人件費とかお話が出たんですけれども、義務的経費の中にやはり扶助費とか、民生費と絡んできますよね。いわゆる健康状態を保つことによって、まず本人の医療費の負担を少なくする。村の保険の負担を少なくしていく。それが最終的には後期高齢・介護保険に反映してくる部分がございますよね。そういったものをきちんとやはりコンセプトの中に入れて、今回、これ設計すべきだと思うんです。

ただいま、私、偉そうに1レーン増設してああいったスロープをつけていただいた、言いました。私、この話を聞いたときに、那須町のプールを見にいきました。見に行って初めて、あっスロープが必要なんだね。そのことがわかったんです。ですから、ここで提案できたんです。でも、それ以外にさまざまな障害持たれた方、高齢者の方、いろんな方からの意見を集約していって、物をつくっていくべきじゃないのかと思うんです。

それに伴ってのプログラムもやはり必要だと思うんです。プールを使ってどういう 教室をやっていくんだとか、どういうことをやるんだとか、そういうことが今回抜け 落ちているというふうに思うんです。それによって、ただ単に国からの補助があると いうことで、子どもに対する支援ということで、いわゆる子どもさんが遊べるプール をつくって、はい、村民プールをつくります、それで本当にいいのかということなん ですけれども、いかがですか。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) まだ、その分、表に出なくてまことに申しわけありません。しかしながら、おっしゃっていることはそのとおりです。やはり今後の子ども優先のこともありましたが、使い方によってといいますか。使い方にして、そして医療費の削減、あるいは介護に陥らない、ピンピンキラリ運動始まったというふうに申し上げて、予算もとりましたですね。今始まっております。京都大学、あるいは福島県立医科大学、それから厚生病院、総合医の研修と同時に西郷村に直接入ってくるという道筋をつけましたので、今後、我が人生といいますか、西郷村民の人生が本当にいい人生で歩いていくためには健康増進と同時に、医療費をどう圧縮していくか。あるいは介護にならない予防というのはどういうものだということがいっぱいこれから出てくるはずでございます。

もちろん全部はできませんので、取捨選択しながら、あるいは使い方等も含めて、 そして大腰筋とか、あるいは人が集えて笑いがあるとか、いろんな目標ありますので、 それに合致させた方向でも考えていきたいと思っているところでございます。

- ○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) 11番。今出たピンピンキラリ運動、これに関しては私は否定していますんで、何とかできないでしょうか。それと、今申し上げたようにプールをつくるに当たって、さまざまなプログラムを起こして、それを盛り込む必要があったんじゃないのかと。なぜそれができなかったんですかということを伺っているんです。物ができてしまって、はい、じゃこういうことをやりたいです。でも、今できてしまったものでは、そのプログラムはできない。じゃ、直しましょうか、またお金かかってしまいますよね。そうではいけないでしょうということなんですよ。

私、いつも思うのは、多分ここでも言ったことあると思うんですけれども、お金をない人は知恵を出せというのは、私の理論なんです。村もそうだと思いますよ。お金かからないように、じゃ、みんなで一生懸命知恵を出しましょうよ。だから、特定の人の人間の考えだけでこういうふうに物を形成してしまってはだめなんじゃないかということをずっと言ってきたつもりなんですけれども、なぜそれが反映されなかったのか、その理由をもう一度伺います、いかがですか。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 正しいご指摘でそのとおりだと思います。ただ、プールの構造等があって、スロープの話出ましたですね。水に入るかどうかという問題も含めて、それが基本的な骨格についての大規模な変動については多分、そのご指摘が正しいと思いますので、それ以外にも当然、今のお話あるわけでございますので、フィードバックの点につきましては、いろいろ考えていきますが、その点は考え方をして正しいと私は思って、そういうふうにやっていきたいと思います。
- ○11番(上田秀人君) いいです、了解です。
- ○議長(白岩征治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第68号「福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)平成27年度施工西郷村民プール建築本体工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) ここで、本日の会議時間の延長について、議会運営委員会に諮問 いたします。

これより3時40分まで休憩をいたします。

(午後3時20分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後3時40分)

◎会議時間延長の議決

○議長(白岩征治君) ここでおはかりいたします。

先ほど会議時間について、議会運営委員会におはかりをいたした結果、本日の会議 は午後7時まで延長したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は午後7時まで延長いたします。

◎議案第69号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 休憩前に引き続き、日程第10、議案第69号に対する質疑を許します。

14番大石雪雄君。

○14番(大石雪雄君) 14番。議案第69号について質疑いたします。

まず、村長にお伺いしたいんですが、今般決算書が議員に提出されて、そして、これから皆さんに承諾をもらうという段階で、平成26年度執行者として何を重点に執行してきたか、お伺いしたいと思います。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 何を重点にやってきたかということであります。
 - 3・11以降、当面する大きな課題、除染ということがあって、組織を挙げてそれに対応している。もちろん各課からの人を集めたり、あるいは予算を確保したり、あるいは地元の皆様方のご協力を得て、仮置き場、その他のいろんな手配をしてきた。それが、いわぱこの決算の中には数字しかありませんが、実際の大きな雰囲気というのは、そういった真っただ中にあった1年であったというふうに今、思っているところでございます。
- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 確かに3・11から4年半がたって、平成26年もそのとおり 大変な時期だったかなと、そのように思っております。

除染についての答弁でしたので、まずそれからちょっとお話ししたいんですが、除 染の遅れている場所、たくさんありますよね。今般、私も歩きました。何で遅れてい るの、うちちっちゃい子いるんだけれども、何で遅れているんですか。もう放射能が 飛んじゃってから除染するんですかという考えの方もおりました。ですが、残された 期間、それを重点にやってきた以上は、今年度もぜひ早期に除染が終わるように進めていただきたいなと、そのように申し添えておきます。

また、ラジオでよく流れていますが、中間貯蔵施設が環境省で3年間過ぎれば何とかすると言ったものも遅れているそうであります。そんな中で、町によっては、もう仮置き場を返さなければならない、どうしたらいいという騒ぎのところもあります。さらには、西郷においても、震災後、大きな雨が降らないからいいんですが、村の一番水源地のある場所に仮置き場として設置してあるということを考えたときに、より一層県なり、環境省に強く申し添えをしていただいて、早く中間貯蔵庫をできるようにお願いしたいなと、そのように思います。

本来、それは最初に聞いた話で、私がお尋ねしたいところは、また別にところにあります。

1点目なんですが、112ページに西郷村地場産業商工祭というものがありました。 それで、今般、事務局を通して書類をとっていただいたところによると、村長は顧問 になっていますので、説明責任もあるかなと思うので、村長のほうにお尋ねしたい、 そのように思います。

前年度、議長をはじめ、村議会議員誰も招待を受けませんでした。その辺について、 村長はご存じだったのかどうか、お伺いしたいと思います。どういう理由のもとに呼 ばれないのか、ご存じだったかどうかをお伺いしたいと思います、招待受けていない んです。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) お祭りということでやっていますので、いろいろお声がかりあったんだろうと思いますが、招待がなかったということなんですね。今、どういう理由かどうかについては、ちょっとわかりません。
- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 14番。続けて質疑させていただきます。

村長、あるところのある人によると、地場産業商工会の予算は村長が決めるものであって、議員は何の関係もないと、だから村長だけを招待すればいいんだという方がいたそうなんです。大変失礼な話だと思うんですが、いかがでしょう。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) よくわかりません。それ言った人も誰だかわからないし、そういったどうかも私もわかりません。
- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 確かに村長はそんな細いところまで知らないですよね。ただ、村長が招待されて、平成26年度は県会議員も来ていない、議長も来ていない、産業 建設常任委員会のメンバーも誰も来ていない、それは記憶にございますか。
- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 特別注意して一人一人チェックしているわけではありませんので、 よく今、思い出せません。

- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 14番。議会人が偉いとか、何が偉いとかじゃなくて、礼に始まって、礼に終わるスポーツではないですが、イベントというものは31年間続いてきたイベントを予算は村長が決めるから議員は呼ぶことはないというこの実行委員の名簿の中にはそういう方はいないようですが、恐らくインターネットで見ている方は心痛くしていると思いますので、それ以上のことは言いません。

ただ、今年度は地場産業商工祭が実行されないと、補正予算の中にもう減額補正と してのっているというところからいくと、名誉会長としてどんな気持ちでいるか、そ の辺をお伺いしたいと思います。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 毎年、あそこでお祭り、お祝い私は申し上げてくると同時にやっぱりお祭りは、ちょうど秋口の青空のいいときにテントがいっぱい張ってあって、そして人がいっぱい来る。そして、いろんな笑い声が聞こえる。まことにふさわしいと思っておりますので、残念であります。
- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 全然村長と打ち合わせも何もしていない中で、村長、決算の中 で何を重点にやりましたかと、復興です、除染ですと。なぜ地場産業商工祭をやると きに、記念行事の一言ぐらい載せて、そうでしょう、喜ばしい記念ではないですよ、 3・11の震災復興記念、なぜそういうふうな一つの記念行事としてやる異業種の団 体でない限り、私は恥ずかしいと思うんです。村にとって、町にとって商工会くらい は、商工会という一つの実行委員名簿に入っている方々は、皆、異業種なんですよ。 異業種の人が先頭になってやらない限りは、何かこう恥ずかしいと思うんですよ、私。 私も地場産業商工祭は議員になる前ですから、30年前になるかわかりません。商 工会の青年部長として、村がこの行事を先頭切ってやって、どうしたらやれるか、ど うしたらいいべという、若い青年部40人以上の方々とともにやってきました。誇り に思っていました。それが、何かこういうふうな決算書を見ると、村のほうで98万 円出して、商工会負担金が50万円、その中で30万円減額しているんですよ。 20万円しか商工会は出していないんですよ。じゃ、その30万円分はどこから来た たかというと、多分に出店参加料を取っているんですよ、自分らでね。それを復興予 算にかけられなかったのかと。復興するための記念行事にかけられなかったのかと思 うと、恥ずかしいです。

これは、また余談になるんですが、岩手県は宮沢賢治が岩手県だからだと思うんですが、雨にも負けずを基本にして復興に向かった。そしてつい最近では、ちょっと地域を忘れたんですが、ラジオ体操を方言でやっていると、岩手だか、秋田だと思うんです。ちょっと言葉に出せないんですが、ラジオ第一というのもちょっとなまった言葉でやっているんですよね。(不規則発言あり)だから、そういうふうにほかの地域は一生懸命なんです。西郷村、これ取ったに何ありますか。お祭り事何ありますか、花火はねえ、おみこしやったって各地域でちょっとやっている、盆踊りだって各地域

でぱらぱらやっていると、それも大したものでしょう。

でも、村挙げて、お寺がありますか。あったってみんなばらばらでしょう。まとまるのは祭りなんですよ。31年も続いて、出店費は商工会でどこに行ったんだかわからないけれども、取っていると。こういう段階では、私は恥ずかしいなと思うんです。もう一度補正予算で、減額になっているんで、村長のほうにはお伺いしたいと思うんですが、ぜひとも、何と言っていいかわからないですね、もうやらないとなっているんですからね、これ。ですから、村長のほうで、異業種である商工会には村から補助金が行っているんです。少なかれでも、補助金行っているんです。今までは、職員上がりの方が局長として商工会に行っていたんです。村から補助金が出ているお金は、その一部になっているかもわからないです、そっちの補助は全然調べていないですから。ですから、村長は遠慮なくやはり商工会のほうにも助言していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) かつて商工会の青年部長だったときに活躍、よくできましたとい うかいろいろやっていましたね、私も知っております。今、どうなっているかについ ては、メンバーもいますので、もちろん若い人がやっぱり活力の源、企画立案する、 あるいは実動するということの中核になると思いますね。

加盟、いっぱい人がいますので、なかなか行事を決議するのは、もちろん一生懸命 やっていて、華々しく祭りは大きくやったほうがいいと私も思いますが、実情いろい ろあるんだろうと思いますので、よくお聞きして、バックアップできるところはして、 そして本当に喜びいっぱいになるような方向にいくようにいろいろ話をしてみたいと 思います。

- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 今、村長に上げられたんだか、落とされたんだか、わからない状態で、私も知っていました、大変ありがたいことかなと。私も県のほうもちょっと役員していて、西郷の代表として西郡の代表として行って、皆さんにうらやましがられました。当時ね、キョロロン村が県の何とか、運輸省、県では初めての国・県の補助がつくということで、みんなにうらやましがれたり、西郷はいいなと、それが今のキョロロン村だという感じですよ。何でリニューアルもやんないで、あのままになっているのかなというところあります。

そういう観点からいくと、西郷村は注目の的なんだぞと、せめて会津の人間の能力が西郷村に入れば、もっともっと別な角度で特産物もできるだろうし、いろんな角度で違うんじゃないかということを申し添えて、次の段階に入っていきたいと思います。

次に、154ページなんですが、予備費なんですが、予備費の充当が大変な数ほどの予備費が形成されているんですね。議会は当初予算に始まって、そして補うものは補正予算で補っているというのが減額するか、増額するか、そのままいくかわかりませんが、補正予算があると、どうしてこんなに予備費が充当されているのか、そしてさらには流用もすごく多いんですよね。

ですから、その辺について、村長も白河市の財政課でよろしいんですか、部でいいんですか、いたときの基本に戻って説明をいただきたい。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 予備費の充用と、流用については、もちろん予算の項目にはありますが、実施は少なくされたい、基本的にはこうなっております。なるべく事前に察知して、予測してあらかじめ計上する予算でありますので、そうありたい。しかしながら、時としてそれに耐え得ない、あるいは議会開催のいとまがないと、いろいろ問題が出てきますので、その範囲は許されております。ただ、総体的には、今言われているとおり、その運用等は少ないほうがいいという基本的な考えがありますので、なるべくそういった方向でということで今やっているところでございます。
- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 村長の申されるとおり、議会を開くいとまがないから予備費で流用充当して、予備費ですから充当ですか、そのほかは予算から流用しているんだと、多分にそうでしょう。ただ、議会は3か月に1回の議会があって、明朗にやってくるにはやはり補正で補えるものは補正で皆さん方に提示するというのが妥当だと思うんです。ですから、監査委員さんもいますから、専門家ですから、専門家の監査委員さんが見て、これで相当なんだろうと、これで了解なんだと思って監査していると思います。ですから、これ以上は質疑しませんから、できるだけ議会のほうに予算を提示していただいて、それを知ってもらうと。5,000万円以上は入札ですから、これは予備費では充当できませんが、充当額が六百何十万円というのもあるんです。そうすると、ちょっと予算額がでっかいかなと。10万円単位あたりだったら結構理解できるんですが、100万円以上になったらなるべくはやっていただきたいと、そのように思っています。

次に、毎回、村長、聞いているんですが、4年間は聞かなかったんです、私は立場上聞いたら悪いなということで、やっと終わったものですから、思い切って村長に聞くかと、そういう観点でいます。

赤面山の総合開発株式会社があるんです。これが有価証券180万円です。赤面山は、最近聞いたんですが、ある方が死去したために15億円がゼロになったというのは本当なんですか。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) ゼロになったかどうかはつまびらかにできませんが、まず倒産という形になっております。そして、債権者のことが消えていない。要するに債務を負っているということが明白で、ただし、その清算もしていない。片野社長さんが亡くなりました。あの後について、非常に実は困っていて、そして、国有地である林野庁は土地の賃貸借契約を停止しております。そういったこともあって、一つは、早く清算をすべきであるということをずっと今地権者と国と一緒にやっています。

西郷村は所在市町村でありますので、登山大会とか、何とかあの危ない建物を整理 すべきであるという意見が出ておりまして、それも同じ考えであります。いかなる方 向でやるかというふうになりますと、債権等を消滅させて、そして清算にいく。その後、残った物件というものがどうなるのかという手続に入らなくてはならないわけです。その中において、今の株式等がいかなる価値を動き出すのかというふうになりますので、倒産といって会社がなくなれば、当然消滅になりますが、今のところその中間と言いますか、まだ結了しておりませんので、その前段にあるわけであります。

- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 村長のほうから個人名が出たんで、私も個人名を使っていいんだかなんだかちょっと使いづらいので、K氏と言います。K氏が亡くなったと同時に、負債である15億円が払うことがなくなったと。だから、K氏が亡くなってもう何年たちますか、5年、6年ではきかないと思うんです、10年。そうすると、その15億円以上の負債があったのかどうか、村長ご存じですか。

結局村長の今の答弁だと、まだ負債があって、どうにもできないという感じでお話 あったんですが、15億円がもう社長が死んでチャラになって、そして、そのほかに 15億円で済まないほどの赤面山開発株式会社は負債を抱えていたんですか、その辺 はご存じですか。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 会社が倒産になりますと、通常、債権者集会等を開いて、債務の整理をしなければならないというふうになります。その債権者集会とかをやる場合には、今の債務が幾らあるか明確になります、現有財産財と一緒に。そのことについては、なかなか表に出てこないということであります。結局地権者である林野庁がこのまま継続はなかなかできないと。毎年契約して地代という問題が出てきますので、その段階で私どもは林野庁といろいろ相談をしております。

早く清算をして、そして、この建物にもいろいろな抵当権とかなんかがついている可能性がありますので、そういったものがなくなれば、取り壊し、あるいは廃物利用とか、いろいろなことに行けるわけですが、その前段のものがなかなかうまくいっていないというのが実態でありました。これは前にも何度かの質問がありましたので、林野庁は法務省といろいろ相談をしております。東京・前橋営林局管内に似たようなケースがあるので、そういったことでいろいろ法的な相談といいますか、地権者、地主として何かできないかということも含めてやってもらっておりますが、なかなか結論は出ておりません。今はまだその段階ですが、ただ、林野庁も白河支署長さん、二、三年でかわりますので、引き継ぎをしてもらって、その都度また新たに問題として協議していくという段階を続けている状況でございます。

- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 何で私こんなうるさく言うかというと、スキー場ができるところというのは本当に風景のいい場所なんです。赤面山の駐車場から見ると、雑木がいっぱい生えていて、なかなか夜景を見るのには見づらい。でも、あれをちょっと整理すると、本当に風景のいい場所になると思うんです。平場から見てもね。もったいないなと思うんです、

私。だから、村長にも前にも言いました。オリンピック前には資材が高いから早く 処理してしまいなさいと。処理したほうがいいよと。今は中国がこんな状態になって、 鉄鋼関係がもう全然だめですから、そうすると、ゼロ地点からもう処分料だけがかか って何の収益も入ってこない状態でしょう。ですから、少しでも、さっきから村長が 言っているスクラップ・アンド・ビルドを考えるんだったら、早くあそこを何とかし て、白河市、那須町、西郷村の長同士なんですから、話し合いをして、管財人でもな んでも立てて、それをしない限りは、村長の任期もあと2年半です、年齢が若いから 次にまたやる考えもあるかもわかりませんが、こういうふうに私から質疑が何回も出 てきている以上は、責任を持って解決に向かっていくべきではないかなと思うんです。

あそこが私は理想、自分の考え方でいくと、ちょっと高原だけれども、高原にふさわしいお花畑でもつくって、そして、職員が六十幾つにならないと年金が出ないと。いいでしょう、課長経験者とか、いろいろな人らは。一般の職員は職を探すのだって大変だと思うんです。だから、JRと同じように、JRが終わったら南湖の学校で全然職務の違う職務でいいから仕事をやれればいいという感じで、前にも言いましたよね、村長。お花畑でもつくって、高原にふさわしい、ブドウ畑でも何でもいいでしょう。そのためにはあれを片づけないうちはだめなんだと思うんです。

でも、このように有価証券を10年前から私が言っているとすれば、10年たっているということなんですよ、180万円。やはりおろすところはちゃんとおろしてやっていくべきではないのではないですか、村長。私一方的にお話ししましたが、そのような方法で進んでください。

最後になります。特定目的基金なんですが、定額運用基金状況調書ということで 9,500万円載っています。これはまきば保育園の前の土地ですよね。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 財務局から払い下げをした土地です。
- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) それで、これは多目的公共施設用地として購入しているんです。 何年間でつくるべき用地なんだか、お答えをお願いします。
- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 公共用地は目的を持って、公共多目的施設というふうに銘打ちましたが、まずは国の土地だと。そして、もともと地元の土地であったわけです。家畜改良センターの拡張に伴ってこれが国有化された。今般要らないと。さてどうするかと。一般の入札に付する。ちょっと待てと。あんな一等地をそう簡単にはということがあって取得いたしました。

多目的とか、あの段階で考えておりましたのは、あの場所は新白河駅にコンパスを立てますと、メガステージとベイシアの位置と全く同じです。高原口の那須連山を見晴らすあの場所からいいますと、絶好の土地にあるわけです。下新田、上新田、原中の全般まで含めまして。東口の開発につきましては、当然高山その他の連担があって、従来の白河高校から南側については農地が返還されて、新しいまちづくりに入りまし

た。

それで、ちょうど今回取得した周辺を比較いたしますと、距離は同じですが、高速 道路のボックスカルバートを超えるという一つの試練があります。ただ、そうします と、その周辺は大規模な大平工業団地があります。今後いかに展開していくか、人口 の集積の伸び、にじみ出し方につきましては、堀川、米村、間ノ原、下折口原、西原、 そして、あの上新田と大平、大清水につながって、今ずっと西のほうに進んできてお ります。

西郷村の土地利用というのは、あそこは農用地がメーンであって、そこに家畜改良 センターの研究施設があったわけであります。今後の展開として我が西郷村はいかな るということがあって、そこで今この技術立国、あるいは高度な産業の集積のキーポ イントになる、あるいは将来の西郷村、あるいは日本にとっての産業のキーポイント になり得ないかということをもくろんでいたわけであります。

なぜかというより、農水省の畜産局が西郷村にあると同じでありますので、この研究のラボについての能力は、いわば日本のトップ、同時に世界の研修生を受け入れるという能力があるわけであります。こういったものとの協調、あるいは大平工業団地にあるようなすばらしい能力を持ったトップ企業があります。そういったものの組み合わせといったものが新たな展開として、あの地とすれば非常に最適この上ないのではないかと。同時に、嫁塚線が羽太街道まで連結したということがあって、あそこの4号の交差点からインターまでは至近な距離にあります。そういったことを考えますと、一つは相当高度な、そして、技術に資するような、もちろん名前はまだ挙げることはできません。しかしながら、そういったことをいろいろ要望等を今まで続けてきていたわけであります。

早くこのお知らせをして、そして、具体的に寄与できるものができればいいわけでありますが、なおそういった意思を持って今動いているところでございます。3年くらいでめどをつけるというのは、今ちょっとそうなっておりませんが、ぜひともそういった考えで進んでいることだけはご理解賜りたいというふうに思っているところでございます。

- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 14番ですが、さらに質疑を続けたいと思います。

るる村長のほうから説明らしきものを聞きました。この基金は土地を取得してから 3年間以内には目的を達成しなくてはならないという基金でもありますが、当時私も もちろん議員でしたから、土地は腐らないものだから買っておいたほうがいいなんて いうくらいの考えでいました。ですが、この放射能の問題があって、この地である折 口原でさえももう高価な金額の土地の価格ではないという中で、ただただ今の状態で いいのかなと、3年は過ぎてもう何年になっているかなという感じがあります。

役場上がりの課長さんが調査に歩いているときに、村長は日大の研究所をつくりたいみたいだよという話をずっと古い時期に聞いています。何か動きがあるのかなと思いましたが、何にもないんです。前半はあそこにプールという話を盛んにしていまし

た。でも、それは可能ではないと。私も3人の村長につかわれました。さきの村長は、 西郷は八つの村が合併して西郷村になったんだから、その八つの村にそれぞれ目玉ら しきものをつくらなければならないということを申し添えていました。そういう中で、 村長は、今の中島が中心だと、それはそのときの長ですから、結構な話だと思います が、その日大の研究所というのは話はあったのかどうかお伺いしたいと思います。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 具体的に日大工学部とのやりとりはしたことがあります。現在も続いております。ただ、研究所をどうこうというまでは至っておりません。
- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 村長、さっきも言ったように、村長の任期はあと2年半なんです。もちろん若いからもう一回立候補する、村長になれる、それはあると思いますが、議員も村長も同じように4年間でできる仕事はやりたいんです。そうすると、今設計を出しても間に合わないんです。今現地は何に使われているといったらば、大変私の地域は助かった、除染の業者が利用しています。本当に助かったと思います。うちのほうの地域の人らは民家を使わなかったですから。ですが、土地を貸しておいて、ただ貸しているわけではないからお金は入っているんでしょうけれども、やはり村長、夢というのは自分だけではないんだよね。村民に夢を与えたり、そうでしょう。何の夢もあの土地では与えてないんです。私はちょっとがっかりしているんです。

だから、できる限り、あと何年あの場所が使われるかわからない。除染で使ってもあと1年くらいでしょう。そうすると、村長の任期はあと1年半しかなくなってくるわけです。そうすると、せっかく村長は夢あった土地を何にも活用しないで、ただただ目的基金を使って、財産は残っても村長の夢はかなわなかったということになるんです。

何かこの前まきば保育園の父兄の方が、村長、運動会のときに、まきば保育園をもっと大きくするよと言ったそうなんです。だから、ぼっとするとあの場所につくってくれるのではないのかと言ったんですが、どうでしょうか。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) そんなことを言った覚えがありません。言わなかった。子どもは 元気にということです。

ただ、言ったとおりです。やはり土地はなるべく夢をつくって、それが実現するように努力しなければなりません。それは私の仕事です。頑張りますので応援してください。

- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) すみません、オフレコの話はこれだから困るんです。ただ、影で、いや、村長がではまきば保育園をもっと広くするよは言えないですから、私確かめないうちは。では村長に、今議会中だから、あそこにつくってもらうように言うかいとは言ったんですけれども、あそこにつくる気なら、今設計を出せばすぐにつくれるんですけれども、誰だって希望と夢は村民に与えてください。前回の村長、いいか

悪いかわからないんですけれども、とうとうできなかった。おらドームをつくるんだと。聞いていますよね。そして、いつドームができるんだ、ドームは1億円でできるのかという感じでしょう。でも、知らなくても夢を追いかけるんです。村民も私らも同じです。ちっぽけなドームができるのではないのかと。だから、そういう夢をぜひあの地に植えつけてください。もうプールも通ったんだし、村長はもう安心でしょう。だから、そういうふうにしてください。

ただ、村長、ぜひ頑張ってあと2年半、この目的地は頑張ってやってください。そして、これだけは言っておきます。家畜改良センターの研究所だけはつくらないでください。家畜改良センターから買ったんですから。買ったのに家畜改良センターの研究所をつくったって何にもならないんですから。もうちょっとこれしかないという村長の夢をもう一度聞かせてもらえば、質疑を終わります。

何かあるんでしょう、もうちょっとないんですか。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 家畜改良センターの研究所は私らはできません。あそこは農水省ですから。そうではなくて、いろいろなご協力を得る必要があるというふうには思っています。それも通常のということは、普通の誰しもができるということですから、それよりもちょっとより高度なものを目指さなければならないというふうに思っているところです。

ただ、さっき具体的に日大工学部等が出てきましたが、もちろん教授等知っていますので、そういった話をしたり、いろいろ核となるものを特定して、皆様にお知らせできれば本当に一番いいことですので、努力をいたします。

- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 総括して最後、決算書に対して意見を述べて終わりたいと思うんですが、決算書を見る限り、給料と補助金、負担金、もろもろ必要経費がほとんどで、これといってやれるかという目立った予算というのは計上されていないんです。それだけ財政が厳しくなってきているのかなと私は思っています。

でも、そういう財政の厳しい中でも、村長のさじかげん一つで方向性は決まるし、 夢も与えられる。ですから、ぜひ努力していただけることをお願いして、私の質疑を 終わります。

以上です。

○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君の質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

- 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 13番です。同僚議員だから言いたくなかったんですが、議長、質疑の中で要望とか、お願いしますという質疑はないんです。そういうことを議長が指摘もしないし、そして、私の一般質問のときだけそういうことを言うというのは、議長はやはり勉強不足ですね。もう少しきちんと公平に、人を見て法を説くのではなくて平等にやっていただきたい。まず、要望しておきます。

- ○議長(白岩征治君) わかりました。
- ○13番(佐藤富男君) それから、1点だけちょっと決算認定の議案第69号についてお伺いするんですが、実は監査委員の居川監査委員が非常に今風評被害で評判悪いんです、申しわけないですけれども。というのは、何か悪いことはみんな監査委員が悪いんだというふうに文化団体の会議とかなんかになってしまっているんです。これはおとといの私の一般質問でお話を聞いたら、全然中身が違っていて、みんな誤解しているんです。居川監査委員のことを。ですから、この問題について居川監査委員と、また改めて決算の意見書をもとにお話をしてみたいと思います。

平成26年度の監査意見書をもとに、一般会計の中で6ページをちょっと居川監査委員、開いていただけますか。

私と同じなんです。どうしても下新田出身は風評被害で悩むんです。

6ページの下から5行目なんですが、補助金助成金等の見直しについてということの中で、さらに事業費に残金を生じた場合、翌年度繰り越しとすることが多いが、そこに補助金分が含まれていないか厳しく点検し、実績において不要となった場合は、精算の上速やかに返還されるよう指導されたいというふうな記述があります。これは居川監査員の言葉として文化団体のほうには知れ渡っております。

実は、平成26年度の決算、25年度も含めてなんですが、会費もあるし、また、例えば総合美術展実行委員会の場合は、お金がないと、村からの補助金を余りもらえないと。そんなことで、結局総合美術展の実施する段階で、案内状をつくって、そこに各協賛企業から1社3,000円くらいの広告料をもらおうかということでもらったりして、努力しながら一生懸命文化関係を推進しているんです。そういう中で、そういうことも含めながらなんですが、何構わず一切収支決算して残った金は全部返せと。これを居川監査委員が指摘でしているから、3,000円でも5,000円でも返せというふうになっているんです。現状がです。

ということで、これについて、居川監査委員のほうで誤解を解いたほうが私はいい と思うんです。そういうことも含めて、この記述を書かれた真意というのはどのよう なことなのか、居川監査委員のほうからお願いしたいと思います。

- ○議長(白岩征治君) 代表監査委員、居川孝男君。
- ○代表監査委員(居川孝男君) ありがとうございます。監査委員というのは憎まれ役というので、本当にみんなに好かれたいなと思いながらやるわけでございますけれども、 先ほど来出ております村の税金というものの使われ方という部分で、昨日もお話しさ せていただきましたように、西郷村の補助金条例等がございます。それで、私も実は 前年度から、まだ新人でございますけれども、昨年度、今年度と各団体の補助金団体 の収支決算書を拝見させていただいております。

そうした中において、今、佐藤議員がおっしゃったように、自分たちの会費を出し合ってやっている、努力して文化の発展という団体もありますし、中には、自分たちの会費がなくて補助金だけで運営されているような団体も散見されておりました。そうした場合に、余れば当然お返しいただくというルールの西郷村の補助金条例がござ

いますので、そういう部分でご指摘はさせていただきましたし、ただし職務柄、代表 監査委員という立場なので、私の言った発言が各課長様におかれまして、1円でも余 ったら返せというふうにとられているとすれば、それは昨日も言いましたように、大 局的に見て、これは事業の予算内の中で多大に収入として残っているというのであれ ばお返しいただくというのが西郷村の条例の規約でございますので、規約にのっとっ ていただいて、その判断基準が私は決して1円でも、5万円でもという判断でお返し くださいというふうには言っておりませんので、その辺は課長さん方、よろしく今後 ともお願いして、何のために補助金を出すかという趣旨からいけば、当然全部使って いだたいて、各団体の活動のご支援をして、先ほど来出ています豊かな住みよい西郷 村のために使っていただくというのが本来の趣旨であると思いますので、ぜひその趣 旨にのっとって、各団体もお使いになって、また、その予算の要求もなさっていただ いて、それは議会なり、村長さんの判断のもとに補助金も決定されていくというふう に思っておりますので、ぜひ誤解のないように、そう言っていただいてありがたいと 思いますし、今後ともそういう部分で予算の使われ方という部分を適正にお願いして、 また、先ほど出ましたけれども、よくいろいろな特別な事業でお金を使うという場合 は、それはそれでまた予算書を挙げて、補助金の申請をしていただければいいのでは ないかと思います。

ですから、単年度、単年度で繰越金をプールして、では何かお金がたまったからそれでやろうという目的を持ってやるのか、いやいやそれはあくまでも単年度の補助金の申請書の、昨日もお話が出たと思いますけれども、補助金申請には申請書というのがございまして、そこに使われる使途が書いてあるわけです。だから、その使途とおりにお使われになっているかという部分は、私たち業務監査という部分で書類の拝見をさせていただいているところでございます。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 今までの経過を見ますと、結局会費をいただいて、また、補助金をいただいたり、また、我々は自助努力でそういうお金を集めてきてやってきたと。そして、たとえ3,000円、5,000円残ったからそれが補助金のお金なのかというと、また違うと思うんです。会費の部分もあるし、また我々努力してきたものもあるし、そういうものを一緒くたに3,000円残ったら3,000円返せというのはちょっとむちゃな話ではないのと言ったら、担当課長のほうから、そういう監査委員の指摘を受けているからとなるから、それはちょっとおかしいねと、いつからなったんだと、こうなったんだと思います。

根本的にこれで居川さんにはご理解いただきたいんですけれども、実は我々が文化活動を行う、また体協も行う、さまざまな補助団体がありますが、では、西郷村の行政が行うべき文化の向上という事業、これは誰が行うかというと、村長でもなければ課長でもないんです。文化団体の方々が全面的にバックアップしながら文化の向上を図るというのが私基本だと思うんです。ですから、それに対する補助というのは、何も文化団体がそのお金がほしくて来ているわけではないし、お金を利用してどうこう

ではなくて、あくまでも文化団体も体協も、村の村民の方々の文化の向上とスポーツを通じての健康増進のお手伝いをしているという団体だと私は思うんです。そこで、お金が残って、3,000円、5,000円、1万円残ったら、それは翌年度に回して、会長がもらうとか、委員が使ってしまう、飲んで食うのではなくて、あくまでも翌年度に繰り越しとしてそれは使うわけですから、それはご理解をいただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

- ○議長(白岩征治君) 代表監査委員、居川孝男君。
- ○代表監査委員(居川孝男君) 先ほど来言っているように、私は代表監査委員の立場として1円とか、1,000円、各会で努力しているものにお返ししてくださいということは言っておりませんので、あくまでも補助金の中で残ったもの、要は目的達成外で残ったものについてはお返しいただく、これが西郷村の規則にございますので、そのようにご理解いただいて、会で努力してお金を集めたものを補助金と足して、では1万円残ったからそれを返せということでは決してないので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) ちょっとそれが非常に誤解を招くというか、曖昧な点があるんです。例えば自主財源が10万円あって、補助金30万円あったと。それで、事業をやったと。そして、例えば1万円残ったと。残った金は補助金があるから1万円残ったのではないのかという解釈と、補助金をもらって会費を10万円のうちの9万円を使って、例えば1万円残ったのか、それとも案分してやるのかという部分も出てきてしまうんです。今の監査委員の言葉ですと。ですから、そうではなくて、その残ったお金はあくまでも次年度に繰り越して、それをまた文化の向上、スポーツの振興、そういったものに使うという制約があるし、それをあえて会員が飲み食いに使うわけでもないし、何でもないわけですから、それは寛容に求めてもらうということはいかがですか。
- ○議長(白岩征治君) 代表監査委員、居川孝男君。
- ○代表監査委員(居川孝男君) 私も言葉が下手なものですから、なかなかうまく説明できない点が多々あるかと思いますけれども、監査人という立場と、当然各団体が西郷村の文化発展に寄与しているわけですから、そこに補助金を出す村の執行部側、当然これは村全体の発展のためという趣旨でしょうから、それは何ら問題ないし、ただ、私が言いたいのは、補助金申請の趣旨がございます。その趣旨の中で使われればいいわけです。そこの趣旨を逸脱した部分については、ちょっと残ったというんであればお返ししていただくと。要は、この事業をやるのに30万円くださいと。本会自体は全体の目的はいろいろございます。ただし、補助金の部分でこういうものをやるのでくださいといって、残ったらそれをお返ししていただくという考えで私はいるんですけれども、違いますでしょうか。
- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 企業会計で言うと簡単なんですけれども、本当に収入、支出の

関係で。行政運営の中の資金運用というものは、あくまでも利益を出すという問題ではないんです。また、正直言って、体協もそうだと思うんです、文化協会もそうなんですが、各会員の方々は、みんなボランティアでスポーツの振興、文化振興をやっているんです。それに付随しておつき合いをしてやっていただく村職員の方々は、あくまでも給与をもらって、残業手当をもらって、そして仕事としてやっている。でも、我々は朝駆けしようが夜駆けしようが、昼間来ようが全部全てそれはボランティアでやってきているわけです。

だから、もしそこまで厳しく言ってしまうと、今度、例えば文化団体のほうで、文化の振興については我々も協力するけれども、それは職員並みにある程度時給幾らでお金をくださいよと。そして、村の文化の振興にお手伝いしましょうというふうになってしまうんです。ところが、村が、村長がいくら選挙のとき文化の振興を図ります、スポーツの振興を図りますと言ったって、これは誰がやるんですかと、村長がやるわけではないんです。村民の方々なんです。みんなボランティアの方々なんです。だから、別に補助金をもらったからそれをみんなで飲み食いしてしまいましょうとか、使ってしまいましょうではなくて、それはあくまでも残ったものは次年度に繰り越して、また金がなくなったとき困るから、そういうことで使いましょうと、順次繰り越していると思うんです。だから、それを補助金条例との照合性を考えたときには、私は決して翌年度に繰り越したからといって、別に補助金の条例違反ではないのかなというふうに思います。

例えば、そういうことについて私の考え、いわゆる残金が残ったものについては翌年度へ繰り越す、これは別に会費の残ったものか補助金かわからないわけですから、 それは翌年度へ繰り越すという方法はいかがでしょうか。よろしいですか、だめでしょうか。

- ○議長(白岩征治君) 代表監査委員、居川孝男君。
- ○代表監査委員(居川孝男君) これは私の意見でよろしいのでしょうか。
- ○議長(白岩征治君) 監査委員として。
- ○代表監査委員(居川孝男君) 監査委員としての立場から言うと、そうすると、西郷村の補助金条例をもう一度よく先生方と議会とで精査していただいて、そこの条文の中に、余ったものはお返しするという部分が入っておりますので、その辺はよく今度詰めて、文化団体発展のために交付しているんだから、そこは交付した後の使い方について、チェックして問題なければ返納は要らないとかという文が、見ていただければよろしいかと思います。
- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) そこまで話が進展してしまって、監査委員としては村の条例に のっとって正しくやらなければならないという立場ですよね。そうしますと、残った お金を収納するのは総務課なのか、企画財政課かわかりませんが、所管する企画財政 課のほうでは、今までその補助金で団体から返還されたものというのはありますか、 もしあったら団体名と金額をお知らせ願いたいんですが。

- ○議長(白岩征治君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(田中茂勝君) 資料を……
- ○議長(白岩征治君) 資料がちょっと間に合わないようで。

13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) それで、私のほうでちょっと調べてみたんですが、ざっと今村 でどのくらいの方々が補助金をもらっているかということで、ざっと見ただけで、例 えば、ちょっと控えていただけますか。課長、ゆっくり読みますから控えてください。 その方々の収支決算で補助金条例にのっとって残ったものを返してもらっているかど うか確認していただきたいんですが、西郷村社会福祉協議会補助金、26年度 2,958万906円、これは幾ら予算をあげて、幾ら返ってきたのか含めてです。 西郷村福祉委員会協議会補助金137万8,160円、老人クラブ連合会運営補助金 57万8,000円、老人クラブ単会運営費補助金34万5,600円、白河西郷広域 シルバー人材センター運営費補助金443万4,000円、決算額としてです。それ から、西郷村観光協会補助金500万円、ブランドイメージ回復事業補助金536万 4,000円、上羽太天道念仏踊り保存会補助金30万円、盆踊り大会補助金15万 円、西郷村体育協会補助金398万6,879円、ふくしま駅伝大会参加補助金 200万円、村民登山大会補助金28万6,347円、西の郷ロードレース大会補助 金263万2,944円、西郷村スポーツ少年団補助金127万5,000円、ざっと 見て大まかです。若干簡単ですが、この方々の決算額というものは、当初割り振った 金額と決算額と、そして残った金額は返納されたのかどうかについて調べて、回答を お願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) ここで5時15分まで休憩いたします。

(午後4時45分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後5時15分)

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 先ほど13番佐藤富男君より資料の請求がございまして、まだその整理が調っていないということでございますので、ここで5時30分まで休憩いたします。

(午後5時15分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後5時30分)

○議長(白岩征治君) 議案第69号について、佐藤富男君から要求のあった資料につきまして、お手元に配付しておきましたので、ごらんになっていただきたいと思います。 13番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めます。 企画財政課長。

○企画財政課長(田中茂勝君) 大変遅くなりまして申しわけございません。

佐藤議員の質疑にお答えいたします。

各種団体への補助金額、決算額、戻入額の資料をお配りいたしました。一つずつ読み上げたほうがよろしいでしょうか。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 今、補助金の戻り額ということで決算が出ているんですが、これは補助金の交付の規則の第何条に基づいてこの戻入額をまず戻していただいているのか、お伺いしたいと思います。
- ○議長(白岩征治君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(田中茂勝君) お答えいたします。

西郷村補助金等の交付等に関する規則の第6条補助金等の交付の条件の(4)に、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当収益が生ずると認められる場合においては当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を村に納付すべきことということが規定されております。以上でございます。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 今、担当課長から、補助金の額と決算額、戻入額の一覧表をいただいたんですが、例えば西郷村スポーツ少年団補助金127万5,000円とあるんですが、決算額127万5,000円、ということは、西郷村スポーツ少年団というのは127万5,000円の補助金だけで100%で運営されているんですか、この団体は。スポーツ少年団の会費とか、負担金とか、そういったものは一切ないんでしょうか。

事実、この上のふくしま駅伝大会についても、決算書なんかを当然もらっていると思うんですが、補助金もらって200万円使ってゼロというのは、私は納得できないし、盆踊り大会補助金も15万円だけでやっているのか、ぴったりなのかというと、私はぴったりではないと思うんです。それから、上羽太天道念仏踊り補助金、これも30万円だけで運営されているとは思えません。シルバー人材センター、西郷村観光協会補助金になっていますが、これは決算額500万円となっていますけれども、観光協会としては26万円くらいたしか繰越金があったはずなんです。当然26万円も規則からすると戻し入れしなければならないと思うんです。そういった形であると思うんです。この一覧表ではちょっとわからないので、実際の決算貸借対照表みたいな形の中で、総収入と総支出、その中の占める補助金を含めた一覧表をもらわないと納得できないですね。

それと、監査委員にお伺いしますが、補助金を交付するに当たって100%補助金で物事を運営するということの補助金は、果たしてどうなんですか。適切であると思いますか、自己資金なしの。

2点についてご答弁をお願いいたします。

- ○議長(白岩征治君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(田中茂勝君) お答えいたします。

各団体ごとの実際にかかった事業費ということにつきましては、それぞれ確認をしないと、申しわけありませんが、ここに資料はございません。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) そうすると、居川監査委員が言われたように、規則どおりに補助金の運営をしていないということになってしまいますよ。補助金の交付に関する規則を見ると、例えば補助金などの返還についての条項もあるんです。第16条なんかでも、その補助事業について申請と実際の使い道についての整合性があるのかどうかということも、十分に決算書を見て精査しなければならないでしょうし、また、17条では補助金の交付の決定を取り消した場合には補助金の取り消しに係る部分に関しては、既に補助金が交付されているときは期限を定めて当該補助金の返還を命ずるとなっているんです。

それから、完了届ということで、補助事業者は補助事業に着手したとき及び補助事業が完了したときは、直ちにその旨を村長に届けなければならない。ただし、村長が指示する補助事業内容についてはこの限りではないということ、実績報告第13条で、補助事業者などは補助事業などが完了したときは補助事業などの成果を記載した実績報告書に定める書類を添えて村長に報告しなければならないということで、13条によって全てのものが実績報告が出ているはずですよね。出ていれば、当然その中に貸借対照表、決算の収支の決算表が出ているはずなんです。これをいただかないと、これはうそですね。100%補助でやっているわけないですよね。

簡単に例を言うと、西郷村観光協会なんて、私見ましたけれども、九百何十万円の全体予算の中で、実際に26万円の繰越金が出ているわけですから、だから、そういったことが全ていろいろ出ていると思います。だから、この規則どおりに厳しくやっていくと、かなりおかしくなってしまうんですが、とりあえずこれはきちんと出してください、実績報告書の写しを。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) ここで、資料の整理をするために6時半まで時間をくださいということですので、6時半まで休憩をいたします。

それから、ここで本日の会議時間の延長について議会運営委員会を要請したいと思いますので、よろしくお願いします。

(午後5時43分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後6時30分)

○議長(白岩征治君) 先ほど13番佐藤富男君より資料請求がされまして、また、企画 財政課長のほうで資料がまだ整理できていないということでございますので、もう少 し時間をいただきたいということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎会議時間延長の議決

○議長(白岩征治君) ここでおはかりいたします。

先ほど会議時間について議会運営委員会に要請いたした結果、本日の会議を午後 9時までといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は9時までといたします。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) それではここで暫時休議いたします。

(午後6時30分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後6時31分)

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 今、企画財政課長より、30分くらい時間がほしいということで ございますので、ここで7時10分まで休憩いたします。

(午後6時32分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後7時10分)

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君から要求されました資料につきまして若干ちょっとミスプリントがあるということで、ここで暫時休議したいと思います。

(午後7時10分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後7時22分)

◎議案第69号に対する質疑(続行)、討論、採決

○議長(白岩征治君) 議案第69号について、13番佐藤富男君から要求のあった資料 につきまして、お手元にただいま配付いたしました。

休憩前に引き続き議案第69号に対する質疑を続行いたします。

13番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(田中茂勝君) 大変遅くなりまして申しわけございません。

お配りしました資料は、各団体自己負担金等を含めた総事業費で、あと繰り越しがあるか、また戻入したかを示した一覧表となってございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。

- ○13番(佐藤富男君) これ、お伺いしますが、補助金申請、そして実績報告、これの 規則に基づくところの内容の精査というのはどなたがやられていますか。
- ○議長(白岩征治君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(田中茂勝君) お答えいたします。 企画財政課長でございます。
- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) そうしますと、信じられないんですが、繰越額ゼロで精算戻入額ゼロというのがあるんですが、これ全て収入と支出がゼロなんですね。プラ・マイ・ゼロになってきていると思うんですが、これ現実的に、これほどの金額の中でプラ・マイ・ゼロということは、領収書等も全部これ企画財政課のほうで確認しているんですか、これ、内容等も精査していますか。
- ○議長(白岩征治君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(田中茂勝君) お答えいたします。 そこまではできておりません。
- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) やっぱりこれはずさんですね、正直言って。

これはブランド・イメージ回復事業補助金で、8段目なんですが、総事業費817万8,675円、村補助金が536万4,000円、自己負担額が281万4,675円で、実績報告で、総事業費と同じ817万8,675円、プラ・マイ・ゼロなんですね、800万円からの事業費の中で。

また、上羽太天道念仏踊りも40万3,043円で、支出も40万3,043円、ゼロ。盆踊り大会補助金も69万3,950円総事業費の中で、補助金15万円で、実績報告も69万3,950円、残りゼロ。体育協会補助金も464万1,903円の総事業費の中の411万9,300円が村補助金で、実績報告が462万8,782円ですか。これで1万3,121円戻しということですね。ふくしま駅伝については、204万9,317円の事業費で、実績報告も同額、差引残高ゼロ。登山大会も39万7,660円総事業費で、これは1万3,653円戻っていますね。

あとは村のスポーツ少年団補助金、総事業費194万4,835円、村補助金133万5,000円、自己負担60万9,835円で、実績報告が194万4,835円で、繰り越しゼロ、戻しもゼロ。

これ、例えばスポ少なんかもですね、これは領収書等もこれ全部確認していますか、 企画財政課のほうで、規則にのっとって。

- ○議長(白岩征治君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(田中茂勝君) お答えいたします。 そこまでできておりません。
- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 結局、これはやっぱりずさんですね。結局、補助金というのは、法規則にもこれは何度もこれ入ってくるんですね。「補

助金等が村民から徴収された税金、その他の貴重な財源で賄われるものであることに 留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的または間接補助金の交付もしくは融通 の目的に従って誠実に補助事業または間接補助事業等を行うように努めなければなら ない」となっているんですが、これ決算額が同額というのは、これはちょっとやはり 不自然だと私は思います。

それについて、今度は企画財政課が領収書等も確認していないということになると、第16条から第17条についてのいわゆる条文からいうと、きちんと交付申請、そしてまた事業の内容、そして領収書等も含めて、企画財政課のほうでやって、その中身について、いわゆる補助申請と実際の事業内容に整合性があるのか、また適切にその補助金が使われていないのかということは確認しなければならないですね。その事務を怠ってきたということは、これ言わざるを得ないと思うんです。

私も、きめ細かな、この一覧表とは別に、交付申請書と決算書を見せていただきましたけれども、やはりこれ不自然ですね。これ、企画財政課長、そういった領収書とかそういったものについての精査をしなくても、それはいいんですか、規則からすると。規則に照らし合わせたときに、そこまでする必要はないんでしょうか。

- ○議長(白岩征治君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(田中茂勝君) お答えいたします。規則からすれば、やらなければならないというふうに考えています。
- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) それで、課長ね、例えばの話なんですが、これ、スポ少においても補助金が194万4,835円、村補助金が133万5,000円になって、自己負担金が60万9,835円になっていますが、この自己負担金の中にも税金、これ入っていないでしょうか。入っているんじゃないですか、税金が。
- ○議長(白岩征治君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(田中茂勝君) お答えいたします。 スポーツ少年団の自己負担金につきましては、会費ということになっております。 以上です。
- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 会費以外は入っていないですか。税金は入っていませんか。
- ○議長(白岩征治君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鈴木茂和君) スポ少の補助金の件につきまして、生涯学習課長でございますが、答えさせていただきます。

会費とあと諸収入と繰越金で合計が60万9,835円ということでございます。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 課長、そっちは違うんです。私が言っているのは、スポ少の、これ補助事業実績報告書を見ているんですけれども、この事業総額が191万7,080円なんですね。それで補助金が127万5,000円になっているんですが、これ以外に、村の税金が入っていませんかということを聞いたんですけれども、今、

課長は入っていないと言ったんですね。

しかしながら、歳入決算書を見ると、補助金の中に村の補助金127万5,000円プラス体協補助金が6万円あるんですよ、体協補助金6万円。体協補助金の6万円というのは、これは税金じゃないんですか。税金から来ているんじゃないですか、体協からのお金は。

- ○生涯学習課長(鈴木茂和君) 村補助金の件でございますが、村補助金が127万 5,000円で、体協補助金が6万円、合計で133万5,000円となってございま す。
- ○13番(佐藤富男君) だから、体協の6万円という金は、村が体協に補助金出しているでしょう、体協に411万9,300円。この中からいっているんじゃないですか。
- ○生涯学習課長(鈴木茂和君) 村から各団体のほうにいっております。
- ○13番(佐藤富男君) そうですよね。ということは、二重取りですよね、補助金、は っきり言いますと。そうでしょう。そうですよね。
- ○生涯学習課長(鈴木茂和君) はい、そうなりますね。
- ○13番(佐藤富男君) それを今、財政課長は入っていないと言ったんですよ、会費ですということで。これ、課長答弁取り消ししなければまずいんじゃないですか。会費じゃないでしょう。体協の、要するに補助金の中から、村の税金の中から、各単会に6万円出しているんじゃないですか。だから、補助金は村の税金を二重取りしているんじゃないですか。
- ○議長(白岩征治君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(田中茂勝君) お答えいたします。

スポーツ少年団の自己負担金60万9,835円でございますが、その内訳は、会費と諸収入、それから繰越金の合計でございまして、補助金133万5,000円は別ということでございます。

以上です。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- 13 番 (佐藤富男君) いわゆる一般会計の決算書ですね、あの中には133 万 5,000 円と、これ決算書に入っていますか、スポーツ少年団の補助金として。

私のほうから説明しますが、平成26年度歳入歳出決算書の148ページの下から3行目なんですが、西郷村スポーツ少年団補助金として127万5,000円となっているんですよね、表向きはですよ。表向きは127万5,000円なんです。しかし、実際には、これ以外に隠れみのではないけれども、隠れた税金が6万円入っているわけですよね。合計で133万5,000円の補助金がスポーツ少年団に入っているということですね。

そして、その上で収支決算歳出見ると、平成26年度においては決算額で収入合計が194万4,835円で、支出の決算額も194万4,835円、同額なんですね。 そしてゼロなんですよ、差し引き。こんなことが現実的にあるのかということが疑問なんですね、ほとんど皆そう入っていますけれども。この領収書なんかも全部、企画 財政課長、確認していますか。

- ○議長(白岩征治君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(田中茂勝君) 企画財政課では、領収書までは確認しておりません。各 単会の監査のほうで確認しているというふうに思っております。
- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) そうすると、田中課長が悪いわけじゃなくて、これ恒常的にずっと今まで、監査委員がご指摘していたとおり、補助金申請するのが担当課の課長さん、職員なんですね。その方が申請をして、そしてお金をもらって、その決算をするのも職員がやってきて、全部職員がやっている。ある意味ですよ、その中でやってきているわけですね。それを本来は、企画財政課のほうに全てその書類を渡せばいいんだけれども、企画財政課のほうとしては、各担当課のほうに間違いないと思って全面委任するというところで、このようなミスが出ているんじゃないかなとは思うんですよね。

それが結局、企画財政課長もまだ入って1年ぐらいでしょうから、どうしようもないんですが、これ、ずっと恒常的にそのように補助金についての管理運営のことについては、まず、でたらめと言っていいか、本当にこれ、こんなね、私から言わせればでたらめですよ、これ。194万4,835円が最後の1円までも同額で差し引きゼロということは、これ通常からするとあり得ないと思うんですよね。

だから、こういうこともやはり、そういうものがまだいっぱいあるんですね、ほかにも。だから、補助金については非常にこれ見直しするべきじゃないのかな。そして、この二重取りじゃないけれども、やっぱりダブルでもらっているということ自体もね、ちょっとやっぱりこれは村としても本当はおかしいと思うんですね、やっぱりこれ。実態はこういうことなんですが、担当課長、村のいわゆる西郷村補助金等の交付等に関する規則、これとの整合性はどうですか、合っていますか。規則に抵触していないですか。

- ○議長(白岩征治君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(田中茂勝君) お答えいたします。

再度中身をよく検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) これ以上ね、私課長のことをいじめる気もないし、どうこうする気ないんですが、やはり規則にあるとおり、やっぱり貴重な村民の税金なんですよね。税金を交付する補助金の流れも、監査委員から本当に口を酸っぱく運用については指摘をされてきている。しかし、それが何年も放置されてきて、監査委員の意見は無視して、それでやってきているということで、私は、これは最高責任者は村長ですから、村長に私は責任があると思いますよ、こういうずさんなことをやってきたという。

ただ、担当課長のほうでは、この問題、今回私が指摘したことについては、やはり 村民に誤解を招いたり、そしてまた規則に抵触しないように、きちんとした形でやっ ていただきたいと思います。

あともう一つ、これ総務課長にお伺いしたらいいのかな。というのは、この規則そのものが、何を、どんな団体を目的にして規則をつくったのかというと、非常にこれはくそもみそも一緒になっているんですね。いわゆる一般的な、これ第6条ですか、読んでもらうとわかるんですが、いいですか、第6条第4項に「補助事業の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金などの全部または一部に相当する金額を村に納付すべきこと」となっていますね。ところが、体育協会だって、いいですか、文化協会だって、これは収益事業じゃないんですよ、やっていることは。そうでしょう。補助金は出ているけれども、これは収益事業じゃないんです。

ところが、ある意味で言うと、昔、家畜のいわゆる育成するという部分のある部分の補助金というのがありますよね。例えば農業振興、たしか酪農振興も含めてですよ、例えば貸付金の補助金とかあるかもしれないけれども、そういうものについての収益というのがあった場合は、返せということだと私は思うんですよね。そういう収益事業と、いわゆるそういった文化、体協のような事業とは全く切り離した補助交付規則をつくっておかないと私はいけないと思うんです。これはくそもみそも一緒だと思うんですよ、この規則は。それについてどうですか、こんな大きな問題が生じていますけれども。

- ○議長(白岩征治君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) お答えいたします。

収益事業ということでは、税金上は残った分は収益ということになるかもしれませんが、議員おっしゃるように文化団体、それから協会といったものは、収益事業そのものが目的ではありませんので、その辺の解釈は精査する必要があるかと思います。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君)ですから、私は、収益事業でない、いわゆるそういったボランティア団体も含めた、いわゆる老人クラブですか、そういったものも含めて、収益事業じゃないんです。いわゆる生きがい対策、健康で生き生き西郷村で生まれてよかった、そういう老人の方々のやっぱり生きがいでもあると思うんです。そういう方々のいわゆる補助金に対して、きめ細かに返せとか何かということは私は間違っていると思うし、また、スポーツ振興を図る、文化の振興の図るという部分においての、たとえ1万円残ろうが、2万円残ろうが、それは別に翌年度に繰り越してもね、別に収益でも何でもなくて、みんな努力をして、また一切かかるものも、その協会の会員の方々のいわゆるボランティアによって余剰金が出ている場合も往々にして多いんです。ですから、そういうことを含めると、私は補助金交付規則も2通りにつくる必要があるんじゃないか、また1つだとしても、ある意味やはり条項の中に、そういった1円でも2円でも金返せというようなそういう冷たい規則ではなくて、やはり体協も文化協会も本当に伸び伸びと、そしてまた一生懸命ボランティアでもやろうと、スポーツ振興頑張ろう、文化振興頑張ろうという意欲が出るような形の規則に変えていく

必要が私はあると思うんですが、その辺、総務課長、いかがですか。

- ○議長(白岩征治君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) 今、補助金規則のおただしでございますが、これ一般的なものでして、補助金の中身としては、いろいろな団体の補助がございますので、そこを細かく規定していないのは確かでございます。それは運用の解釈を決める必要があるかと思います。一般的に、どこの補助金に関する規則も大体このようなつくりになっているかと思います。ですから、その適用範囲、そういったものを精査していく必要があるのではないかと思います。
- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 結果的に、今、監査委員の居川さんは、結局この規則がある以上、規則にのっとった答弁しか私はできないと思うんです。しかし、心情的には、やはり規則で言っているとおりじゃなくて、もっと応用がきくような、個人的にはですよ、もっとやっぱり文化の振興、スポーツ振興、老人の方々の活動、そういった方々がやりやすいような、そういう補助制度に切りかえてもいいんじゃないのかなというふうに私は思っているんじゃないかと、私は一方的に思うんです。そういったことができるような形をですね、この規則は一般的と言うけれども、これ一般的にやってきて、こういう結果が出たんじゃないですか。間違っていますよ、これ。ですから、これを変えていく必要があると思うんですが、その辺いかがですか。
- ○議長(白岩征治君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) お答えいたします。 なお検討して、もし改正が必要であるということであれば、それは改正していくこ とにやぶさかではございません。
- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) ならばね、やぶさかではないと言うんだけれども、もしやらないんであればですよ、今日の全部の収入・支出が1円まで合っている団体について、全部財政課では領収書も確認にして、本当に間違いなくお金が使われていたのかどうか、そして事業そのものが本当に間違いがなかったのか全部調べてほしいのと、今回、平成26年度決算書に出ている補助金は、このほかにもいっぱいあります。全部精査して、そしてその中身を全部、後日ご報告していただきたいと思います。

もしも、きちんとその辺の補助金についてのいわゆる文化団体、スポーツ団体、老人クラブ団体のもっともっと活動しやすいような、そういった交付規約に変えていくという意思があるならば、それは必要ありません。そのことを私申し上げます。課長、いかがですか。

- ○議長(白岩征治君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) 精査させていただきまして、検討させていただきたい と思います。
- ○13番(佐藤富男君) 後日、回答ください、議会が終わった後で結構ですから。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) はい。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 検討しますということなんですが、じゃ検討するまで待っていますか、ここで、私。そういうわけにいかないでしょう。だから、検討して、どのようになったのかを後日ご報告してくださいということです。それもそう長くない時間でお願いしたいなと。というのは、これ来年度のいわゆる予算も12月でしょう、当初予算要求は、そうですよね。そのときに各担当課長がこの問題について、やはりどのような方向に進んだのか、これ方向性が定まらないと各課長さん方も困ると思うんです。そういうことも含めるから、早急に方針を出してご報告いただきたい。もしもそれができないんであれば、私が言った今回の補助金についての全部精査したものを領収書も含めて出していただきたいと思います。いかがですか。
- ○議長(白岩征治君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(山崎 昇君) 今すぐというわけにいきませんので、後日、なるべく 時間をかけずに結果を連絡したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○13番(佐藤富男君) 以上で質疑を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。
- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君の質疑は終わりました。 ほかに質疑ございませんか。 4番鈴木勝久君。
- ○4番(鈴木勝久君) 4番鈴木勝久。議案第69号「平成26年度西郷村歳入歳出決算 の認定について」、質疑いたします。

	まずはでございます。	
_		
_		
_	発言取り消し	
_		
_	(不規則発言あり)質疑違う。	
	質問を変えます。	
_		
_	発言取り消し	
_		
○議:	長(白岩征治君) 4番鈴木勝久君、今、決算をやっておりますので、今のは予	算の
Ì	まうだと思いますので、質疑を変えてください。	
$\bigcirc 4$	番(鈴木勝久君) はい。それで、	
	発言取り消し	

- ○議長(白岩征治君) 4番鈴木勝久君に申し上げます。 今、議案第69号に対する質疑ですので。
- ○4番(鈴木勝久君) では、______すみません、私、違うほうで質問いたします。 すみません。
- ○議長(白岩征治君) 議案第69号に対する質疑ですので。
- ○4番(鈴木勝久君) 失礼いたしました。
- ○議長(白岩征治君) 精査して、してください。
- ○4番(鈴木勝久君) 議案第69号、改めて質疑いたします。

意見書一般の23ページ、不納欠損の処分状況についてでございます。

今年度不納欠損処分状況を見ますと、6,723万8,868円となっております。 平成25年度、24年度、23年度の不納欠損額もそこに示されておりますけれども、 今年度は特に国民健康保険税が突出して多くありますけれども、この理由についてお 聞かせください。

- ○議長(白岩征治君) 税務課長。
- ○参事兼税務課長(金田昭二君) 4番鈴木勝久議員のご質疑にお答えします。

不納欠損の状況についての質疑でございますが、平成26年度、特に不納欠損額が大きく伸びているが、どういう理由かということでございますが、平成26年の10月から広域圏の滞納整理課のほうに高額滞納者等の徴収権の移管をしているところでございます。

これに先立ちまして、村が持っている滞納分の精査を行いました。その結果、分納 誓約書等の書面で保有しているものについては徴収権がございますが、過去に差し押 さえ等を行ってから5年が経過しているものが見受けられたために、それらについて は不納欠損処理として平成26年度分で処理しております。

ですから、10年以上前の滞納分についても、5年以内に一度は差し押さえ処分等の処分を行っておりますが、それからまたさらに5年、その後に誓約等の書面での取り交わしがされていなかったものがあるということで、そういうものについては、村としては、以前には口頭での承認という形で処理はしてきたんですが、現実的に裁判等になった場合に、実際争った場合に、判例等を見ますと敗訴している案件が相当出てきているということがあって、それらについては今回、不納欠損処理とさせていただいております。

以上です。

- ○議長(白岩征治君) 4番鈴木勝久君。
- ○4番(鈴木勝久君) 今、広域のほうに渡したから、これだけ処理が遅れたということでございますが、広域と今までの取り立てとどのような違いがあって、そういう今までと違う不納欠損額が増えちゃったのかな。取り立ての違いなのか、どういう内容が、もう一つ増えた広域でやったからなのか、地元でやったほうがいいのかという部分なんですけれども、その辺ちょっと詳しく教えてください。
- ○議長(白岩征治君) 税務課長。

○参事兼税務課長(金田昭二君) お答えします。

村が滞納に対して徴収する事務も広域圏が行う事務も変わりはありません。

しかし、村が今までやってきた分納等によって、その都度口頭で滞納額の内容の確認等を滞納者に対して説明を行い、それで徴収をしてきたわけですが、広域圏のほうに移管する際に、口頭での説明とかが証明できるのかという形になりまして、交渉記録とかは残ってはいるんですが、実際に、じゃそれが効果を、相手方の承諾を得て徴収しているのかどうかというところまでは踏み込めない部分もありまして、そういうものについては不納欠損処理として、確実に徴収権のあるものについて、現在、移管をしているところでございます。

以上です。

- ○議長(白岩征治君) 4番鈴木勝久君。
- ○4番(鈴木勝久君) 一般の人には、徴収権のあるものというのがはっきりわからない んですけれども、徴収権のあるものというのはどういうものなんでしょうか。
- ○議長(白岩征治君) 税務課長。
- ○参事兼税務課長(金田昭二君) お答えします。

通常は、毎年、年度当初に納入通知書を発送しております。それの第1期目の納期限が法定の期限となりまして、それから5年を経過すると時効、5年経過ということで地方税法の第18条の規定により不納欠損の対象となります。しかし、その前に、村としては交渉を行いまして、預金や給与、その他の債券等の差し押さえ処分を行い、時効の中断をしているところでございます。時効の中断を1回しても、それからまたさらに5年経過してしまうと、時効が発生してしまうということもありまして、債権管理には十分注意をしておりますが、そういう事例も出てきたということで、今回多い不納欠損となったものでございますので、よろしくお願いします。

- ○議長(白岩征治君) 4番鈴木勝久君。
- ○4番(鈴木勝久君) この税金、大変皆様にとっては厳しい状況から税を納めておるのは、今、実情であると思います。そういう血税は、村民の方々が遊びに行きたいのも我慢し、食べたい物を我慢し、そういう中から税金を一生懸命納めている方々がほとんどでございます。ですから、毎年3,000万円以上の不納欠損が出るということは、今、財政上、今日一日聞いていますと、非常に厳しい財政の中で、このような不納欠損額が出るということは非常にゆゆしき問題でございます。

今聞いていますと、大変努力をなさっているのも理解できました。ですが、税金を納めないで得したという、この状況だけはぜひともつくらないでいただきたいと思っております。なお一層、税金の取り方を気をつけていきたいんですけれども、今後、不納欠損額を少しでも少なくするために、何か新たな施策というか、ございましたらお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(白岩征治君) 税務課長。
- ○参事兼税務課長(金田昭二君) 先ほど申し上げました広域圏への徴収移管ということ で、今年度は相当実績も上がっております。今年度、最近、土地の公売等も実施して

おります。村民の皆さんの平等な納税の環境をつくるために努力していきたいと思いますが、従前から県南地方振興局の県税分に対しての住民税の徴収移管とかいろいろな手だてを講じながら、今後も対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○議長(白岩征治君) 4番鈴木勝久君。
- ○4番(鈴木勝久君) 何か力強くなかったんですけれども、ぜひとも、その辺よろしく お願いいたします。

ちょっと今聞きそびれたところがあるんですけれども、固定資産税で、例えば2億円ございますけれども、固定資産税に関しては、もうちょっと村民税とか何かはちょっと難しいかもしれないですが、固定資産税は物的というか土地の問題だと思うんで、土地を回収するとか何かという、そういう処理の仕方というか、そういうのもなさっているでしょうか。

- ○議長(白岩征治君) 税務課長。
- ○参事兼税務課長(金田昭二君) 固定資産税の滞納者の状況を見ますと、被相続者がいないと。あとは法人等の倒産等により清算未了のまま、そのまま残っている。例えば赤面山とかいう物件については、物がある以上、課税対象があるもんですから、課税はしなければならない。ただし、取る相手先がいないというものもございます。

そして、土地等についても、何代も相続登記がされていない、古い登記簿上には古い何代も前の名前が載っている。実際、課税されていれば、ある程度被相続人ということで選定をしていただいて、納税管理人の選定はしているですが、今後さらに、山林等の面積の少ない、金額の少ない方については、土地の所有者がわからない方がこれから相当数出てくるのかなと思っています。

今回、マイナンバーの絡みでも個人の所有の番号の整理が始まるわけですが、実際に亡くなった方には番号がつかないものですから、その辺の整理もこれから非常に難しい状況になってくるのかなと思いますが、できるだけ精査をしながらしていきたいということで考えております。

それから、土地等を差し押さえして公売等できないのかということもございますが、 売れる土地であればいいんですが、所有している土地が公売をしても買い手がつかな いような土地とか、そういうのが数多くございます。そういうものについては、差し 押さえはするけれども売れない土地という形で、登記簿上だけに差し押さえの名前が 入っている。それが売買等につながれば、そのときに税の回収ができるわけですが、 そこまでも至っていない物件が相当出ておりますので、それらの対応をこれからして いきたいというふうに考えております。

- ○議長(白岩征治君) 4番鈴木勝久君。
- ○4番(鈴木勝久君) 今言いたかったのは、そういう無理なものがあるというのは不納 欠損額に入れなければならないとは思いますけれども、村民の方々は何か税金払わな いで得しちゃったみたいな意識しかないんで、そういうところもちゃんと精査をして というか整理をして、これは無理だという部分も教えないと、一般の方がこの数字を

見ただけだと、自分もそうやれれば大丈夫なのかと思っちゃうと非常に危ないというか、おかしな方向にいっちゃうんじゃないか。ほとんどの方が納めていますけれども、そういうふうに取れないという、物理的に無理だというものもちゃんと理由か何かに明記していただかないと、村民の方が数字だけを見ちゃうと、逃げ得してオーケーなのという、そういう印象を持たれるのが一番怖かったというのがありまして、今質問させていただきました。

では、オーケーでございます。ありがとうございました。

ありがとうという言葉を使っちゃだめなんですね。失礼しました。

続きまして、委託料の問題でございますが、28ページです。これは委託料の主な 節における款別の状況等、ほとんど総務費でございます。

総務費でございますが、ちょっと私、今、資料忘れちゃったんですけれども、福祉課の委託料の欄を詳しく見せていただきましたら、介護認定するのに外の各団体に出しているものがありましたね、1回6,800円という介護認定、あれ1つの例なんでございますけれども、ああいう今アウトソーシングしている部分で、職員の方々にそういう部分を資格を取らせて、例えばその1つです、介護認定の話です。内輪で、資格をとって職員の方が認定するという方向にはいかないんでしょうか。1つ事例でお願いします。

- ○議長(白岩征治君) 福祉課長。
- ○福祉課長(中山隆男君) お答えします。

13番の委託料の中の外部への審査の委託ということなんですが、審査に当たりましては、資格を有する実質的な障害者関係の事業所の担当のほうに委託するものですから、それらの資格といってもかなり経験とか何かが必要ですので、即資格を取って職員がやるというのは、かなり現実的に難しくもなりますし、逆に、職員の増で人件費の増というふうな形も出てきますので、それについては今やっているような方法でやっていったほうが一番ベターというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(白岩征治君) 4番鈴木勝久君。
- ○4番(鈴木勝久君) それは1つの例でございました。

委託料、これが非常に毎年毎年金額が上がっているもんですから、この問題で質問させていただきました。

以上でございます。

○議長(白岩征治君) 4番鈴木勝久君の質疑は終わりました。 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第69号「平成26年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、本案に対する 賛成議員の挙手を求めます。

(举手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

- ◎会議時間延長の議決
- ○議長(白岩征治君) ここで、本日の会議時間の延長について議会運営委員会に要請を したいと思います。

(「議長の裁量でやってください」という声あり)

○議長(白岩征治君) 議長一任ということで異議ないですか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) それでは、これより午後11時までといたしますので、よろしく お願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) ここで20分の休憩をとりたいと思います。午後8時40分まで 休憩いたします。

(午後8時22分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後8時40分)

- ◎発言の取り消し
- ○議長(白岩征治君) 休憩前に引き続き議案第70号に対する……

(「議長」「訂正」という声あり)

- ○議長(白岩征治君) 4番鈴木勝久君。
- ○4番(鈴木勝久君) 先ほど質疑のときに、______で質疑を始めましたが、ちょっと見間違えまして、予算書を見て質疑をしたものですから、_____についての質疑の部分を取り消していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- ○議長(白岩征治君) 4番鈴木勝久君より取り消しの発言がありました。

議長において、会議規則第64条においてこれを許可いたします。

4番鈴木勝久君の発言の取り消しについて異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

- ○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。
 - ◎議案第70号に対する質疑、討論、採決
- ○議長(白岩征治君) それでは、日程第11、議案第70号に対する質疑を許します。 (「なし」という声あり)
- ○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第70号「平成26年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり認定されることに決定いたしました。

◎議案第71号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第12、議案第71号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第71号「平成27年度西郷村一般会計補正予算(第2号)」、本案に対する 賛成議員の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) ここで暫時休憩いたします。

(午後8時44分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後8時45分)

- ◎議案第72号~議案第76号に対する一括質疑、討論、採決
- ○議長(白岩征治君) 続いて、日程第13、議案第72号から日程第17、議案第76号まで、議案5件を一括して議題といたします。

一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 続いて、一括して討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本5議案について一括して採決を行います。

本5議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、本5議案は原案のとおり可決されました。

- ◎報告第3号に対する質疑
- ○議長(白岩征治君) 続いて、日程第18、報告第3号に対するを質疑を許します。 (「なし」という声あり)
- ○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 報告第3号「平成26年度西郷村財政健全化判断比率の報告について」は終わります。
 - ◎報告第4号に対する質疑
- ○議長(白岩征治君) 続いて、日程第19、報告第4号に対するを質疑を許します。 (「なし」という声あり)
- ○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 報告第4号「平成26年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について」は終わります。
 - ◎議案第77号に対する質疑、討論、採決
- ○議長(白岩征治君) 続いて、日程第20、議案第77号に対するを質疑を許します。 (「なし」という声あり)
- ○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第77号「社会資本整備総合交付金事業平成27年度施工西郷高原大橋長寿命 化修繕工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

- ◎西郷村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の件
- ○議長(白岩征治君) 続いて、日程第21、西郷村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の件を議題といたします。

選挙の方法については指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしま した。

次に、指名人をどのようにするかおはかりいたします。

(「議長指名」という声あり)

○議長(白岩征治君) ただいま議長指名の声がありました。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 暫時休憩いたします。

(午後8時50分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後8時54分)

○議長(白岩征治君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 配付漏れなしと認め、西郷村選挙管理委員会委員には4名を、補 充員には4名を指名いたします。

それでは、議長が指名いたします。

西郷村選挙管理委員会委員に、熊田公一君、斎藤壽生君、和田豊彦君、鈴木正敏君を指名いたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

おはかりいたします。

ただいま指名いたしました方は、西郷村選挙管理委員会委員の当選人に決定いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました熊田公一君、斎藤壽生君、和田豊彦君、鈴木正 敏君が西郷村選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、西郷村選挙管理委員会委員補充員には、第1順位に小針久昭君、第2順位に 三木貞次郎君、第3順位に鈴木茂君、第4順位に高阪泰二君を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま指名いたした方は、西郷村選挙管理委員会委員補充員の当選人に決定いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました第1順位小針久昭君、第2順位三木貞次郎君、 第3順位鈴木茂君、第4順位高阪泰二君が西郷村選挙管理委員会委員補充員に当選さ れました。

◎議案第78号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、追加日程第1、議案第78号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第78号「西郷村教育委員会教育長の任命について」、本案に対する賛成議員 の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第79号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、追加日程第2、議案第79号を議題といたします。

議案第79号につきましては、2番髙橋廣志君の一身に関する事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、2番髙橋廣志君の退席を求めます。

[2番 髙橋廣志君退場]

- ○議長(白岩征治君) 追加日程第2、議案第79号に対する質疑を許します。
 - 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 議案第79号について質疑いたします。

人事案件なので、本来ですと質疑は好ましくないな、そのように思うんですが、今年の3月まで職員として監査していただいた方が、今度は監査委員になるようにね、村長のほうから人事案件が出ているんですが、村長が言うように、優秀だから監査委員の人事案件として出てきたという言葉のとおりだとは思うんです。ですが、ほかに監査委員になる方、推薦できるような方はいなかったのかなと思うんですが、どうなんですかね。答弁できますか。できないですか。

いや、何かね、今度監査委員になって、例えば何課の課長、その他職員が監査に行ったときに、指摘できますかね。何か村長うなずいているんだけれども。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 十分に考えて、大丈夫でございます。どうぞよろしくお願いします。
- ○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。
- ○14番(大石雪雄君) 私ね、今年で8期議員やっています。ですが、こういう人事案件というのは初めてです。例えば、広域圏だってね、本当は議長と副議長が行くんですよ、村長はよくご存じだと思いますが。西郷で前回、佐藤富男君が行ったというのは、佐藤富男議員が何かこう興味がある、私がね、8期だから、まあいいだろうという感じで譲りました。ですから、何か特例的なね、職員上がりだから、職員からだからというと、やっぱり先輩議員がおもしろくない人はいっぱいいますから。そうする

とやはり、誰とは言わないんですけれども、議会が乱れるというのもありますから、 今後、人事をやるときには、その辺も考慮しながらお願いしたいな、そのように思い ます。

以上です。

○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

12番後藤功君。

○12番(後藤 功君) 12番。人事案件ということなんですが、私も教育長の人事案件で、ここにおられる加藤教育長に対してね、いろいろ問題提起した経緯がございます。ここで加藤教育長のためにも、何だ、人が変わったら後藤は何も言わないのかと、そういう個人的にどうのこうのではないんですが、まずはこの人事案件ね、今、大石議員が言われたように、私は、髙橋君もおめでたく議員になりました。全く平等なわけですが、ただね、世の中には経験とかいろいろなね、1年生は1年生なりの、これは世間一般ね、小学1年生と6年生というのは歴然とした学習の差がありますね。そういった意味からいったら、これは内容にかかわらず、一般的には、そういうことで経験の序列ということで物事を決めていくというのが普通ですね。

今回の、私は、特にこのような、人間が劣っているとかすぐれているとか、そういうことじゃなくて、いわばそういう一般常識論でいえばね、もう少し経験のある方がいっぱいいらっしゃるわけですから、なぜなのかなと。髙橋君もそれなりに経験を豊富に持った方なんだろう。しかしながら、議員の経験という、そういう行政に対して客観的に物事を見てきたという経験は、全くこれは本当に、この8月の選挙からまだ1か月そこそこですね。そういった観点から言えば、まだ私は物足りないんだと。

それで村長は、今回のいろいろな人事のそういう配置、これは議会が決めることだから、何だ、俺が決めたわけじゃないから、そういうふうに。当然なんですが、しかしながら、一連のそういう人事の背景を見ると、どうも村長の意思が入っていると言わざるを得ない。これは村長を支持するという与党体制というかな、その数が圧倒的に今回増えたから、思うように村長の思惑どおりに何でも運んでいくと。これは当然、それは政治を執行する上でそういう作業をするのは当たり前だから。

しかしながら、異議を唱える、あるいは反対する、いろいろな角度から物を申すならば、決してそれが一つの塊となってね、暴走ぎみ。我々もいろいろな主義主張はともかく、物事はやはり議員として客観的に見てみる。事の本質に当たって、それで判断する、そういうスタンスでやっています。

そういった意味からいくと甚だ、今回の髙橋君なんだけれども、監査委員という、 これ本当に村政をチェックする、行政をね。今まで行政の一翼を担っていた人間が、 果たして今度は逆な立場で、涼やかなそういう態度で見られるのかと。

私は何よりも、役人が何でもかんでもそういう一つの役職、そういうことにあまり 占めていくのはよくないと。やはり近年、特に官僚制度、そういう悪い言葉で言えば、 お役人が何事もみんな仕切って跳梁ばっこするということもあり得る。そういう意味 を排除する意味でも、やはり民間のいろいろな経済、民間の感覚というものを大事にするならばですよ、そういった方をむしろ村長は推薦するのが筋じゃないか。私はあまりにも役人というのに属する人間が、何でもかんでもこの日本、いろいろな地方自治体、県の人事でも、全部そういうことで仕切られていると、今後ますますそういう役人のウエートが占めてくると、それを危惧しているんです。

その点、どういうふうな選考の、村長が推薦するに当たって説明の中で、髙橋君は温厚篤実でまじめだと、それはそれでわかるんですが、しかし、それ以前のそういうお役人の習性というか、そういうものを十分しんしゃくしながら、民間感覚のそういうことのバランスとれた人事を私はやるべきだと。いっぱい先輩方がいますよね。その中にあって、わずか1か月ちょっとの人間を、この重要な監査、そういう任に充てるとはいかがなものかと。その辺どうですか。

- ○議長(白岩征治君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 議員の持論、よくわかっています。おっしゃることもそのとおり のところがいっぱいあります。いろいろなことを考えて決定したと、そして提案した というのが実情であります。

やはり人事のことになりますと、やっぱり各論おありです、皆様方。私も実は公務員であったわけでありまして、その点はご指摘の点いっぱいありますよね。ただ、一つ申し上げておきたいのは、私も地方公務員でこれまできましたが、やはり今ご指摘のように、民間の力あるいは多様な経験、それは大事にいたしますが、それに負けず劣らず勉強してきたという自負を持っております。

議員おっしゃることもよくわかりますし、そういったことを踏まえてということでありますので、全部が全部公務員だけというのはよくないと思いますが、やはり時としてそういう順番もあるということでご理解賜りたいと思います。

- ○議長(白岩征治君) 12番後藤功君。
- ○12番(後藤 功君) あまりくどくは私言いたくはないですが、だから役人悪玉論とかね、公務員はけしからんとか、頭からそういう決めつけるのはよくないと思います。私もそういうあれには立っていませんが、しかし、やっぱり何でもそうなんですよ。これは企業でも、今、社外取締役ね、外部監査、社内の人間じゃなくて外部から監査を頼んでいる、そういう時代ですよ、民間企業だって。やっぱり内部の人間だけでは、もちろんこれ議員は外の人間ですけれども、そういうことなんですよね。

だから、どうしても自分がいた古巣に対して甘い、そういうあれがあるんじゃないか。そうじゃないように願っていますが、やっぱり役所勤めで何十年も1つのそういうカテゴリーの、範疇の中で、やっぱりそういうことに対して染まってきちゃうんですね。その点が私は、むしろいろいろな商売をやったりね、そういう市場原理にさらされた皆さんのご意見のほうが徴用してしかるべきだと、このように思います。これはやはり多数の人間が決めることだから、いくら私が言っても、そういうことをやはり十分考えていただきたい、このように思います。あとはいいです。

○議長(白岩征治君) 12番後藤功君の質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。 これより採決を行います。

(「投票による採決」という声あり)

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) ちょっと暫時休憩いたします。

(午後9時11分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後9時14分)

○議長(白岩征治君) 議案第79号については、14番大石雪雄君より投票による採決の要求がありました。ほかに投票に賛成の方は挙手を願います。

(挙手2名)

- ○議長(白岩征治君) この採決については、2人以上から投票で行います。
 - ◎休憩の宣告
- ○議長(白岩征治君) 暫時休憩いたします。

(午後9時21分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後9時24分)

- ○議長(白岩征治君) これから議案第79号「西郷村監査委員の選任について」の採決 を行いますが、この採決については、大石雪雄君のほか2名から投票にされたいとの 要求がありましたので、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。(議場閉鎖)
- ○議長(白岩征治君) ここで皆さんにおはかりいたします。

記名か無記名かどちらの方法がいいか、おはかりいたします。

(「無記名」という声あり)

○議長(白岩征治君) それでは、無記名でお願いいたします。

ただいまの出席議員数は15名です。

次に、立会人を指名いたします。

1番松田隆志君、3番真船正康君、4番鈴木勝久君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げますが、本案に賛成の方は賛成と、反対の 方は反対と記載を願います。

それでは、立会人の方投票箱の点検をお願いいたします。1番松田隆志君、3番真 船正康君、4番鈴木勝久君、よろしくお願いします。(投票箱点検) 異状ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異状なしと認めます。

それでは、投票用紙を配ります。 (投票用紙配付)

○議長(白岩征治君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。 点呼を命じます。

議会事務局長。

(事務局長の点呼により議席1番から順次投票)

○議長(白岩征治君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。(投票完了)

開票を行います。1番松田隆志君、3番真船正康君、4番鈴木勝久君、開票の立ち 会いをお願いいたします。(開票)

それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票。有効投票のうち賛成8票、反対 5票。

よって、議案第79号は原案のとおり同意されることに決定いたしました。

2番髙橋廣志君の除斥を解きます。

○議長(白岩征治君) 議場の出入り口を開きます。(議場開鎖)

〔2番 髙橋廣志君入場〕

2番髙橋廣志君に申し上げます。

議案第79号は原案のとおり同意されましたことを本席から通知いたします。

◎議案第80号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、追加日程第3、議案第80号に対する質疑を許します。 (「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を用いないで採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第80号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり同意されることに決定いたしました。

◎諮問第1号に対する質疑、採決

- ○議長(白岩征治君) 続いて、追加日程第4、諮問第1号に対する質疑を許します。 (「なし」という声あり)
- ○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この件について意見のある方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 意見なしと認めます。意見を終結いたします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、適任である旨の意見を添えて 答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- ○議長(白岩征治君) 異議なしと認め、諮問第1号については適任であるとの意見を添 えて答申することを決定いたしました。
 - ◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決
- ○議長(白岩征治君) 続いて、日程第22、請願・陳情に対する委員長報告であります。 請願第3号に対する委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、南舘かつえ君。

○総務常任委員会委員長(南舘かつえ君) 6番。総務常任委員会委員長審査報告いたします。

本定例会において総務常任委員会に付託されました請願1件につきましては、9月 11日、本会議終了後、第二会議室におきまして委員全員出席のもと委員会を開催し、 内容を審査いたしました。

厳正なる審査の結果、請願第3号「安全保障関連法案に反対する意見書の提出を求める請願書」につきましては採択すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上です。

○議長(白岩征治君) 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) 13番。総務委員長に質疑をいたしたいと思います。

安全保障関連法案に反対する意見書ということでございますが、これは、さきの 9月11日の開会日に上程されまして、総務委員会のほうに付託されたと思います。 その後、国会のほうでは、この法案については可決されております。 そういう中で、 状況が変わってまいったわけですけれども、 その辺についての状況のお話し合いというのはどのようにされたのかお伺いをしたいと思います。

- ○議長(白岩征治君) 6番南舘かつえ君。
- ○総務常任委員会委員長(南舘かつえ君) 報告いたします。

その後につきましては、話し合いはしておりません。 以上です。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) そうしますと、内容的には、今この時期に、今議会で請願者が 出された請願内容が現在の状況の中では十分に整合性があるというふうになっておる 文章なんでしょうか。
- ○議長(白岩征治君) 6番南舘かつえ君。
- ○総務常任委員会委員長(南舘かつえ君) 議長、休憩を求めます。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 暫時休憩いたします。

(午後9時39分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後9時42分)

- ○議長(白岩征治君) 6番南舘かつえ君。
- ○総務常任委員会委員長(南舘かつえ君) ご報告申し上げます。

請願者の意を酌み、請願のとおり、国会採決があったにしても、意見書は地方自治 法第99条の規定により提出することになりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 地方自治法の第99条はわかりますけれども、国会でこの法案は強行採決をされて、もう通っちゃったんですね。成立しているんです、現在。かかわらず、この内容は、憲法違反の安保関連法案は撤回して――法案ですよ、法案は撤回して廃案にすべきですと言っているんですよね。ということは、全くこれ、いくら請願とはいえ、これ時期が遅れているんじゃないですかね。そういうものを西郷村議会が議決をして出すこと自体が、西郷村議会自体のやっぱり私は恥になると思うんです、現状においてはですよ。いかがですか。

(「休憩」という声あり)

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) ここで休憩をいたします。

(午後9時43分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後9時45分)

- ○議長(白岩征治君) 6番南舘かつえ君。
- ○総務常任委員会委員長(南舘かつえ君) ご報告申し上げます。

請願者からの撤回の申し出がなかったので、先ほど申し上げましたが、請願者の意 を酌み提出することになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。

- ○13番(佐藤富男君) 結局、総務委員会が開催されたときには、この法案はどのような状況になっていましたか。
- ○議長(白岩征治君) 6番南舘かつえ君。
- ○総務常任委員会委員長(南舘かつえ君) 国会は審議中でございました。
- ○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。
- ○13番(佐藤富男君) 国会の審議中であったということですが、実際には、この9月 30日が本会議最終日で、そして、その間には国会採決を行うということは火を見る より明らかにわかっていたわけですね。そしてまた自民党の圧倒的多数によって可決 することも予測できたわけでございまして、これについてね、そのまま、ただ賛成、 反対ということで、賛成で通したということは、私は、総務委員会の審議がちょっと 私自身は解せない状況だと思います。

総務委員長、ちょっとお伺いしますが、私自身もこの安保関連法案については、やはり非常に、戦争法案とは言わないまでも、必要性は認めるとしても、やはりここは国民と妥協をして、何らかの方法でこれは強行突破すべき問題ではなかったと私は思います、この法案については。ですが、今回の請願の意見書は、関連法案を撤回して廃案にしろということで、全くどれも意味をなしていないんですね、この意見書のものが。

ですから、委員長、どうですか、これを私は取り下げるなり、また言えば、本議会としては、委員会では当時ちょうど継続審議中だったということなもんですから、現在は決まっているんです。ですから、この問題を本会議の中で、これは一応意見書は否決をして、下から2番目の文言ですね、「憲法違反の安保関連法案は撤回して廃案にすべき」というところを、憲法違反の安保関連法案については反対という意思表示をした西郷村議会の決議案として、これを提出するというふうにしてはいかがかと思うんですね。

これを新たに決議案を動議として提出するということです。 (不規則発言あり) いやいや、このことはこのこと。いや、だから、例えばですよ、例えば私が個人的にですよ、例えばの話、個人的に、これが可決された後に、否決されてもかまいませんが、緊急動議として、例えば議会の決議案を出すということについては、これ合法的なんですよね。出せるはずです。私がこの安全保障関連法案について反対するという決議案を出せるわけです。 (不規則発言あり) だから、新たにこの決議案をつくって、それを審議して、それを西郷村議会の議決として出す分には、私は時を得ていると思うんですね。それについていかがですか。

(「議長、休議をお願いします」という声あり)

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) ここで休憩いたします。

(午後9時50分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後9時56分)

- ○議長(白岩征治君) 6番南舘かつえ君。
- ○総務常任委員会委員長(南舘かつえ君) ご報告いたします。

今回付託されましたのは、採択すべきものと決しましたので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長(白岩征治君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

請願第3号「安全保障関連法案に反対する意見書の提出を求める請願書」に対する 委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(举手少数)

○議長(白岩征治君) 挙手少数であります。

よって、請願第3号は不採択と決定いたしました。

(「議長、動議」という声あり)

◎動議の提出

- ○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。
- ○11番(上田秀人君) 11番。緊急動議を申し上げたいと思います。

ただいま否決されたことでありますけれども、安全保障関連法に反対する意見書を 議員提出議案として出したいと思います。提出のための時間をとっていただきたいと 思います。よろしくお願いします。

◎動議の上程

- ○議長(白岩征治君) ただいま11番上田議員より動議が提出されました。賛成議員は。 (「はい」という声あり)
- ○議長(白岩征治君) 賛成議員がおりますので、動議は成立いたしました。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) ここで暫時休憩いたします。

(午後9時59分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後10時01分)

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) これより10時20分まで休憩いたします。

(午後10時01分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後10時21分)

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) ここで、まだ準備が整っておりませんので、10分ほど休憩いた します。午後10時35分まで休憩いたします。

(午後10時21分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後10時35分)

◎会議時間延長の議決

○議長(白岩征治君) ここでおはかりをいたします。 会議時間を午後11時59分まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認め、本日の会議は午後11時59分までといたします。

◎追加日程の議決

○議長(白岩征治君) 意見書を提出することの動議を日程に追加し、日程第22の次に 追加日程第5、発議第7号とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについ て採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

したがって、この動議は日程に追加し、追加日程第5として日程の順序変更をし、 直ちに議題とすることは可決されました。

◎追加議案の上程(発議第7号)

○議長(白岩征治君) 追加日程第5、発議第7号とすることの動議を議題といたします。

動議文書を配付いたします。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 暫時休憩いたします。

(午後10時36分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後10時38分)

○議長(白岩征治君) 文書の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 配付漏れなしと認めます。

◎発議第7号に対する説明、質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) それでは、動議の内容の説明を求めます。

11番上田秀人君。

○11番(上田秀人君) 11番。議員提出議案について説明をいたします。

安全保障関連法に反対する意見書の提出についてということでございます。

上記議案を別紙のとおり西郷村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提出の理由については、安全保障関連法を廃止することを国に対し要望するため、 賛成議員と連署の上、提出をするものでございます。

ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。 以上です。

○議長(白岩征治君) 説明が終わりました。

この動議に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) 今回のこの決議案につきましては、やっぱり日本の国民の生命、まさに自分たちの子どもたち、孫たちにおいても非常に大きな問題を含んでおります。そしてまた、憲法解釈を変えて、集団的自衛権も含め、そういった戦争に駆り出されるということを、今回これがもし通るとするんであれば、これから政権によって常に憲法を変えずに、憲法の勝手な解釈によって、ますますこの問題がエスカレートしてくると私は思っております。非常に危険な方向にいくと思います。

そういう意味で、やっぱり我々地方議員としても、この法案について、全面的に反対ではないけれども、やはりこれだけの国民の方々が本当に真剣に、日本が戦争に参加するという状況になってくることは明白でありますので、やはり我々もそういう中できちんと意思表示をこの議会の中でする必要があると思いますので、今回の採決につきましては記名投票で賛否をとっていただきたいということをお願いいたします。

○議長(白岩征治君) 今、13番佐藤富男君より、議事進行について、投票でやっていただきたいと、

(「記名投票でお願いします」という声あり)

○議長(白岩征治君) 記名投票でやっていただきたいということでございますが、異議 ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認め、それでは投票で行います。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 暫時休憩いたします。

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後10時43分)

○議長(白岩征治君) これから発議第7号の採決を行いますが、この採決については、 佐藤富男君ほか2人以上から記名投票にされたいとの要求がありましたので、記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。 (議場閉鎖)

○議長(白岩征治君) ただいまの出席議員数は15名です。

次に、立会人を指名いたします。

5番佐藤厚潮君、6番南舘かつえ君、7番藤田節夫君を指名いたします。

投票箱の点検をお願いいたします。(投票箱点検)

異状ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載を願います。記名投票でお願いいたします。自分の名前をあわせて記載をお願いいたします。(投票用紙配付)

○議長(白岩征治君) 配付漏れはないですか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

(事務局長の点呼により議席1番から順次投票)

○議長(白岩征治君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。(投票完了)

開票を行います。5番佐藤厚潮君、6番南舘かつえ君、7番藤田節夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。(開票)

それでは、発議第7号「安全保障関連法に反対する意見書の提出」について、投票 の結果を報告いたします。

投票総数15票、有効投票15票、無効ゼロ。有効投票のうち賛成11票、反対 4票であります。

以上のとおり賛成多数です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

別記

記名投票における賛否の氏名について

西郷村議会会議規則第124条(会議録の記載事項)により記載。

1番松田隆志(賛成) 2番髙橋廣志(賛成) 3番真船正康(反対)

4番鈴木勝久(賛成) 5番佐藤厚潮(反対) 6番南舘かつえ(反対)

7番藤田節夫(賛成) 8番金田裕二(反対) 9番秋山和男(賛成)

10番矢吹利夫(賛成)11番上田秀人(賛成)12番後藤功(賛成)

13番佐藤富男(賛成)14番大石雪雄(賛成)15番真船正晃(賛成)

議場の出入り口を開きます。 (議場開鎖)

◎議員派遣の件

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員の派遣について議会の議決を求めるものです。

おはかりいたします。

お手元に配付のとおり議員派遣をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定をいたしました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第24から日程第28までの各委員会の閉会中の所 管事務及び所掌事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から、会議規則第75条の規定により、所管事 務調査及び所掌事務調査等について継続審査の申し出がありました。

おはかりをいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎教育長挨拶

○議長(白岩征治君) ここで、教育長加藤征男君より発言を求められておりますので、 これを許します。

教育長、加藤征男君。

○教育長(加藤征男君) お疲れの中、発言する機会をお認めいただきまして、まことに ありがとうございます。一言ご挨拶をさせていただきます。

私こと、このたび、平成27年10月31日をもちまして教育長を辞すること、村 長並びに教育委員会に申し出をいたしました。お認めをいただきまして、心から安堵 するとともに、御礼を申し上げる次第でございます。

平成15年4月2日より、時は早いものでもう13年目になっておりました。

このたび新教育長制度が4月から実施されまして、西郷村においても、よいと言われている制度を取り入れることがいいこと、さらには長くなっていること、そして、今日ご審議いただきましたように、後進にすばらしい人を得て、道をお譲りいたしたいというふうに思っておりましたこと、さらには、年度途中ではありますが、今後、平成28年度に向けての教育行政、重大な時期にかかってきます。施策をつくること、さらには予算のこと、そして学校組織をつくっていかなければならないなど、このときをおいてないなというふうに決心した次第でございます。

顧みますと、皆様方にどれほどかお世話になりまして、いろいろなことをするに当たって、いつも背中を押していただいたと思っています。これからも西郷村の教育の発展を心から本当に念じながら、一村民としてできることを、また自分に恥じないように歩んでいきたいというふうに思っております。いろいろな意味でこれからもまたご指導、そしてご交誼をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

残された10月一月間、全力で教育行政にまた努めてまいりたいと思いますので、 今後ともよろしくお願いを申し上げます。

村長さんはじめ、議長さん、議員の皆様方、歴代の議長さん、議員の皆様方には、 ご健康に十分留意され、そしてご活躍をされることを心から念じて、感謝の挨拶にさ せていただきます。本当にお世話になりましてありがとうございました。(拍手)

○議長(白岩征治君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字の整理、訂正につきましては議長に委 任いただきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理、訂正等につきましては議長に委任いた だくことを決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長(白岩征治君) 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(白岩征治君) これをもちまして、平成27年西郷村議会第3回定例会を閉会と いたします。ご苦労さまでした。

(午後10時58分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年 9月30日

西郷村議会 議 長 白 岩 征 治

署名議員 松 田 隆 志

署名議員 髙 橋 廣 志